

令和7年第1回宇城市議会定例会 会期日程表

会期24日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
3月4日	火	本会議	○ 開会・開議 ○ 議席の指定及び変更 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 所信表明 ○ 報告第1号から議案第38号までの44議案を一括上程・提案理由説明 ○ 報告第1号から議案第31号までの詳細説明 ○ 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙 【 散 会 】
3月5日	水	休 会	○ 議事整理
3月6日	木	休 会	○ 議事整理
3月7日	金	本会議	○ 開議 ○ 承認第1号の質疑・討論・採決 ○ 議案第1号から議案第31号までの質疑・委員会付託 ○ 議案第39号から同意第1号までの追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑 ○ 議案第39号及び議案第40号の委員会付託 ○ 議案第32号から議案第38号までの詳細説明 【 散 会 】
3月8日	土	休 会	○ 市の休日
3月9日	日	休 会	○ 市の休日
3月10日	月	休 会	○ 常任委員会（総務文教、民生）
3月11日	火	休 会	○ 常任委員会（建設経済）
3月12日	水	休 会	○ 議事整理
3月13日	木	休 会	○ 議事整理
3月14日	金	休 会	○ 議事整理
3月15日	土	休 会	○ 市の休日

3月16日	日	休 会	○ 市の休日
3月17日	月	本会議	○ 開議 ○ 議案第1号から議案第31号まで、議案第39号及び議案第40号の委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第32号から議案第38号までの質疑・委員会付託 ○ 発議第1号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決 ○ 宇城市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 【 散 会 】
3月18日	火	休 会	○ 常任委員会（総務文教、建設経済、民生）
3月19日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（林田、坂下） 【 延 会 】
3月20日	木	休 会	○ 市の休日
3月21日	金	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（大村、原田） 【 延 会 】
3月22日	土	休 会	○ 市の休日
3月23日	日	休 会	○ 市の休日
3月24日	月	休 会	○ 議事整理
3月25日	火	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（田中、河野（正）） 【 散 会 】
3月26日	水	休 会	○ 議事整理
3月27日	木	本会議	○ 開議 ○ 議案第32号から議案第38号までの委員長報告・質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

3 月 4 日 (火)

令和 7 年第 1 回宇城市議会定例会（第 1 号）

令和 7 年 3 月 4 日（火）

午前 10 時 00 分 開議

1 議事日程

日程第 1		議席の指定及び変更
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸報告
日程第 5		所信表明
日程第 6	報告第 1 号	専決処分の報告について（専決第 24 号）
日程第 7	報告第 2 号	専決処分の報告について（専決第 25 号）
日程第 8	報告第 3 号	専決処分の報告について（専決第 26 号）
日程第 9	報告第 4 号	専決処分の報告について（専決第 2 号）
日程第 10	報告第 5 号	専決処分の報告について（専決第 3 号）
日程第 11	承認第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号）
日程第 12	議案第 1 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 13	議案第 2 号	令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 14	議案第 3 号	令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 15	議案第 4 号	令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 16	議案第 5 号	令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 17	議案第 6 号	令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 18	議案第 7 号	令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 19	議案第 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 20	議案第 9 号	宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 10 号	宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用

		及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 1 号	宇城市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第 2 3	議案第 1 2 号	宇城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正 する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 1 3 号	宇城市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の 制定について
日程第 2 5	議案第 1 4 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す る条例の制定について
日程第 2 6	議案第 1 5 号	宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の 制定について
日程第 2 7	議案第 1 6 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 2 8	議案第 1 7 号	宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第 2 9	議案第 1 8 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 1 9 号	宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水 道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 3 1	議案第 2 0 号	宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を 廃止する条例の制定について
日程第 3 2	議案第 2 1 号	工事請負契約の締結について（小川総合文化センター中 規模改修工事）
日程第 3 3	議案第 2 2 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について （松橋中学校校舎棟改築工事）
日程第 3 4	議案第 2 3 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について （小川中学校校外構工事）
日程第 3 5	議案第 2 4 号	権利の放棄について（水道料金の債権）
日程第 3 6	議案第 2 5 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴 えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所 敷地（1））
日程第 3 7	議案第 2 6 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴

えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（２））

日程第３８ 議案第２７号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内４９１番）

日程第３９ 議案第２８号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内５０４番）

日程第４０ 議案第２９号 市道の路線の廃止について

日程第４１ 議案第３０号 市道の路線の認定について

日程第４２ 議案第３１号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第４３ 議案第３２号 令和７年度宇城市一般会計予算

日程第４４ 議案第３３号 令和７年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第４５ 議案第３４号 令和７年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第４６ 議案第３５号 令和７年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第４７ 議案第３６号 令和７年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第４８ 議案第３７号 令和７年度宇城市水道事業会計予算

日程第４９ 議案第３８号 令和７年度宇城市下水道事業会計予算

日程第５０ 選挙第１号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

日程第５１ 休会の件

２ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３ 出席議員は次のとおりである。（２０人）

１番 林 田 和 君	２番 津志田 幸 紀 君
３番 坂 元 大 介 君	４番 四 海 公 貴 君
５番 河 野 真 理 君	６番 吉 良 邦 夫 君
７番 田 中 美 君 君	８番 嘉古田 茂 己 君
９番 原 田 祐 作 君	１０番 永 木 誠 君
１１番 山 森 悦 嗣 君	１２番 三 角 隆 史 君
１３番 坂 下 勳 君	１４番 大 村 悟 君
１５番 高 橋 佳 大 君	１６番 園 田 幸 雄 君
１７番 河 野 正 明 君	１８番 豊 田 紀代美 君

19番 中山 弘幸 君

20番 石川 洋一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野 修 君 書 記 河村 聡美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末松 直洋 君	副 市 長	天川 竜治 君
教 育 長	平岡 和徳 君	総 務 部 長	木見田 洋一 君
市長政策部長	元田 智士 君	市 民 部 長	岩竹 泰治 君
福 祉 部 長	岩井 智 君	保健衛生部長	井住 寿宏 君
経 済 部 長	浦田 敬介 君	土 木 部 長	平木 恵一 君
教 育 部 長	舩井 貴男 君	総務部次長	米田 年宏 君
市長政策部次長	田川 大輔 君	市民部次長	吉崎 賢二 君
福祉部次長	平松 洋介 君	保健衛生部次長	田嶋 真 君
経済部次長	池田 真一 君	土木部次長	星津 章博 君
教育部次長	山下 寛樹 君	三角支所長	佐藤 幹雄 君
不知火支所長	木下 秀典 君	小川支所長	坂本 優子 君
豊野支所長	西村 光代 君	上下水道局長	福田 真治 君
会計管理者	永田 康之 君	監査委員事務局長	井上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園田 弥生 君	財 政 課 長	田尻 勇樹 君

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） ただいまから、令和 7 年第 1 回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 議席の指定及び変更

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議席の指定及び変更を行います。

2 月 9 日執行されました市長選挙及び市議会議員補欠選挙により、議員の入れ替わりがっております。そのことにより、議席の指定及び変更をする必要があります。

会議規則第 3 条第 2 項の規定により、1 番に林田和君、2 番に津志田幸紀君、14 番に大村悟君を指定します。

また、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、お手元に配布しております議場見取図のとおり議席を変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、議場見取図のとおり議席を変更することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定によって、14 番、大村悟君及び 15 番、高橋佳大君の 2 人を指名します。

-----○-----

日程第 3 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 3 月 4 日から 27 日までの 24 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 27 日までの 24 日間に決定しました。

-----○-----

日程第 4 諸報告

○議長（豊田紀代美君） 日程第 4、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、まず、議員の辞職及び自動失職について御報告いたします。

1月7日付けで、溝見議員から辞職願が議長宛てに提出され、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、議長において、同日付けで宇城市議会議員を辞職することを許可しました。宇城市議会会議規則第145条第3項及び第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

また、福田議員及び村上議員につきましては、2月9日に行われました市長選挙の候補者となられたことに伴い、公職選挙法第90条第1項の規定に基づき、2月2日付けで自動失職となりました。

さらに、2月9日に行われました市長選挙及び市議会議員補欠選挙により、議員の入れ替わりがあっており、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任を行う必要が生じたので、総務文教常任委員に2番、津志田幸紀君及び14番、大村悟君を、民生常任委員に1番、林田和君を選任し、議会運営委員に8番、嘉古田茂己君を選任したことを御報告いたします。また、熊本天草幹線高規格道路整備特別委員に2番、津志田幸紀君を、内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員に1番、林田和君及び14番、大村悟君を選任したことを報告いたします。

次に、お手元に配布しておりますように1ページから4ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和6年11月分及び12月分が提出されております。

主な公式行事については、5ページのとおりです。

次に、陳情等について申し上げます。

去る2月21日の第2回議会運営委員会において、机上配布と決定した3件の陳情書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第5 所信表明

○議長（豊田紀代美君） 日程第5、所信表明を議題とします。

市長から所信表明の申出がありますので、これを許します。

○市長（末松直洋君） 皆さんおはようございます。

このたび、市民の皆様の温かく力強い御支援をいただき、栄えある第4代宇城市長として市政運営の重責を担うことになりました。宇城市民57,000人の代表として、宇城市の未来のために全身全霊で取り組む覚悟です。

それでは、ただいまから私の市政運営の基本的な考え方を申し上げ、議員並びに

市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

市長就任後、宇城市民の皆様はもとより、宇城市外の皆様からも温かいエールをいただきました。改めて、寄せられている期待の大きさを実感するとともに、これから市民の皆様と一緒に、新しい宇城市の未来を創ることができることを心より楽しみにしております。

私は、宇城市に生まれ、宇城市で育ち、宇城市で生活してまいりました。地域団体の代表から始まり、熊本県議会議員を10年務め、誰よりも宇城市のことを考えてきたと自負しております。

市長に就任するに当たり、改めて宇城市の良さを実感しています。豊かな大地、海が見える眺望、花と緑に囲まれた住環境など、どれも自慢できる“ふるさと”があります。

暮らしやすさの面でも、県の中央に位置した立地、国道、鉄道、高速道路などの多様なアクセス、大型ショッピングモールや充実した医療施設など他に引けを取っていません。

文化の面でも、歴史ある世界文化遺産の三角西港、多くの来館者が訪れる不知火美術館・図書館はもちろんのこと、各地域の祭り、伝統芸能など長い歴史の中で紡がれてきた生活に息づくすばらしい文化があります。

私は、これまで地域に根差した市民活動や県議会議員として、本当に多くの方々と出会い、お世話になってきました。地域のためにと汗をかいてくれる方、子や孫のためにと頑張ってくれる方、宇城市の将来のためにと立ち上がってくれる方、たくさんのすばらしい方との出会いの中で思ったことは、どこにも負けない魅力と可能性が宇城市にはあると信じています。

これから、宇城市のリーダーとしてその魅力を最大限に引き出し、市民の皆様とともに宇城市の未来を創り上げる。この場に立ち、改めてそう決意しています。

この4年間で取り組む最も重要なテーマは、人口減少対策です。大変難しいテーマではありますが、将来の宇城市を見据えた3つの視点を中心に誠心誠意取り組んでまいります。

1つ目は、民間投資を促せるよう宅地開発、産業用地の確保に努め、都市計画に基づいた官民連携のまちづくりを進めてまいります。重要産業である農業とのバランスを保ちつつ適切な土地利用を進め、消費や労働の担い手となる定住人口の増加、企業誘致の推進で経済の活性化を目指してまいります。

2つ目は、市民所得と事業者利益の増加に取り組み、市経済の拡大を目指してまいります。まずは、一人当たりの市民所得の向上です。就労支援や働きやすい環境を整備し、市民の労働参加を高めていきます。また、人手不足解消のためICTの

活用やD X化にも取り組み、生産性向上や事業拡大を支援し、地場企業や自営業・農業者の所得増加にも努めてまいります。

3つ目は、市職員の能力を最大限に生かし、宇城市の好循環をつくる市役所組織をつくり上げていきます。円滑な行政運営を担っていくには、市職員の協力が欠かせません。職員のやる気を引き出し、コミュニケーションを積極的にとり、風通しの良い雰囲気をつくってまいります。市役所がワンチームとなることで、困難な行政課題に対し前向きな姿勢で邁進してまいります。

これらの取組で生まれた成果を市民サービス向上や市の資本に投資し、更なる好循環を生み出し、周辺自治体とも協力しながら、持続可能で魅力ある宇城市を創り上げてまいります。

以上、市政運営に臨む私の基本的な姿勢をお話いたしました。まだ就任したばかりで具体的な政策はこれからです。これから多くの方々のお知恵をいただくことで、基本的な理念はそのままに、より良い政策につなげることができると思います。

市民の声に耳を傾け、市民とともに創り上げていくことをモットーに、市民の皆様、民間企業や各種団体、市の職員、そして市民の代表である市議会議員の皆様、お一人お一人と対話を重ねながら、市民主体の市政を実現してまいります。

最後に、議員各位そして市民の皆様お一人お一人の御理解、御支援そして御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

御清聴誠にありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） これで、所信表明を終わります。

-----○-----

日程第 6	報告第 1 号	専決処分の報告について（専決第 2 4 号）
日程第 7	報告第 2 号	専決処分の報告について（専決第 2 5 号）
日程第 8	報告第 3 号	専決処分の報告について（専決第 2 6 号）
日程第 9	報告第 4 号	専決処分の報告について（専決第 2 号）
日程第 1 0	報告第 5 号	専決処分の報告について（専決第 3 号）
日程第 1 1	承認第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号）
日程第 1 2	議案第 1 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 3	議案第 2 号	令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 4	議案第 3 号	令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 5	議案第 4 号	令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 6	議案第 5 号	令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 7	議案第 6 号	令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 8	議案第 7 号	令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 9	議案第 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 9 号	宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 0 号	宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 1 号	宇城市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 1 2 号	宇城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 1 3 号	宇城市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 1 4 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 1 5 号	宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 1 6 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 1 7 号	宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 1 8 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 1 9 号	宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 2 0 号	宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例の制定について

- 日程第 3 2 議案第 2 1 号 工事請負契約の締結について（小川総合文化センター中規模改修工事）
- 日程第 3 3 議案第 2 2 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校校舎棟改築工事）
- 日程第 3 4 議案第 2 3 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校外構工事）
- 日程第 3 5 議案第 2 4 号 権利の放棄について（水道料金の債権）
- 日程第 3 6 議案第 2 5 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（１））
- 日程第 3 7 議案第 2 6 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（２））
- 日程第 3 8 議案第 2 7 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 4 9 1 番）
- 日程第 3 9 議案第 2 8 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 5 0 4 番）
- 日程第 4 0 議案第 2 9 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 4 1 議案第 3 0 号 市道の路線の認定について
- 日程第 4 2 議案第 3 1 号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 4 3 議案第 3 2 号 令和 7 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 3 号 令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 4 号 令和 7 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 3 5 号 令和 7 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 3 6 号 令和 7 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 3 7 号 令和 7 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 4 9 議案第 3 8 号 令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（豊田紀代美君） 日程第 6、報告第 1 号専決処分の報告について（専決第 2 4 号）から、日程第 4 9、議案第 3 8 号令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 本日からの令和 7 年第 1 回市議会定例会では大変お世話になり

ます。今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回提出しますのは、報告案件として専決処分の報告について5件、承認案件として専決処分の報告及び承認について1件、予算案件として、補正予算では令和6年度宇城市一般会計補正予算等7件、当初予算では令和7年度宇城市一般会計予算等7件、条例案件として刑法等の一部改正に伴う関係条例の一部改正について等13件、最後にその他案件として工事請負契約の締結について等11件、合わせて44件をお願いするものであります。

令和7年度一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ340億8,700万円余としています。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第1号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 報告第1号市道路肩の除草作業中に発生した物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は11ページ、12ページとなります。

令和6年10月30日午前11時30分頃、市道江頭線の路肩を草刈り機による除草作業中、草刈り機の刃により飛ばされた小石が、市道に隣接します相手方の自宅駐車場に駐車中の自家用車のリアガラスに直撃し、ガラスを破損させたことで、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は90,772円となります。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第1号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第2号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集は13ページ、14ページです。報告第2号砂川排水機場管理不備によるほ場湛水被害に係る損害賠償額の専決処分について説明いたします。

令和6年2月21日未明の大雨の際、砂川排水機場の排水ポンプの動力源であるモーターの冷却水制御装置が故障いたしました。これにより3基ある排水ポンプが全て稼働せず、受益地のほ場が長時間湛水し農作物に被害を与えたため、管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は11件、合計2,720万6,776円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されています。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第2号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第3号及び報告第4号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 報告第3号市の土地管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は15ページ、16ページとなります。

令和6年5月27日午前5時40分頃、松橋町豊福地内の九州縦貫自動車道下り線に隣接した本市管理土地から倒木が発生し、走行車線及び追越し車線を塞ぎ、走行中の車両が避けきれず幹や枝等に接触し、フロントバンパー、助手席ドア等を損傷し、土地管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は769,670円となります。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されています。また、この倒木による被害車両は4台ありまして、そのうちの4台目となります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号市の土地管理不備による人身事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は17ページ、18ページです。

同様に、令和6年5月27日、松橋町豊福地内の九州縦貫自動車道下り線に隣接した本市管理土地より倒木が発生し、走行車線及び追越し車線を塞ぎ、走行中の車両が避けきれず車に接触し、運転者に傷害を与え、土地管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は583,126円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第3号及び報告第4号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第5号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案集19ページ、20ページをお願いいたします。報告第5号公用車運転中における物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。

令和6年10月22日に、市職員が公用車を運転中、市道久具松橋大道線の路上において、前方で右折のため停車していた相手方車両を認識するのが遅れ、相手方の車両後方に衝突し損傷させたことで、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は731,800円です。

なお、本件損害賠償額は物的損害部分の賠償金です。また損害賠償金は、全国自治協会自動車損害共済保険から補填されております。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第5号の詳細説明が終わりました。

これで、報告第1号から報告第5号までの専決処分の報告についてを終わります。

次に、承認第1号及び議案第1号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）、令和6年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号）について説明いたします。議案集は21ページから22ページをお願いいたします。また資料は、別冊の令和6年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第2号）となります。

令和7年1月22日付けで予算を専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものです。

内容は、国の補正予算（第1号）の成立に伴い、低所得世帯の食料品やエネルギー等の物価高騰のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を支援するため、住民税非課税世帯当たり3万円を目安として給付する事業などを国の施策に応じて迅速に措置すべく補正対応したものです。

それでは、別冊の予算書により御説明いたします。令和6年度宇城市一般会計補正予算書（専決第2号）の1ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,866万3,000円を追加し、予算総額を362億6,654万1,000円としております。

併せて4ページでは、繰越明許費の追加を行っております。

次に、8ページをお願いいたします。歳出予算となります。

款3、項1、目1社会福祉総務費で3億3,800万円余を補正しております。主な補正は、節18の住民税均等割非課税世帯給付金2億400万円と、こども加算給付金1,600万円となります。物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税の均等割が非課税となる低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給し、さらに子育て世帯については、子ども一人当たり2万円を加算して支給するものです。

また、定額減税不足額給付金9,450万円は、令和6年度に行いました定額減税補足給付金の額に不足があることが判明した場合に、追加で納税者に給付するものです。財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で全額が賄われます。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第1号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。別冊の令和6年度宇城市各会計補正予算書におけます宇城市一般会計補正予算（第5号）の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,792万1,000円を追加し、予算の総額を367億1,446万2,000円としています。

また、第2条から第5条で、継続費の設定と繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を併せて行っております。

補正の内容につきましては、年度末までの最終的な予算執行を見込み、人件費の増減や入札等による執行不用額の減額、また国の補正予算の成立等により、新たに発生した財政需要に対しまして増額対応を行うものです。

次に、2ページから5ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正となります。歳入歳出ともに補正総額を4億4,792万1,000円とし、各款及び項において補正しております。

主な補正については、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

続いて、6ページに移ります。第2表、継続費の設定です。豊福小学校校舎建て替え事業の継続費総額を38億670万円とし、令和6年度から令和9年度の4年間におきまして、年割額を紙面のとおりそれぞれ設定しております。国の補正予算（第1号）に関連し国の補助金等を有効活用するため、令和6年度に事業費の一部を前倒しして予算対応するものです。

7ページをお願いいたします。第3表、繰越明許費補正です。1追加で、豊野総合公園整備基本計画策定業務委託ほか22件を追加しております。

また、8ページに移りまして、2変更で、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金ほか1件を紙面のとおり変更しております。

続いて、9ページをお願いいたします。第4表、債務負担行為補正です。1追加で、地域介護予防活動支援等事業委託ほか1件を紙面のとおり追加し、2廃止では、障害者地域生活支援事業委託ほか2件を廃止、また、3変更では、農村環境改善センター管理業務委託ほか9件を10ページにわたりまして紙面のとおり変更しております。

続いて、11ページをお願いいたします。第5表、地方債補正です。1変更で、総務管理施設整備事業費ほか15件を紙面のとおり変更しております。

続きまして、歳出の主なものと特定財源について事項別明細書にて説明いたします。

26ページをお願いいたします。事項別明細書の3歳出となります。

款2、項1総務管理費、27ページ下段に移りまして、目3財政管理費、節24積立金のうち、元金積立金の減債基金9,827万8,000円は、国税収入の上振れにより普通交付税が増額となりましたが、公債費の償還に係る財源の一部が前倒しして財源措置されたため、次年度以降の減収に備えるための積立てとなります。

32ページをお願いいたします。目16熊本地震復興基金事業費、節17備品購入費の1,324万1,000円は、冷暖房設備がない避難所や長期避難生活になった場合の避難者の居住環境を改善するため、スポットクーラーや大型扇風機などを整備するものです。財源は、国の補正予算で新設されました新しい地方経済・生活環境創生交付金や平成28年熊本地震復興基金などで賄う予定としております。

続いて、40ページをお願いいたします。款3、項4、目3子ども・子育て支援費、節18負担金補助及び交付金の私立保育所運営費負担金1億2,700万円余は、昨年12月に国が定める公定価格が引き上げられたことから、年度末までに不足が見込まれる額を増額するものです。財源は、国庫支出金と県支出金の子どものための教育・保育給付費負担金で4分の3程度が賄われます。

50ページをお願いいたします。ページ中段になります款5、項3、目4漁港改良費、節14工事請負費の海岸メンテナンス工事費3,720万円は、田井ノ浦漁港における護岸改良工事の増額となります。国の補正予算に伴う補助金の追加内示に伴いまして、既に予算措置していた通常分と合わせて護岸の保全の施工を行うものです。財源は、国庫支出金の地域水産物供給基盤整備事業費補助金が2分の1、残余を市債の漁港改良事業債などで賄う予定としております。

続いて、52ページをお願いいたします。款7、項2、その下段の目2道路維持費、節14工事請負費の道路維持工事費1億4,400円余は、国の補正予算に伴う補助金の追加内示に伴い、防災・安全対策として不知火ウキウキ線ほか5路線の道路舗装等に要する工事費となります。財源は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金が52%、残余を市債の道路維持事業債などで賄う予定としております。

次に、60ページをお願いいたします。款9、項2の下段、目3学校建設費、節12委託料の工事監理業務委託料2,268万円、また61ページに移りまして、節14工事請負費の豊福小学校校舎棟改築工事費15億円は、先ほど第2表、継続費で説明いたしました豊福小学校校舎建て替え事業の令和6年度年割額分となります。財源は、国庫支出金の公立学校施設整備費補助金が1億5,200万円余、残余を市債の小学校施設建設事業債などで賄う予定としております。

以上が、歳出予算の主なものとなりますが、今回の補正では、国の補正予算に伴う国庫補助事業については、繰越明許費を併せて設定しておりますので申し添えま

す。

続きまして、歳入予算の説明をいたします。主な特定財源につきましては歳出予算で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明いたします。

14ページをお願いいたします。事項別明細書の2歳入となります。中段の款7、項1、目1地方消費税交付金で1億400万円余を増額しております。消費税と併せて国が徴収いたします地方消費税の地方への配分交付金の増額を行うものです。

款12、項1、目1地方交付税で、普通交付税を2億8,700万円余増額しております。国の補正予算に伴う地方負担額の追加及び地方公務員の給与改定に伴う経費の一部などが追加で措置されたものです。

22ページをお願いいたします。ページの中段の款20、項2、目1財政調整基金繰入金で10億5,100万円余を減額しております。歳入歳出予算の財源調整となります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第1号及び議案第1号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第2号及び議案第3号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第2号令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億4,779万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億1,975万5,000円とするものです。

なお、今回の補正は本年度の最終補正となりますので、予算全般にわたり、収入支出の見込みを精査した上で予算の増減を行っております。

それでは、歳入の主なものについて説明します。6ページをお願いします。

款3県支出金、項1県補助金2億3,693万6,000円の減額は、療養給付費や高額療養費等の支出見込み減による普通交付金の減額及び県繰入金の減額によるものです。

款5繰入金、項1他会計繰入金543万1,000円の増額は、国・県繰入金の交付申請額の確定による増額のほか、7ページの節9その他一般会計繰入金として、財政安定化支援繰入金3,357万3,000円の増額によるものです。これは、令和5年度の国保特別会計の収支が不足したことにより、令和6年度予算から繰上げ充用を行ったことに伴い、今年度の収支が不足することが見込まれるため、その額を一般会計からの貸付金により対応するものです。

次に、歳出を説明します。8ページをお願いします。

歳出につきましては、年度末までの最終的な予算執行を見込み、人件費や執行見

込みなどに対する予算対応が主な内容です。

なお、11ページの款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目12保険給付費等交付金償還金365万1,000円の増額は、令和5年度分の国庫支出金及び県支出金の額の確定により、超過交付分を返還するためのものです。

以上で、議案第2号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第3号令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,017万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億518万9,000円とするものです。

まず、歳入について説明します。6ページをお願いします。

款4繰入金、項1一般会計繰入金2,017万6,000円の減額は、保険基盤安定事業の交付金額の確定による減額及び人件費等の実績見込みによる減額です。

次に、歳出の主なものを説明します。7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費114万1,000円の減額は、人件費の実績見込みによる減額です。

款2、項1後期高齢者医療広域連合納付金1,903万5,000円の減額は、歳入で説明しました保険基盤安定負担金の交付金額の確定によるものです。

以上で、議案第3号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第2号及び議案第3号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第4号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第4号令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,624万4,000円を増額し、総額をそれぞれ73億9,558万3,000円とするものです。

11ページをお願いいたします。歳出の主なものから説明いたします。

款2保険給付費、項1保険給付費、目2介護サービス等給付費から目6特定入所者介護サービス等費までは、給付実績見込みにより増減をしております。

12ページの項2地域支援事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費から目3包括的支援事業・任意事業費についても、実績見込みにより減額をしております。

次に、7ページからの歳入の主なものを説明いたします。

款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金及び8ページの款8繰入金

の項1一般会計繰入金までは、歳出に応じて法定の割合で増減をしております。

9ページの項2基金繰入金については、介護給付費の不足に充てるために準備基金から繰り入れるものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第4号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第5号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案第5号令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第3号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ180万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,294万2,000円とするものです。

まず、歳入を説明します。6ページをお願いいたします。

款3繰入金、項2基金繰入金で、節1奨学基金繰入金180万円を増額しています。歳出予算180万円の増額補正に伴い、同額を奨学基金から繰り入れるものです。

次に、歳出を説明します。7ページに移ります。

款1育英事業費、項1育英事業費で、節20貸付金180万円を増額しています。入学支度貸付金申請が当初の見込みを上回ったため増額するものです。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第5号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第6号及び議案第7号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第6号令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第2条収益的収入及び支出です。収入の第1款水道事業収益で、補正予定額1,459万3,000円を減額し、収入予定額を14億2,146万9,000円としております。主なものは、市道改良等で支障となる配水管布設替えの決算見込みによる受託工事収益の減額です。

支出では、第1款水道事業費用で、補正予定額1,254万8,000円を減額し、支出予定額を13億9,362万円としております。主なものは、各事業の決算見込みを踏まえた不用額の減額ですが、本年1月下旬に水道用水源から有機フッ素化合物（PFAS）の暫定目標値の超過が確認されたため、その対応経費を増額しております。

具体的には負担金としまして、上天草市から企業団用水の融通を受けた費用負担及び熊本市から応急給水時に使用する給水袋を調達した費用負担となります。

2ページに移ります。第3条資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入

で、補正予定額 5,450 万円を減額し、収入予定額を 2 億 4,986 万 6,000 円としております。主なものは、建設改良費の決算見込みによる企業債の減額です。

支出においても、第 1 款資本的支出の補正予定額 5,855 万 8,000 円を減額し、支出予定額を 5 億 16 万 8,000 円としております。主なものは、配水管布設替工事などの施設改良費や配水管拡張工事等の決算見込みを踏まえた不用額の減額です。

3 ページに移ります。第 4 条企業債では、建設改良事業の起債限度額を補正前 2 億 5,990 万円から補正後 2 億 570 万円へ減額しております。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第 7 号令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明いたします。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条収益的収入及び支出の収入、第 1 款下水道事業収益において、補正予定額 6,724 万 3,000 円を減額し、収入予定額を 13 億 7,910 万円としております。主なものは、市道改良工事に伴う受託収益及び一般会計繰出基準内補助金の減額となります。

支出では、第 1 款下水道事業費用において、補正予定額 7,094 万 5,000 円を減額し、支出予定額を 14 億 4,086 万 9,000 円としております。補正理由は、各事業の執行見込みを踏まえた不用額の減額となります。

2 ページに移ります。第 3 条資本的収入及び支出です。収入の第 1 款資本的収入において、補正予定額 4 億 464 万 7,000 円を減額し、収入予定額を 7 億 743 万 4,000 円としております。

また、支出でも、第 1 款資本的支出で 3 億 284 万円を減額し、支出予定額を 11 億 2,418 万 2,000 円としております。内訳としましては、施設改良費や雨水対策費等における不用額及びその財源である企業債や国庫補助金の減額となります。

3 ページに移ります。第 4 条企業債では、建設改良事業の起債限度額を補正前 3 億 410 万円から補正後 1 億 5,860 万円へ減額しております。また、資本費平準化債の起債限度額を補正前 1 億 7,340 万円から補正後 6,000 万円へ減額しております。

第 5 条他会計からの補助金につきまして、今回の補正に伴い、補助を受ける金額について減額補正を行っております。

以上で、議案第 7 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 6 号及び議案第 7 号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 11 時 05 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 8 号から議案第 13 号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は 23 ページから 25 ページ、説明資料集は 6 ページから 8 ページとなります。議案第 8 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰則の廃止及び創設がなされるため、条例の規定を同法による改正を踏まえたものとする必要があり関係条例の整理を行うものです。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。

続きまして、議案集は 26 ページから 28 ページ、説明資料集は 9 ページから 12 ページをお願いいたします。議案第 9 号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、改正するものです。

改正の主な内容を説明いたします。

まず 1 点目は、育児のための時間外勤務の制限に関する改正です。時間外勤務の制限について、3 歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大いたします。

次に 2 点目は、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等です。介護による離職を防止するために、仕事と介護の両立支援制度等に関する情報提供や相談窓口の設置などを行うものです。

以上で、議案第 9 号の説明を終わります。

続いて、議案集は 29 ページから 30 ページ、説明資料集は 13 ページをお願いいたします。議案第 10 号宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法

律の施行に伴い、関係条例において引用する条項の整理を行うものです。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案集は31ページから32ページ、説明資料集は14ページから15ページをお願いいたします。議案第11号宇城市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

道路など、別途の条例で定めているもの以外の行政財産については、本条例により使用の許可や使用者からの使用料の徴収を行っております。

主な改正内容といたしましては、実際の使用期間に応じた日割計算による使用料の算定の追加及び電柱類の使用料算定に引用する電気通信事業法施行令の条項の整理を行うため、改正するものです。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案集は33ページから34ページ、説明資料集は16ページから18ページをお願いいたします。議案第12号宇城市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、時間外勤務手当や給与を減額する際の基礎となる1時間当たりの給与額について、労働基準法に照らした適正な算出方法に改正するものです。

具体的には、1時間当たりの給与額の算出は、給与の年額に年間の勤務時間数を除して算出されますが、年間の勤務時間数の算出において、週の勤務時間数に52を乗じたものから祝日法による休日等の勤務時間数を減じたものとするものです。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続いて、議案集は35ページから36ページ、説明資料集は19ページから20ページをお願いいたします。議案第13号宇城市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の制定及び当該条例の制定から2年がたつことによる運用等の見直しに伴い、条例を改正するものです。

主な内容といたしましては、宇城市個人情報保護審査会への諮問事項等を追加し、法律に改正に沿って罰則規定を整理するものです。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第8号から議案第13号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第14号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 議案集37ページから38ページ、説明資料集21ページから22ページをお願いします。議案第14号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、自治体システム標準化に伴い、窓口で個人番号カードを提示する

ことで印鑑登録証明書の交付ができるよう、条例の一部を改正するものです。

以上で、議案第 14 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 14 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 15 号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集 39 ページ、説明資料集 23 ページをお願いいたします。議案第 15 号宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本市の子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置・運営がなされています。今回、こども基本法の施行に伴い、本市子ども・子育て会議の所掌事務が明確化され、こども計画の策定又は変更に関し調査審議する事項が追加されたことにより、新たに条文を追加するものでございます。

以上で、議案第 15 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 15 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 16 号及び議案第 17 号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集は 40 ページ、説明資料集は 24 ページです。議案第 16 号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本件は、占用者の占用料の納付に係る負担軽減のため条例の一部を改正するものです。

改正内容は、宇城市延滞金等徴収条例に合わせ、占用等の許可をした占用料の納付期限を延長すること及び督促手数料及び延滞金の徴収について一部の不要な文言を削除したものです。

以上で、議案第 16 号の説明を終わります。

続きまして議案集 41 ページ、説明資料集 25 ページです。議案第 17 号宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本件は、占用者の占用料の納付に係る負担軽減のために条例の一部を改正するものです。

改正内容は、宇城市延滞金等徴収条例に合わせ、占用等の許可をした占用料の納付期限を延長すること及び督促手数料及び延滞金の徴収について一部の不要な文言を削除したものです。

以上で、議案第 17 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 16 号及び議案第 17 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 18 号及び議案 19 号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案集は 42 ページ、説明資料集は 26 ページをお願い

いたします。議案第 18 号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明資料集を基に説明いたします。

宇城市公共下水道及び流域下水道の事業計画の見直しに伴い、排水区域面積及び排水人口の変更が生じるため、本条例の一部を改正するものです。

具体的には、公共下水道の経営規模面積を現行の 1,188 ヘクタールから 274 ヘクタールを縮小し 914 ヘクタールへ、また特定環境保全公共下水道の規模を現行の 101 ヘクタールから 61 ヘクタールを縮小し 40 ヘクタールへ見直し、併せて処理区域内の排水人口を減少するものです。

背景としましては、国や県からも区域内の整備率について 98% になるよう求められていることと、国の補助対象要件の厳格化などにより、今後、大規模な拡張整備は行わないため縮小するものです。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。

続きまして、議案集は 43 ページから 46 ページ、説明資料集は 27 ページから 32 ページをお願いします。議案第 19 号宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い水道法施行令が一部改正されたことで、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが行われました。背景としましては、水道事業の所管官庁が昨年、厚生労働省から国土交通省へ移管したことに伴い、技術者等の資格要件について、水道に加え下水道等も含む実務経験に見直すことにより要件を緩和し、専門的な能力・知見の活用を図ることを目的としております。

これに従い、本条例第 3 条及び第 4 条の資格要件に関する条文の一部を変更するものです。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 18 号及び議案第 19 号詳細説明が終わりました。

次に、議案第 20 号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集の 47 ページをお願いいたします。議案第 20 号宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

唯一公営で運営していました青海児童クラブ放課後児童健全育成事業を、令和 6 年度から社会福祉法人に委託をいたしました。これにより、公営の学童保育所及び利用者負担金徴収事務が全てなくなったことから、当該条例の廃止を提案するものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第20号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第21号から議案第23号までの詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案集48ページ、説明資料集は33ページ、34ページをお願いいたします。議案第21号工事請負契約の締結について説明します。

小川総合文化センターは、平成10年の建築から26年を経過し、空調設備、照明機器、防災設備など更新時期を迎えており、中規模改修工事を実施するものです。令和7年2月7日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

契約内容は、工事名、小川総合文化センター中規模改修工事。工事場所、宇城市小川町江頭80番地。契約金額7億2,270万円。契約の相手方、住所、熊本市中央区大江4丁目13番20号。商号又は名称、小竹・松崎特定建設工事共同企業体。代表者氏名、株式会社小竹組、代表取締役江越征記。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続いて、議案集49ページ、説明資料集は35ページ、36ページをお願いいたします。議案第22号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について説明します。

今回、松橋中学校校舎棟改築工事の変更契約につきましては、令和7年1月27日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

変更契約の内容は、工事名、松橋中学校校舎棟改築工事。今回変更増額1億4,446万4,456円、現請負金額42億3,499万500円、変更請負金額43億7,945万4,956円。契約の相手方、住所、熊本市西区春日3丁目15番45号、熊本駅高架下事務所棟105号。商号又は名称、鉄建・高橋・日置建設工事共同企業体。代表者氏名、鉄建建設株式会社熊本営業所、所長槁之浦誠。

主な変更内容は、急激な賃金水準の変化への対応として、令和6年2月27日付けで通知された賃金等の変動に対する工事請負契約約款第26条第6項の運用、いわゆるインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更請求により増額しています。

そのほか、校内での生徒登下校ルートを安全なものとするための経費を増額しています。

なお、今回の変更契約に併せて工事期間の延伸を行っています。理由は、学校行事を配慮し、工事で発生する騒音や振動を抑制する必要が多数生じたため、工事期間の終期を令和7年10月10日まで延伸するものです。

ただし、当初から予定しておりました夏休み中に新校舎へ引っ越しを行う計画に変更はございません。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案集 50 ページ、説明資料集は 37 ページ、38 ページをお願いいたします。議案第 23 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてについて説明します。

今回、小川中学校外構工事の変更契約につきましては、令和 7 年 1 月 28 日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

変更契約内容は、工事名、小川中学校外構工事。今回変更増額 3,176 万 6,974 円、現請負金額 2 億 1,271 万 8,000 円、変更請負金額 2 億 4,448 万 4,974 円。契約の相手方、住所、宇城市小川町南新田 303 番地 2。商号又は名称、株式会社砂川建設。代表者氏名、代表取締役川上泰明。

主な変更内容は、宇城市発注工事週休 2 日試行工事実施要領に基づき、本工事現場で 4 週 8 休の現場閉所の取組が確認されたため、労務費及び諸経費等の補正を行い増額しております。

このほか、長期工事に伴い、工事車両の往来により登校道路である正門周辺のアスファルト舗装が損傷しており、舗装費用を増額しています。

以上で、議案第 23 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 21 号から議案第 23 号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第 24 号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案集が 51 ページ、説明資料集 39 ページをお願いいたします。議案第 24 号権利の放棄について、議案集により説明いたします。

本案は、水道料金の債権について、破産法第 253 条第 1 項の規定に基づく自己破産による免責決定により 1 件、今後回収の見込みがないため、金銭債権額 20 万 4,850 円を放棄するものです。

以上で、議案第 24 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 24 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 25 号及び議案第 26 号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 議案集 52 ページから 56 ページ、説明資料集 40 ページです。議案第 25 号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について説明いたします。

本議案につきましては、旧熊本県果樹試験場、現在の熊本県農業研究センター果樹研究所用地内にある土地の時効取得を行うため、訴えを提起するものでございます。

旧熊本県果樹試験場については、旧松橋町において昭和 42 年頃から用地取得を開始し、昭和 45 年に熊本県に売却しておりますが、そのうち相続未登記であった

土地については、旧松橋町への所有権移転登記がなされないまま現在に至っております。

この土地につきましては、旧松橋町から現在に至るまで、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と20年以上にわたり占有をしてきていることから、所有権の時効取得をしているものとして所有権移転登記を求める訴えを提起するものでございます。

訴えを提起するためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから、本議案を提案するものです。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続いて、議案集57ページから58ページ、説明資料集は同じく40ページです。議案第26号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について説明いたします。

本議案につきましては、議案第25号と同一の土地の時効取得を行うため、訴えを提起するものです。

相続人のうち、住民基本台帳事務における支援措置が取られている場合、住所等の取扱いについて配慮する必要があることから匿名表記とし、その他の相続人と分けて訴えを提起するものです。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第25号及び議案第26号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第27号及び議案第28号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集59ページ、説明資料集41ページです。議案第27号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について説明します。

本議案は、旧宇城市民病院敷地内にある所有者不明の土地の時効取得を行うため、訴えを提起するものです。

本件土地は旧松橋町において、昭和46年頃から旧松橋町立病院の敷地として使用しておりますが、所有権の登記がなされておらず、所有者が不明であったことから、現在に至るまで市への所有権移転登記がなされておりました。

これまで本件土地について、市に所有権移転登記をする方法を関係機関と協議を重ねてきました。本件土地のような調査を尽くしても所有者が判明しない土地の解消を図ることを目的に、改正民法に基づく新たな制度として所有者不明土地管理制度が令和5年4月1日に施行されました。

本件土地は、この改正民法の規定に基づき、所有者不明土地管理人の選任を熊本地方裁判所に申し立てておりましたところ、今般、管理人が決定されました。

このことにより、当該管理人を相手方として本件土地について、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と20年以上にわたり占有をしてきていることから、時効取得による所有権移転登記を求める訴えを提起するものです。

訴えを提起するためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから、本議案を提案するものです。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

引き続き、議案第28号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について説明します。議案集61ページ、説明資料集41ページです。

本議案につきましても、ただいま説明しました旧宇城市民病院敷地内にある別の所有者不明の土地の時効取得を行うため、訴えを提起するものです。

内容・経緯等は、議案第27号で説明したとおりです。

先ほど説明しました議案第27号の491番の土地及び本議案の504番の2筆の土地は、いずれも同一の司法書士が所有者不明土地管理人として選任されておりますが、熊本地方裁判所に確認したところ、あくまでも、それぞれ独立した土地として扱う必要があることから、訴えの提起は、土地ごとに2つに分けて行う必要があるため、各別に議案を提案しております。

以上で、議案第28号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第27号及び議案第28号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第29号及び議案第30号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集は63ページ、説明資料集は42ページとなります。

議案第29号市道の路線の廃止について説明します。

道路法第10条第1項及び第2項の規定に基づく、市道の路線の廃止は、豊野町の本村内線の1路線です。

本村内線につきましては、起点を変更する必要性が生じたため、一旦廃止し、再度認定するものです。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

続きまして、議案集64ページ、説明資料集は43ページ、44ページです。議案第30号市道の路線の認定について説明します。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線として認定するのは、松橋町の曲野右近田3号線と豊野町の本村内線の2路線です。

曲野右近田3号線は、既に道路として供用されておりますが、市が底地を取得し市道として管理するため認定するものです。

また、本村内線は起点を変更し、再度認定するものです。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第29号及び議案第30号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第31号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 議案集65ページ、説明資料集45ページから48ページをお願いいたします。議案第31号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について説明いたします。

令和7年度以降の過疎地域における新規事業の実施に向けて、令和3年度に策定いたしました宇城市過疎地域持続的発展計画の一部を変更するものです。

具体的には、小中学校のLED照明改修事業のほか、合計17事業を追加いたします。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第31号の詳細説明が終わりました。

説明の途中でありますが、この後、残余の議案第32号から議案第38号までの詳細説明につきましては、3月7日の本会議において求めることにいたします。

-----○-----

日程第50 選挙第1号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

○議長（豊田紀代美君） 日程第50、選挙第1号上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙を行います。

上天草・宇城水道企業団の議会議員につきましては、溝見議員が議会選出議員となっておられましたが、諸般の報告で御報告いたしましたように、1月7日付けで本市の議員を辞職されておりますので、それに伴い、上天草・宇城水道企業団議会議員についても辞職願を提出されております。そのことに伴い、選挙を行う必要が生じています。

ここで、お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

上天草・宇城水道企業団議会議員に、園田幸雄君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました園田幸雄君を上天草・宇城水道企業

団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました園田幸雄君が上天草・宇城水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました園田幸雄君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

園田幸雄君、上天草・宇城水道企業団議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○16番（園田幸雄君） 皆さんこんにちは。16番、園田です。ただいま上天草・宇城水道企業団議会議員に御承認いただき感謝申し上げます。御案内のとおり、水道企業団はいろんな課題が山積いたしております。その中でも施設の老朽化対策は喫緊の課題だと思っているところであります。そういうことで、いろんな意見を出し合いながら、そしてしっかりとチェック機能を果たしてまいる所存でございますので、議員各位におかれましては御指導のほどよろしくお願いいたしまして、受諾の挨拶といたします。お世話になります。

-----○-----

日程第51 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第51、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日3月5日水曜日及び6日木曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月5日水曜日及び6日木曜日は、休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時39分

第 2 号

3 月 7 日 (金)

令和 7 年第 1 回宇城市議会定例会（第 2 号）

令和 7 年 3 月 7 日（金）

午後 1 時 3 0 分 開議

1 議事日程

日程第 1	承認第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号）
日程第 2	議案第 1 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 3	議案第 2 号	令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 4	議案第 3 号	令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 5	議案第 4 号	令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 6	議案第 5 号	令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 7	議案第 6 号	令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 7 号	令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 9	議案第 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 9 号	宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 1 0 号	宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 1 1 号	宇城市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 1 2 号	宇城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 1 3 号	宇城市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 1 4 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 16 議案第 15 号 宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 16 号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 17 号 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 18 号 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 19 号 宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 20 号 宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 21 号 工事請負契約の締結について（小川総合文化センター中規模改修工事）
- 日程第 23 議案第 22 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校校舎棟改築工事）
- 日程第 24 議案第 23 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校外構工事）
- 日程第 25 議案第 24 号 権利の放棄について（水道料金の債権）
- 日程第 26 議案第 25 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（1））
- 日程第 27 議案第 26 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（2））
- 日程第 28 議案第 27 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 491 番）
- 日程第 29 議案第 28 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 504 番）
- 日程第 30 議案第 29 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 31 議案第 30 号 市道の路線の認定について

日程第 3 2 議案第 3 1 号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
 日程第 3 3 議案第 3 9 号 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）
 日程第 3 4 議案第 4 0 号 宇城市総合政策審議会条例の制定について
 日程第 3 5 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（長谷 哲也氏）
 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 7 年度宇城市一般会計予算
 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 7 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 7 年度宇城市介護保険特別会計予算
 日程第 4 0 議案第 3 6 号 令和 7 年度宇城市奨学金特別会計予算
 日程第 4 1 議案第 3 7 号 令和 7 年度宇城市水道事業会計予算
 日程第 4 2 議案第 3 8 号 令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算
 日程第 4 3 議員派遣の件
 日程第 4 4 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1 番 林 田 和 君	2 番 津志田 幸 紀 君
3 番 坂 元 大 介 君	4 番 四 海 公 貴 君
5 番 河 野 真 理 君	6 番 吉 良 邦 夫 君
7 番 田 中 美 君 君	8 番 嘉古田 茂 己 君
9 番 原 田 祐 作 君	10 番 永 木 誠 君
11 番 山 森 悦 嗣 君	12 番 三 角 隆 史 君
13 番 坂 下 勳 君	14 番 大 村 悟 君
15 番 高 橋 佳 大 君	16 番 園 田 幸 雄 君
17 番 河 野 正 明 君	18 番 豊 田 紀代美 君
19 番 中 山 弘 幸 君	20 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午後 1 時 3 0 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第 33、議案第 39 号から日程第 35、同意第 1 号であります。

-----○-----

日程第 1 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、承認第 1 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております承認第 1 号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第 1 号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第 1 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第 1 号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 議案第 1 号 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 3 議案第 2 号 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 4 議案第 3 号 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 5	議案第 4 号	令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 6	議案第 5 号	令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 7	議案第 6 号	令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 7 号	令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 9	議案第 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 10	議案第 9 号	宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 10 号	宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 11 号	宇城市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 12 号	宇城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 13 号	宇城市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 14 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 15 号	宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 16 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 17 号	宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 18 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 19 号	宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 20 号	宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を

廃止する条例の制定について

- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 工事請負契約の締結について（小川総合文化センター中規模改修工事）
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校校舎棟改築工事）
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校外構工事）
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 権利の放棄について（水道料金の債権）
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（1））
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（2））
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 4 9 1 番）
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 5 0 4 番）
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 市道の路線の認定について
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議長（豊田紀代美君） 日程第 2、議案第 1 号令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 3 2、議案第 3 1 号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでを一括議題とします。
- これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。
-
- 日程第 3 3 議案第 3 9 号 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 3 4 議案第 4 0 号 宇城市総合政策審議会条例の制定について
- 日程第 3 5 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（長谷 哲也氏）
- 議長（豊田紀代美君） 日程第 3 3、議案第 3 9 号令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 3 5、同意第 1 号教育委員会委員の任命について（長谷 哲也氏）までを議題とします。

市長から、提案理由のみ一括して説明を求めます。

○市長（末松直洋君）　今回提出します追加議案は、予算案件として令和6年度宇城市一般会計補正予算1件、条例案件として宇城市総合政策審議会条例の制定1件、同意案件として教育委員会委員の任命1件、合わせて3件をお願いするものでございます。詳細につきましては、関係部長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（豊田紀代美君）　市長からの提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第39号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君）　議案第39号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。別冊で配布しております令和6年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第6号）の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億3,204万1,000円を追加し、予算の総額を371億4,650万3,000円としております。

また、第2条で、繰越明許費の追加を併せて行っております。

補正の内容については、国の補正予算（第1号）の成立に伴い、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援を目的としたLPガス使用世帯への追加支援事業や、市民一人当たり5,000円分の商品券を発行する物価高騰対策商品券事業を、国や県の施策に応じて迅速に行うものです。

2ページから3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出ともに補正総額を4億3,204万1,000円とし、各款及び項において補正しております。

主な補正内容については、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

4ページに移ります。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、物価高騰対応LPガス使用世帯支援事業補助金及び物価高騰対策商品券事業の2件を追加しております。

続いて、歳出の補正内容と財源内訳について、事項別明細書にて説明いたします。

8ページをお願いいたします。事項別明細書の3、歳出です。

款6、項1、目1商工総務費、節18負担金補助及び交付金の物価高騰対応LPガス使用世帯支援事業補助金1億100万円余は、エネルギーの価格高騰対策に係る国の電気・ガス料金負担軽減支援事業の対象となっていないLPガス使用世帯の負担軽減を図るため、県及びLPガス協会と連携し、家庭用LPガスを使用する世帯に1世帯当たり5,000円の補助金を支給するものです。

財源は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と、県支出金の物価高騰対応生活者支援交付金の特定財源で所要額の4分の3を賄い、残余を一般財源で賄う予定としております。

同じく目3商工振興費、節12委託料の物価高騰対策商品券業務委託料3億3,000万円余は、物価高騰による生活への影響緩和と市内事業者の事業持続化を促進することに加え、地域における消費の喚起を併せて行うため、全市民に対し一人当たり5,000円のプリペイドカード型商品券を交付するものです。

財源は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で所要額の2分の1、残余を一般財源で賄う予定としております。

続いて、歳入予算の説明をいたします。特定財源は、歳出予算で説明しておりますので、一般財源を説明します。

7ページをお願いいたします。事項別明細書の2、歳入です。

款20、項2、目1財政調整基金繰入金で1億9,000万円余を増額しております。歳入歳出予算の財源調整を行っております。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第39号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第39号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 議案集4ページから5ページ、説明資料集4ページをお願いいたします。併せまして、議長のお許しを得まして資料を別途配布させていただきます。議案第40号宇城市総合政策審議会条例の制定について説明いたします。

市政の計画的な推進と効率的な運営を目指すため、既存の審議会を統合し、新たに宇城市総合政策審議会を設置するための条例を制定いたします。併せまして、宇城市総合計画審議会条例及び宇城市国土利用計画審議会条例を廃止し、宇城市附属機関設置条例から宇城市まち・ひと・しごと創生有識者会議を削る一部改正を行います。

これまで総合計画及び総合戦略については、それぞれの会議体において審議していましたが、市政運営の効率化と計画的な運営を総合的な視点で捉え、1つの会議体において、広い視点による総合的な審議が行われることが望ましいと考え、令和7年度からの次期計画の始期に合わせ3つの審議会を統合し、新たに宇城市総合

政策審議会を設置するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第40号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第40号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

次に、同意第1号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 同意第1号教育委員会委員の任命についてです。議案集6ページ、説明資料集は5ページをお願いいたします。

本案は、現教育委員会委員のうち1人が令和7年3月31日をもって任期満了することに伴い、長谷哲也氏の新任の任命同意をお願いするものです。

長谷氏は、経歴、人格、教育行政に関する識見ともに優れた方であり、教育委員会委員として申し分ない方と考えています。

教育委員会委員の任命につきましては、議会の同意を得る必要がございますので、本案を提案するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 同意第1号の詳細説明が終わりました。

これから、同意第1号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

議案第1号から議案第31号まで並びに議案第39号及び議案第40号につきましては、令和7年第1回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

なお、お諮りします。

同意第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

—————○—————

日程第36 議案第32号 令和7年度宇城市一般会計予算

日程第37 議案第33号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 7 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 7 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 4 0 議案第 3 6 号 令和 7 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第 4 1 議案第 3 7 号 令和 7 年度宇城市水道事業会計予算

日程第 4 2 議案第 3 8 号 令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（豊田紀代美君） 日程第 3 6、議案第 3 2 号令和 7 年度宇城市一般会計予算から、日程第 4 2、議案第 3 8 号令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

まず、議案第 3 2 号について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。

初めに、総務部長に詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第 3 2 号令和 7 年度宇城市一般会計予算について説明いたします。

当初予算の内容については、各部、所管ごとの説明となりますが、総務部所管の説明に入ります前に令和 7 年度の予算編成の考え方、また予算総額などについて御説明いたします。

令和 7 年度の一般会計当初予算は、市長改選期であったことから、政策的な経費を除いた骨格予算として編成しており、人件費、扶助費及び公債費などの義務的経費や法定受託事務、公共施設の運営管理費などの経常的な事務事業を中心に計上しております。

ただし、市民生活に大きな影響を与える事務事業や年度当初から着手しなければならないもの、また国の補助申請等が年度当初となるものや災害復旧費については、本予算で計上しております。

それでは、別冊の令和 7 年度宇城市一般会計予算の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 3 4 0 億 8, 7 9 3 万 3, 0 0 0 円としています。

2 ページから 7 ページかけての第 1 表、歳入歳出予算の主な増減理由については、開会日に別途机上配布させていただいております予算附属資料で明示しておりますので、説明を省略させていただきます。

続いて、8 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費です。令和 7 年度から令和 8 年度にわたり、履行が必要な事業とその限度額を紙面のとおり設定しております。

次に、9 ページをお願いいたします。第 3 表、債務負担行為です。令和 8 年度の年度初めから履行が必要なもの、また複数年度にわたって履行が必要な事項について、期間と限度額を紙面のとおり設定しております。

次に、1 6 ページをお願いいたします。第 4 表、地方債です。児童福祉施設整備

事業費から中学校施設整備事業費まで、建設事業の特定財源となります。総額で16億7,230万円を限度額としております。

続きまして、総務部所管の歳入予算の主なものについて説明いたします。

20ページをお願いいたします。款2 地方譲与税から22ページの款12 地方交付税までの予算については、国の地方財政計画などに基づいて積算しております。

次に、40ページをお願いいたします。款20、項2、目1 財政調整基金繰入金で12億8,500万円余を計上しております。歳出超過における財源不足を基金からの繰入金で調整しております。

次に、46ページをお願いいたします。ページ下段、款23、項1 市債です。歳出科目の款、項に計上されました普通建設事業の財源といたしまして、それぞれ国の財政措置が有利な地方債を可能な限り発行する予定としております。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

49ページをお願いいたします。ページ下段、款2、項1、目1 一般管理費で13億600万円余を計上しております。総務部、市長政策部等の職員の給料、職員手当等、共済費などの人件費、また行政区運営に係る経費、宇城広域連合に係る負担金などを計上しております。

55ページに移ります。同じく目5 財産管理費で1億5,800万円余を計上しています。本庁、支所等、公用車、普通財産の維持管理経費を計上しております。

次に、64ページをお願いいたします。ページ下段、目11 情報システム運営費で4億5,900万円余を計上しています。全庁的に共通する業務系・情報系の電算システム経費や情報系通信費、各種ライセンス使用料などのデジタル関係の予算となります。国が進めます基幹システムの標準化改修業務などにより、前年度比で2億1,700万円の増額をしております。

75ページをお願いいたします。ページ下段、款2、項4、目2 市議会議員選挙費として1,796万1,000円を計上しております。令和8年4月に予定されている選挙に当たり、年度をまたいだ準備が必要となることから、本年度において必要な経費を計上しております。

続いて、76ページに移りまして、同じく目3 参議院議員選挙費として4,289万7,000円を計上しております。令和7年7月に予定されております選挙に当たっての経費となります。

182ページをお願いいたします。款11、項1 公債費で、市債の返済として市債元金償還金を44億6,200万円余、また市債利子を2億1,900万円余計上しております。

以上で、総務部所管の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、市長政策部長に詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 市長政策部所管の歳出の主なものを説明いたします。

予算書は５７ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目６企画費１２億１，１００万円余を計上しております。主な内容としましては、５８ページの節１２委託料のふるさと納税事務一括代行業務委託料３億３，８００万円余は、寄附見込額８億円に対する寄附返礼品、送料、手数料等を含む代行業務委託料です。

次に、５９ページです。節１８負担金補助及び交付金、ページは６０ページに移りまして、上から５段目のバス運行対策費補助金１億２，８００万円余は、路線バスを運行するバス会社に対し欠損額を補助するものです。その下１つ飛びまして、空き家改修事業補助金１，５００万円は、空き家バンクを利用した空き家改修費用の一部を補助するものです。その下３つ飛びまして、用地取得補助金６，２００万円、その下施設等建設補助金１億３，１００万円余は、これまでに立地協定を締結いたしました企業６社に係る企業誘致関係の補助金でございます。

続いて、節２４積立金のふるさと応援寄附基金４億円は、ふるさと応援寄附の見込額から返礼品調達費や委託料等の経費を差し引いた額になります。

次に、歳入の主なものを説明いたします。予算書は３６ページに戻ります。

款１７県支出金、項３県委託金、目１総務費県委託金、節４統計調査費委託金のうち、上から２段目の国勢調査費委託金２，７４０万円余については、令和７年１０月１日を基準日として、全国一斉に実施される国勢調査に係る県からの委託金を計上しております。

次に、予算書３９ページをお願いいたします。款１９寄附金、項１寄附金、目１指定寄附金、節１総務費寄附金で、ふるさと応援寄附金８億円を想定し計上しております。

以上で、市長政策部所管分の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、市民部長に詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 市民部所管について説明いたします。

まず、歳入を説明します。予算書の１９ページをお願いします。

款１市税は、項１市民税や項２固定資産税などの地方税全体で、１７ページの最上段に記載しております６４億７００万円余を計上しております。前年度当初予算に比べ、４億１００万円余の増になります。予算増減の内訳につきましては、１９ページに戻っていただきまして、各項の比較の計の欄を申し上げます。

項１市民税は２億７，９００万円余の増、項２固定資産税は１億９００万円余の増、項３軽自動車税は５００万円余の増、２０ページをお願いします。項４市たば

こ税は700万円余の増となります。

次に、歳出を説明します。73ページをお願いします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は2億4,600万円余で、前年度比1,900万円余の増です。主に、令和7年5月に施行されます戸籍の振り仮名法制化や令和7年度末に期限を迎えます自治体システムの標準化に伴いまして、節11役務費で郵便料やクラウド利用料の通信運搬費1,100万円余や節12委託料でシステム改修などの費用を計上しております。

141ページをお願いします。最上段になります款8消防費、項1消防費、目1常備消防費は8億3,300万円余で、前年度比400万円余の増です。全て宇城広域連合常備消防費負担金になります。

次に、目2非常備消防費は1億7,300万円余で、前年度比1,200万円余の増です。主に、節1報酬4,900万円余の消防団員の報酬や節8旅費1,700万円余で、これは消防団員が消火活動に従事した際の費用弁償などになります。

以上で、市民部所管の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、福祉部長に詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 福祉部所管の歳出の主なものを説明いたします。予算書の80、81ページをお願いいたします。

社会福祉法の改正により、令和7年度から重層的支援体制整備事業を開始いたします。この事業は、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、市民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。これまで高齢者、障がい者、子育て、生活困窮者等それぞれの相談支援事業について、それぞれの項目に予算化がなされていましたが、令和7年度からは款3民生費、項1社会福祉費に相談支援事業の経費を一本化することから、目1社会福祉総務費に前年度比で約倍増となる4億4,600万円余を計上しております。

84ページをお願いいたします。項2障害者福祉費、目2障害者自立支援費の総計で28億1,000万円余を計上しています。主に、85ページの節19扶助費の障害福祉サービス等給付費、障害児入所等給付費、日常生活用具給付費、公費負担診療報酬扶助費、身体障害者等補装具給付費などの経費となります。

87ページをお願いいたします。項3老人福祉費、目3介護保険費の総計で10億7,700万円余を計上しています。同ページの節27繰出金として、介護保険特別会計への繰出金が主なものです。

91ページをお願いします。項4児童福祉費、目2児童手当費で、制度改正による前年度比約4億4,700万円増の12億9,700万円余を計上しております。

同ページ、目3子ども・子育て支援費で、前年度比約1億9,400万円増の3億2,000万円余を計上しています。私立保育所運営費負担金、認定こども園施設型給付費負担金、障害児保育事業補助金、病児・病後児保育事業補助金、副食費扶助、放課後児童健全育成事業委託料、妊婦支援給付事業、出生・伴走型相談支援給付事業などの経費となります。

94ページです。項5母子福祉費、目1母子福祉費で前年度比約1,300万円増の3億200万円余を計上しています。主に、ひとり親家庭等に対する助成と児童扶養手当費となります。

96ページです。項6生活保護費のうち、97ページの目2生活保護扶助費で、前年度比約4,000万円減の8億9,800万円余を計上しております。

以上で、福祉部所管の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、保健衛生部長に詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 保健衛生部所管の歳出の主なものを説明します。82ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目3国民健康保険費は6億1,200万円余を計上しています。全て国民健康保険特別会計への基準内繰出金です。特定財源として、国・県負担金3億4,700万円余を見込んでおります。

83ページに移ります。項2障害者福祉費、目1障害者福祉総務費、84ページの節19扶助費のうち、当部所管は重度心身医療費助成金1億5,020万4,000円が主なものです。特定財源として県補助金7,500万円余を見込んでおります。

88ページに移ります。項3老人福祉費、目4後期高齢者医療費は14億2,100万円余を計上しています。主に、特定健康診査業務委託料、熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金及び本市の後期高齢者医療特別会計繰出金などです。特定財源として、県負担金など2億6,900万円余を見込んでおります。

98ページに移ります。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は2億8,000万円余を計上しています。人件費等が主なものです。

100ページに移ります。目2予防費は2億6,200万円余を計上しています。定期予防接種のワクチン接種業務委託料が主なものです。

101ページに移ります。目3母子衛生費は2億6,100万円余を計上しています。妊婦乳幼児健診業務委託料及びこども医療扶助費が主なものです。特定財源として、県補助金4,250万円余を見込んでいます。

102ページに移ります。目4健康増進事業費は9,300万円余を計上しました。主に、がん検診推進事業や集団健診業務委託料などです。

104ページに移ります。同じく項2環境衛生費、目1環境衛生総務費は1億1,800万円余を計上しています。主に、宇城広域連合の各種事業費負担金となります。

106ページに移ります。同じく項3清掃費、目1清掃総務費は7億4,600万円余を計上しています。主に、ごみ収集運搬業務委託料及び宇城広域連合への負担金などです。

107ページの目2分別収集費8,300万円余の主なものは、分別ごみ収集運搬業務委託料などです。

以上で、保健衛生部所管の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、経済部長に詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 経済部所管の歳出を説明します。109ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費1億1,000万円余を計上しています。

110ページに移ります。主なものは、節18負担金補助及び交付金9,604万円で、下段の農業次世代人材投資事業補助金から、次ページ最上段の中高年就農初期投資支援事業補助金まで合わせて7,432万5,000円は、経営が不安定な就農直後の3年間の資金面の支援や経営を継承するいわゆる跡取りへの事業支援です。

112ページをお願いします。目8農地総務費2億2,600万円余を計上しています。次ページに移ります。主なものは、節18負担金補助及び交付金の多面的機能支払事業補助金2億400万円余です。農道、水路及び農業施設の補修や管理等の地域共同活動を支援する補助金で、農業を振興すると位置付けている133行政区のうち、80行政区で取り組まれています。財源の多くを国県が負担する有効な事業ですが、事務の負担が多いとの理由で取り組んでいない地区もありますので、広域合併後の土地改良区に事務を業務委託できないか協議を進めています。

115ページをお願いします。目12ほ場整備事業費2億3,800万円余を計上しています。主には、節24積立金の国営緊急農地再編整備事業基金1億6,200万円です。事業最終年度の翌年度の令和17年度になりますが、30億円に迫る事業負担金の支出が予定されていますので、計画的に財源確保を行うものです。

124ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目4観光費1億1,000万円余を計上しています。主なものは、節12委託料6,641万4,000円で、内訳は、施設管理業務委託料や指定管理業務委託料です。なお、指定管理業務委託料については、利用料金などの収入が減少した場合でも指定管理料の補填は行

いません。

以上で、経済部所管の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、土木部長に詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 予算書の127ページをお開きください。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、土木部職員人件費や道路台帳補正業務委託料などとなります。

129ページに移ります。項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費は、主に職員の人件費となります。目2道路維持費で1億6,300万円余を計上しております。道路の維持補修に要する費用となります。主に、130ページにあります節10需用費の修繕料や、節14工事請負費で市道の修繕や舗装の打替えなどを実施するものです。

131ページにある目3道路新設改良費では7億3,100万円余を計上しております。主に、国の補助金を財源にした委託費と工事請負費等で、道路改良事業に要する費用となります。内訳としては、JRへの工事委託や道路の新設・拡幅、通学路の歩道設置、舗装工事などを実施するものです。

132ページをお願いいたします。目4橋りょう維持費で6,900万円余を計上しております。主に、節12委託料、節14工事請負費で、橋りょうの点検や補修工事を実施するものです。

下段になります項3河川費、目1河川総務費7,400万円余の主なものは、職員人件費や次ページにあります県管理河川の護岸雑草等の除草業務委託料となります。

134ページの日2河川維持費2,000万円余の主なものは、工事請負費で市が管理する河川の維持管理に要する費用です。

135ページをお願いします。項5都市計画費、目1都市計画総務費は、主に職員人件費などです。

137ページをお願いします。目4公園費2億100万円余の主なものは、次のページにあります工事請負費で、公園遊具等の改修工事費となります。

138ページをお願いします。項6住宅費、目1住宅管理費1億1,500万円余は、職員の人件費や市営住宅の維持管理に要する費用となります。

140ページの日2住宅建設費3億4,400万円余は、主に、市営住宅の改修工事費や老朽化した住宅の解体工事費となります。

181ページをお願いします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費3,500万円は、大雨災害等が発生した場合の初期対応の費用となります。

続きまして、歳入を説明します。24ページにお戻りください。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料で1億7,400万円余を計上しております。主に、25ページにあります節6住宅使用料1億5,400万円余で、市営住宅などの使用料となります。

続いて、30ページになります。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金の合計は8億4,600万円余となります。節1道路橋りょう費補助金3億8,900万円余は、道路や橋りょう維持に関する交付金及び補助金となります。節3は住宅費補助金で3億1,300万円余となります。主に、市営住宅補修事業や災害公営住宅家賃低廉化事業の社会資本整備総合交付金となります。

以上で、土木部所管の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、教育部長に詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 続きまして、教育部所管の予算を説明します。

まず、歳出の主なものについて説明します。149ページ、150ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費4億9,600万円余です。主なものは、節12委託料のICT支援包括提携事業委託料及び節13使用料及び賃借料の教師・小学生用のパソコン・タブレット賃借料並びに節17備品購入費の小学校と中学校のタブレット更新に伴う購入費などです。

次に、151ページから153ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費3億5,300万円余です。主なものは、節1報酬の会計年度任用職員報酬及び節10需用費の光熱水費などです。

154ページをお願いいたします。目3学校建設費7億6,700万円余です。主なものは、節14工事請負費の豊福小学校校舎棟改築工事費などです。

次に、157ページ、158ページをお願いいたします。項3中学校費、目3学校建設費9億700万円余です。主なものは、節14工事請負費の松橋中学校校舎棟改築工事費及び松橋中学校旧校舎等解体工事費などです。

次に、163ページをお願いいたします。項4社会教育費、目5図書館費1億4,200万円余です。主なものは、節12委託料の図書館指定管理業務委託料などです。

次に、178ページ、179ページをお願いいたします。項7学校給食費、目1給食総務費で3億1,700万円余です。主なものは、節10需用費の給食賄材料費などです。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。30ページ、31ページをお願いいたします。

款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 7 教育費国庫補助金 4 億 1,200 万円余です。主なものは、節 1 教育総務費補助金の公立学校情報機器整備事業費補助金及び節 3 中学校費補助金の公立学校施設整備費補助金などです。

次に 41 ページをお願いいたします。款 22 諸収入、項 4 受託事業収入、目 3 教育費受託事業収入 2,715 万 3,000 円は、松橋西支援学校の給食受託事業収入です。

以上で、教育部所管の予算説明及び議案第 32 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで議案第 32 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 33 号及び議案第 34 号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第 33 号令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。予算書の 1 ページをお願いします。

令和 7 年度国民健康保険特別会計の予算総額は、第 1 条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 77 億 1,138 万 1,000 円と定めるものです。前年度より 3 億 6,831 万 3,000 円の減額です。

まず、歳入を説明します。8 ページをお願いします。

款 1 国民健康保険税は、前年度比 1 億 300 万円余減の 14 億 2,700 万円余を計上しております。

9 ページに移ります。款 3 県支出金は、市が負担する保険給付費分に係る普通交付金及び財政状況に応じて又は事業実施状況を踏まえて交付される特別交付金などです。前年度比 1 億 7,200 万円余減の 56 億 4,200 万円余を計上しました。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金は、一般会計から保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金などとして、前年度比 7,500 万円余減の 6 億 1,200 万円余を計上しました。

次に、歳出を説明します。12 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は、主に職員人件費で、前年度比 113 万円余増の 7,790 万円余を計上しました。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費から 15 ページの項 5 葬祭諸費までの保険給付費は、前年度比 1 億 1,300 万円余減の 55 億 8,600 万円余を計上しました。主に、一般被保険者療養給付費負担金や高額療養費負担金などです。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分から 16 ページの項 3 介護納付金分までは、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し決定されたもので、前年度比 2 億 9,800 万円余減の 18 億 7,500 万円余を計上しました。

款 5 保健事業費、項 1 保健事業費から 18 ページの項 2 特定健康診査等事業費までは、人間ドック業務委託料、特定健康診査業務委託料など、前年度比 460 万円

余減の7,390万円余を計上しました。

款6基金積立金8,137万円は、令和5年度に一般会計から借り入れた約2億円を返済するための基金積立金として3,400万円余を計上しているほか、国保特別会計の安定的な運営を図るための財政調整基金を積み立てるものです。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

引き続き、議案第34号令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算について説明します。予算書の1ページをお願いします。

令和7年度後期高齢者医療特別会計の予算総額は、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,972万3,000円と定めるものです。前年度より1,575万円の増額です。

まず、歳入を説明します。6ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料は、熊本県後期高齢者医療広域連合で算出しております。前年度比2,500万円余増の7億9,300万円余を計上しています。

款4繰入金は、保険料軽減分を国・県及び市が公費で負担する保険基盤安定事業繰入金のほか、人件費等に係る事務費繰入金と合わせ、前年度比960万円余減の3億3,500万円余を計上しています。

次に、歳出を説明します。8ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費3,500万円余は、主には人件費です。

9ページに移ります。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金として被保険者から納入された保険料7億9,300万円余と、歳入の保険基盤安定事業繰入金と同額の2億9,800万円余を計上しています。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで議案第33号及び議案第34号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第35号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第35号令和7年度宇城市介護保険特別会計予算について説明します。予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億7,072万円とするもので、前年度より約5,800万円の増となっております。

歳入の主なものから説明します。7ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料は12億5,500万円余で、65歳以上の第1号被保険者を約19,900人と見込んでおります。

次に、同ページの款3国庫支出金から10ページ上段の款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4事務費繰入金までは、国・県・市の法定負担率分を計上しております。

す。

10ページの同項、目5低所得者保険料軽減繰入金7,160万6,000円は、国2分の1、県と市が4分の1ずつの負担割合によるものです。

次に、歳出の主なものを説明します。14ページ、15ページです。

款2保険給付費、項1保険給付費の総額は62億8,200万円余で、前年度比で約9,400万円の増額となっており、目2介護サービス等給付費負担金の57億2,100万円余が主なものとなっております。

15ページの中段から17ページにかけての項2地域支援事業費の総計は1億3,700万円余で、前年度比で約9,100万円の大きな減額となっております。これは、16ページの目3包括的支援事業・任意事業費の一部について、社会福祉法の改正により一般会計で計上しているためです。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第35号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第36号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案第36号令和7年度宇城市奨学金特別会計予算について説明します。宇城市奨学金特別会計予算書1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,726万8,000円と定めるものです。

まず、歳入の主なものを説明します。6ページをお願いいたします。

款5諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入は、奨学金の返済金として、滞納繰越し分を含め714万6,000円を予定しています。

次に、歳出の主なものを説明します。7ページをお願いいたします。

款1育英事業費、同じく項1、目1、節20貸付金は、令和7年度の奨学貸付金として1,338万円、入学支度貸付金として360万円、合わせて1,698万円を見込んでいます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第36号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第37号及び議案第38号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第37号令和7年度宇城市水道事業会計予算について説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第3条収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益の予定額13億3,994万6,000円を計上し、前年度比7,700万円余の減額予算となっております。主なものは、水道料金や受託工事収益、他会計補助金、ウォーターPPPの実施検討に係る国庫補助金などになりますが、うち受託工事の収益が主な減額

要因となります。

2 ページに移ります。支出において、第 1 款水道事業費用の予定額 1 3 億 3, 1 5 2 万円を計上し、前年度比 7, 3 0 0 万円余の減額予算としております。主なものは、水道施設の運転管理に要する経費や職員の人件費、減価償却費や企業債の利息になりますが、収入に関わる受託工事費が主な減額要因となります。

続いて、第 4 条資本的収入及び支出の収入では、第 1 款資本的収入の予定額を 1 億 4 5 9 万 9, 0 0 0 円計上し、前年度比 1 億 8, 6 0 0 万円余の減額予算としております。主なものは、企業債の借入、一般会計からの出資金となります。

支出では、第 1 款資本的支出の予定額を 3 億 6, 5 7 9 万 5, 0 0 0 円とし、前年度比 1 億 7, 9 0 0 万円余の減額予算としております。主なものは、検針機器の購入費や水道施設の改良費、企業債の元金償還金になりますが、収入・支出ともに主な減額理由としましては、配水管の布設替えなどの施設改良費や新規拡張工事などの政策的な予算を計上していないため、それに伴う企業債の減少によるものです。

3 ページに移ります。第 5 条債務負担行為では、水道水毎日水質検査業務委託ほか 2 件、限度額合計 5 9 9 万 6, 0 0 0 円を予定しております。第 6 条企業債では、建設改良事業として限度額を 5, 4 3 0 万円としております。

4 ページに移ります。第 7 条から第 1 0 条にかけまして、一時借入金など各項目において限度額や制限等を定めております。

以上で、議案第 3 7 号の説明を終わります。

引き続き、議案第 3 8 号令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算について説明いたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 3 条収益的収入及び支出の収入では、第 1 款下水道事業収益の予定額 1 4 億 6, 5 3 4 万円を計上し、前年度比 1 億 8, 2 0 0 万円余の増額予算としております。主なものは、下水道使用料や一般会計からの繰出基準内補助金、ウォーター P P P の実施検討に係る国庫補助金などになりますが、主な増額要因としましては、下水道使用料の改定による営業収益の増額となります。

2 ページに移ります。支出では、第 1 款下水道事業費用の予定額 1 4 億 9, 2 8 1 万 8, 0 0 0 円を計上し、前年度比 1, 6 0 0 万円余の増額予算としております。主なものは、下水道施設の維持管理に要する経費や職員の人件費、減価償却費や企業債の利息などとなります。

第 4 条資本的収入及び支出の収入では、第 1 款資本的収入の予定額 5 億 3, 1 3 4 万 3, 0 0 0 円を計上し、前年度比 6 億 3, 2 0 0 万円余の減額予算としております。主なものは、企業債の借入、一般会計からの出資金となります。

支出では、第 1 款資本的支出の予定額 9 億 5 9 7 万 8, 0 0 0 円を計上し、前年

度比５億７，２００万円余の減額予算としております。主なものは、下水道施設の改良費や企業債の元金償還金等になりますが、支出の主な減額要因としましては、前年度、政策的予算でありました雨水排水ポンプの購入費や高良雨水ポンプ場の完了に伴う雨水対策費の減少、また収入では、それに伴う企業債の減少によるものです。

３ページに移ります。第５条債務負担行為では、放流水消毒剤購入ほか３件、限度額合計２億５，３００万円の計上を予定しているところです。

第６条の企業債では、建設改良事業としまして限度額を３億３４０万円としております。

４ページに移ります。第８条から第１０条にかけまして、予定支出の各項の経費の金額の流用など各項目において限度額や制限等を定めております。

以上で、議案第３８号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第３７号及び議案第３８号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第４３ 議員派遣の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第４３、議員派遣の件を議題とします。

ただいまタブレットにて送信いたしました議員派遣の件をご覧いただきたいと思っております。

本案は、地方自治法第１００条第１３項及び宇城市議会会議規則第１６６条の規定により、議員を派遣することについて提案するものであります。

お諮りします。議員派遣の件は、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第４４ 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第４４、休会の件を議題とします。

来週１０日月曜日から１４日金曜日までは、常任委員会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、来週１０日月曜日から１４日金曜日までは休会することに決定しました。

なお、８日土曜日及び９日日曜日、そして１５日土曜日及び１６日日曜日は、市

の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 2 時 3 7 分

第 3 号

3 月 1 7 日 (金)

令和 7 年第 1 回宇城市議会定例会（第 3 号）

令和 7 年 3 月 1 7 日（月）

午前 1 0 時 0 0 分 開議

1 議事日程

日程第 1	議案第 1 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 2	議案第 2 号	令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3	議案第 3 号	令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 4	議案第 4 号	令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 5	議案第 5 号	令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 6	議案第 6 号	令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議案第 7 号	令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 9 号	宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 1 0 号	宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 1 1 号	宇城市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 1 2 号	宇城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 1 3 号	宇城市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 1 4 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 1 5 号	宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 16 議案第 16 号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 17 号 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 18 号 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 19 号 宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 20 号 宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 21 号 工事請負契約の締結について（小川総合文化センター中規模改修工事）
- 日程第 22 議案第 22 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校校舎棟改築工事）
- 日程第 23 議案第 23 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校外構工事）
- 日程第 24 議案第 24 号 権利の放棄について（水道料金の債権）
- 日程第 25 議案第 25 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（1））
- 日程第 26 議案第 26 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（2））
- 日程第 27 議案第 27 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 491 番）
- 日程第 28 議案第 28 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 504 番）
- 日程第 29 議案第 29 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 30 議案第 30 号 市道の路線の認定について
- 日程第 31 議案第 31 号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 32 議案第 39 号 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）

- 日程第 3 3 議案第 4 0 号 宇城市総合政策審議会条例の制定について
- 日程第 3 4 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（長谷 哲也氏）
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 令和 7 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 令和 7 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 令和 7 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 令和 7 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 令和 7 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 4 2 発議第 1 号 宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第 4 3 選挙第 2 号 宇城市選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 4 4 選挙第 3 号 宇城市選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第 4 5 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 林 田 和 君 | 2 番 津志田 幸 紀 君 |
| 3 番 坂 元 大 介 君 | 5 番 河 野 真 理 君 |
| 6 番 吉 良 邦 夫 君 | 7 番 田 中 美 君 君 |
| 8 番 嘉古田 茂 己 君 | 9 番 原 田 祐 作 君 |
| 1 0 番 永 木 誠 君 | 1 1 番 山 森 悦 嗣 君 |
| 1 2 番 三 角 隆 史 君 | 1 3 番 坂 下 勳 君 |
| 1 4 番 大 村 悟 君 | 1 5 番 高 橋 佳 大 君 |
| 1 6 番 園 田 幸 雄 君 | 1 7 番 河 野 正 明 君 |
| 1 8 番 豊 田 紀代美 君 | 1 9 番 中 山 弘 幸 君 |
| 2 0 番 石 川 洋 一 君 | |

4 欠席議員（1人）

- 4 番 四 海 公 貴 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開会 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 宇城市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 宇城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 宇城市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定 |

		について
日程第 17	議案第 17 号	宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 18 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 19 号	宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 20 号	宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例の制定について
日程第 21	議案第 21 号	工事請負契約の締結について（小川総合文化センター中規模改修工事）
日程第 22	議案第 22 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校校舎棟改築工事）
日程第 23	議案第 23 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校外構工事）
日程第 24	議案第 24 号	権利の放棄について（水道料金の債権）
日程第 25	議案第 25 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（1））
日程第 26	議案第 26 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（2））
日程第 27	議案第 27 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 491 番）
日程第 28	議案第 28 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 504 番）
日程第 29	議案第 29 号	市道の路線の廃止について
日程第 30	議案第 30 号	市道の路線の認定について
日程第 31	議案第 31 号	宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 32	議案第 39 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 33	議案第 40 号	宇城市総合政策審議会条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、議案第1号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第5号）から、日程第33、議案第40号宇城市総合政策審議会条例の制定についてまでを一括議題とします。

去る3月7日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 皆さんおはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件2件、条例案件7件、その他案件6件の合計15件であります。委員会を3月10日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算（第5号）の歳出のうち、一般管理費の行政区再編推進事業支援金及び行政区統合支援金について、委員から「合わせて960万円の減額になっているが、現在の進捗状況は」との質疑に対し、執行部から「令和5年度の補正予算で議決をいただき、その後、行政区再編に係る支援金制度について、会議等で行政区長の代表者及び各町の行政区長への説明を行った。令和5年度、令和6年度と引き続きこの制度に取り組んできたが、現段階で行政区再編に取り組む行政区は出てきていない」との答弁がありました。これに対し、委員から「行政として、地域の行政区を見直すという考え方の中でつくられた支援金制度であり、制度を創設した以上は、その制度が機能しないと意味がない。行政区の現実を十分に捉え、住みやすさを基本とした再編の方向性を市が示し、率先して推進すべきではないか。制度そのものに問題があるのであれば、その問題を解決し、減額補正ではなく増額補正するくらいの活力ある予算にしてほしい」との意見がありました。

次に、企画費の移住支援事業補助金及び子育て世帯定住促進事業補助金について、委員から「これらの補助金の実績は」との質疑に対し、執行部から「移住支援事業補助金は1世帯の転入、子育て世帯定住促進事業補助金は4世帯17人の転入という実績であった」との答弁がありました。さらに、委員から「子育て世帯定住促進事業補助金については、国の補助事業を優先する事案が多かったとのことだが、併用はできなかったのか。また、国の補助金の活用実績は」との質疑に対し、執行部

から「この事業の財源として、国の交付金の活用を考えていたため、国の補助金との併用は不可能であった。また、国の補助金の活用実績は、国のホームページでは国全体で20万戸となっており、都道府県別には公表されていない」との答弁がありました。これに対し、委員から「政策執行上、本市における国の補助金の活用実績は把握すべきではないか」との意見がありました。

次に、教育費の観音山グラウンド施設補修工事費について、委員から「当初2,100万円の予算から約200万円減額補正してある。多方面から体育施設の修理や工事の要望が上がっていると思うので、200万円という少ない金額ではあるが、予算流用しての修理や工事はできないのか」との質問に対し、執行部から「社会体育施設の改修や補修は、現在、大規模なものについては工事費で対応し、小規模なものについては修繕費で対応している。大規模な改修は費用と時間を要することから、議会の承認を得て予算を確保しながら計画的に取り組んでいるところだが、緊急的に工事が必要なものは、執行残の予算の活用について今後検討していきたい」との答弁がありました。これに対し、委員から「一度、時間があるときに体育施設を見に行ってほしい。危険箇所が多々あるため、予算の執行残を有効活用し、次年度に繰り越すことなく、優先順位をつけて修理や工事を行ってほしい」との意見がありました。

次に、同じく教育費の機械器具購入費について、委員から「減額補正の額が大きい。電子黒板は何台購入したのか。また、適切な品質であったのか」との質疑に対し、執行部から「中学校用の電子黒板の耐用年数が過ぎていたため、90台購入した。仕様書に基づいた製品の納入であるため、適切な品質であると認識している。競争入札による落札率は45.53%であった」との答弁がありました。さらに、委員から「落札率が低く、安価であったことはいいが、当初の見積額と余りにも差がありすぎる。当初の見積額を精査すべきではないか」との質疑に対し、執行部から「落札率については競争入札の結果であるため、企業努力によるものと理解している。入札の際の予定価格については、製品の仕様書に基づいて5者以上の参考見積を聴取し、その平均値をもって設定している。入札の結果次第では予定価格との開きが出る場合もあるが、参考見積額をきちんと精査したところでの予定価格の設定を行っている」との答弁がありました。

次に、議案第9号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「仕事と介護の両立支援制度に係る『勤務環境の整備に関する措置』の部分は新設ということであり、4月1日からの施行ということであるが、職員に対する制度に係る研修の実施はいつか。また、制度等に関する相談体制の整備とあるが、職員は誰に対し

て相談することになるのか」との質疑に対し、執行部から「研修の実施は、年度を通した研修の一環として職員に対して行うため、令和7年度に入ってからになる。また、相談窓口については現在明文化されていないが、実際に相談があった際には総務課人事係で対応しているため、正式に当該係に設置をする予定である」との答弁がありました。

次に、議案第40号宇城市総合政策審議会条例の制定について、委員から「3つの審議会を統合して新たに本審議会ができるということであるが、既存の各審議会の委員の人数及び新たな審議会の委員構成は」との質疑に対し、執行部から「総合計画審議会は、熊本県立大学の教授を会長として、商工会、教育委員、農業委員会、行政区長、地域婦人会などで構成した委員9人、そして、まち・ひと・しごと創生有識者会議も同じく9人で、うち3団体は総合計画審議会と重複しており、加えて金融及び労働分野が加わっている。国土利用計画審議会は、平成18年の策定時点は15人で、漁協や森林組合が加わっている。これらの各種団体をベースに新たな審議会を構成し、幅広い議論をしていただきたいと考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「3つの審議会を統合するのはいいことだと思うが、担当部署の事務処理量は膨大になるものとする。新たな審議会を置くからには、それにふさわしい事業が展開できるよう期待している」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件7件、その他案件6件の合計15件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件4件、条例案件4件、その他案件3件の合計11件であります。委員会を3月11日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算（第5号）のうち、墓地等解体撤去工事費について、委員から「行政代執行をしないということであるが、詳細は」との質疑に

対し、執行部から「違反者は、令和3年6月に取得した農地に同年11月、複数区画の基礎工事を開始し、これまでに3基の墓地が完成している。違反者に対しては、経済部、衛生環境課と十数回にわたり指導を行い、勧告書も送付している。また、令和5年12月末には原状回復命令書を発出したが、全く応じない状況であったため、行政代執行もやむを得ないのではないかと判断をしていたが、その後の顧問弁護士との協議において、『代執行することが農地法の趣旨・目的に合っているかの判断が必要。代執行するにはよほどの理由が必要である。総合的に判断すべきであり、代執行はしない方がよい』等の見解が出され、その後協議を重ねた結果、代執行はしないとの判断に至った」との答弁がありました。また、委員から「このまま代執行せずにいくのか」との質疑に対し、執行部から「現段階ではしない方向だが、昨年7月宇城警察署に告発状を提出し、結果、略式命令が12月に確定した。今後の指導については県に相談しているところである」との答弁がありました。

また、地域おこし協力隊活動補助金について、委員から「地域おこし協力隊の予算の減額の原因は」との質疑に対し、執行部から「今年度当初から募集を始めたが、応募がなかったための減額である。その後応募があったが、住居の関係で4月採用を予定している」との答弁がありました。これに対し、委員から「農業に対する地域おこし協力隊は本市として初めての取組だが、今後はどのようにしていくのか」との質疑に対し、執行部から「1人決定しているが、本来3人の枠があるため、引き続き2人の募集を行う。また、採用予定者からほかにも農業に興味がある方がいるということを聞いているので、人脈を使った増員にも期待している」との答弁がありました。これに対し、委員から「国の補助があり、他自治体では多数雇用しているところもある。本市に合った地域おこし協力隊の展開を期待している」との意見がありました。

次に、議案第39号一般会計補正予算（第6号）のうち、物価高騰対応LPガス使用世帯支援事業補助金について、委員から「本市でLPガスを使用している世帯は何世帯か。また、財源は」との質疑に対し、執行部から「令和5年の数字になるが、使用している世帯は16,281世帯である。財源は、県からの交付金が2分の1で、残りの約4分の1ずつを国からの交付金と市の一般財源を充てている」との答弁がありました。これに対し、委員から「ガスの世帯には何回も助成があっている。電気だけの世帯には補助はないのか。平等性を考えれば、何らかの助成があってもいいのではないか」との質疑に対し、執行部から「電気と都市ガスについては、国から元売りを通じて支援が行われている」との答弁がありました。

また、物価高騰対策商品券業務委託料について、委員から「商品券の発送はいつ頃になるのか」との質疑に対し、執行部から「4月に業者選定のプロポーザルを行

い、発送を7月から始め、書留での郵送になるため時間がかかる。商品券の使用は、8月のお盆前を目標にしている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件4件、条例案件4件、その他案件3件の合計11件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 皆さんおはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件4件、条例案件3件、その他案件2件の合計9件であります。委員会を3月10日に、第三委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算（第5号）のうち、マイナンバーカード取得促進業務委託料について、委員から「約560万円の執行残とのことだが、当初の見込みから何か大きな変化があったのか」との質疑に対し、執行部から「出張申請サポートについて、土日は商業施設で行い、平日は個別訪問で行うなど効率的に実施したため、実施日数を削減できた。また、受託者選定の結果、前年度と同じ事業者が受託者となったため、前回作成した備品類を活用できた。さらに、広告宣伝費について、前年度は民間の広報媒体を活用したが、今年度は行政区回覧、広報、ホームページ、LINE等を活用した」との答弁がありました。

また、行政区防犯灯設置補助金について、委員から「防犯灯の設置の際には要綱に従って補助金が交付されるが、電気代は行政区の負担であるため、設置を断念する行政区もあるのではないか」との質疑に対し、執行部から「現在は消費電力の少ないLEDの防犯灯になっているため、電気代を理由に設置を断念したという話は聞いていない。現在、市の管理している防犯灯が約2,000基、行政区の管理する防犯灯が約4,800基あり、防犯灯の設置状況としては市内全域をある程度網羅していると考えている」との答弁がありました。

次に、議案第2号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）のうち、特定健康診査業務委託料について、委員から「受診率が上がらないことによる減額なのか」との質疑に対し、執行部から「国の目標の受診率が60%であるため、当初予算は受

診率60%を見込んでの予算設定をしていたが、現在の受診率が約42%であるため、その差金を減額する。受診率はコロナ前まで戻っており回復傾向にあるものの、少しでも伸ばすためにどのような手段があるかを検討している」との答弁がありました。

次に、議案第4号介護保険特別会計補正予算（第4号）のうち、介護保険保険者努力支援交付金について、委員から「増額の要因は何か」との質疑に対し、執行部から「介護保険保険者努力支援交付金とは、介護保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護予防・健康づくり等に資する取組について重点的に評価を実施して、その達成状況に応じて市町村に交付されるインセンティブ交付金である。本市の介護予防事業に対する評価が上がっており、全国では5位、県内では1位の評価を受けている」との答弁がありました。

次に、議案第15号宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「子ども・子育て会議の委員がこれまでの会議に加えて、こども計画の策定、審議、進捗状況管理等を行っていくとのことだが、構成員はこれまでどおりで十分なのか」との質疑に対し、執行部から「委員は学識経験者、児童福祉に関する者、保護者等の総勢15人で構成されており、現時点で構成員を変更・増員する予定はないが、今後の事業進捗状況や審議内容によっては変更・増員を検討するべきだと考えている」との答弁がありました。また、委員から「子ども・子育て会議の構成員は様々な年齢層であり、さらに社会的肩書を持った人も多くいるが、そのような中で比較的若い年齢層である保護者は意見が言いづらいとの声も聞く。事務局である市の方から、保護者も発言しやすくなるような雰囲気づくりをして会議を活性化させてほしい」との意見がありました。

以上が、答弁と質疑の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件4件、条例案件3件、その他案件2件の合計9件については全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第1号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第5号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第2号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第2号令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第3号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第3号令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第4号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第4号令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号）を

採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第5号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第5号令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第6号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第6号令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第7号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第7号令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告

は原案可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第8号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第8号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第9号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第9号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第10号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第10号宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条

例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１０号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１１号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１１号宇城市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１１号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１２号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１２号宇城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１２号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１３号宇城市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１４号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１５号宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１５号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１６号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１７号宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１８号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１８号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１９号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１９号宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１９号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２０号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２０号宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２０号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２１号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２１号工事請負契約の締結について（小川総合文化センター中規模改修工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２１号は可決しました。

これから、議案第２２号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２２号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校校舎棟改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２２号は可決しました。

これから、議案第２３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２３号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校校外構工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２３号は可決しました。

これから、議案第２４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２４号権利の放棄について（水道料金の債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２４号は可決しました。

これから、議案第２５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２５号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（１））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２５号は可決しました。

これから、議案第２６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２６号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（２））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２６号は可決しました。

これから、議案第２７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２７号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内４９１番）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタ

ンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第27号は可決しました。

これから、議案第28号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第28号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内504番）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第28号は可決しました。

これから、議案第29号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第29号市道の路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第29号は可決しました。

これから、議案第30号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第30号市道の路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反

対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第30号は可決しました。

これから、議案第31号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第31号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第31号は可決しました。

これから、議案第39号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第39号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第6号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第40号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第40号宇城市総合政策審議会条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第34 同意第1号 教育委員会委員の任命について（長谷 哲也氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第34、同意第1号教育委員会委員の任命について（長谷哲也氏）を議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第1号教育委員会委員の任命について（長谷哲也氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、同意第1号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第35 議案第32号 令和7年度宇城市一般会計予算

日程第36 議案第33号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第37 議案第34号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第38 議案第35号 令和7年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第39 議案第36号 令和7年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第40 議案第37号 令和7年度宇城市水道事業会計予算

日程第41 議案第38号 令和7年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（豊田紀代美君） 日程第35、議案第32号令和7年度宇城市一般会計予算から、日程第41、議案第38号令和7年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

これから、質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第32号から議案第38号までについては、お手元に配布しております令和7年第1回宇城市議会定例会第2回常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します

-----○-----

日程第４２ 発議第１号 宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第４２、発議第１号宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（高橋佳大君） 改めておはようございます。

発議第１号宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

このたびの改正につきまして、改正理由は２つありまして、まず、１つ目は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第２条に新たに第８項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するために、条例の改正を行う必要があるためです。また併せて、字句の見直し等を行い、より適切な表現とするために所用の規定の整備を行うこととしております。

２つ目は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、条例中に懲役・禁錮の字句が含まれる場合は、これらを拘禁刑に改める改正を行う必要があるためです。

議員各位には、この条例改正案に御理解をいただき、御承認いただきますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（豊田紀代美君） 議会運営委員長からの趣旨説明が終わりました。

これから、発議第１号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第１号宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第１号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

————○————

日程第43 選挙第2号 宇城市選挙管理委員会委員の選挙

○議長（豊田紀代美君） 日程第43、選挙第2号宇城市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とで行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。宇城市選挙管理委員会委員に、橋本恒廣君、岩岡直久君、原田文章君、木下堅君、以上4人を指名します。

お諮りします。議長において指名しました4人を宇城市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4人が、宇城市選挙管理委員会委員に当選されました。

————○————

日程第44 選挙第3号 宇城市選挙管理委員会委員補充員の選挙

○議長（豊田紀代美君） 日程第44、選挙第3号宇城市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思

いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。宇城市選挙管理委員会委員補充員に、第1順位蛇島幸雄君、第2順位岩岡邦明君、第3順位佐藤増雄君、第4順位吉澤和弘君、以上4人を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4人を宇城市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4人が、宇城市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

—————○—————

日程第45 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第45、休会の件を議題とします。

明日18日火曜日は、常任委員会のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、明日18日火曜日は、休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前10時58分

第 4 号

3 月 1 9 日 (水)

令和7年第1回宇城市議会定例会（第4号）

令和7年3月19日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君	2番 津志田 幸 紀 君
3番 坂 元 大 介 君	5番 河 野 真 理 君
6番 吉 良 邦 夫 君	7番 田 中 美 君 君
8番 嘉古田 茂 己 君	9番 原 田 祐 作 君
10番 永 木 誠 君	11番 山 森 悦 嗣 君
12番 三 角 隆 史 君	13番 坂 下 勳 君
14番 大 村 悟 君	15番 高 橋 佳 大 君
16番 園 田 幸 雄 君	17番 河 野 正 明 君
18番 豊 田 紀代美 君	19番 中 山 弘 幸 君
20番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

4番 四 海 公 貴 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木見田 洋 一 君
市長政策部長 元 田 智 士 君	市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保健衛生部長 井 住 寿 宏 君
経 済 部 長 浦 田 敬 介 君	土 木 部 長 平 木 恵 一 君

教 育 部 長	舛 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

議席番号４番、四海公貴君から、本日の一般質問通告の取下げの申出がありますので報告いたします。

また、３月１７日に第１回内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会が開催され、正副委員長互選が行われました。結果といたしまして、委員長に河野真理君、副委員長に大村悟君が互選されました。

以上、御報告します。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１番、林田和君の発言を許します。

○１番（林田 和君） おはようございます。議席番号１番、会派新志会、林田和です。議長のお許しをいただきましたので御質問させていただきます。

まず冒頭に、先般の補欠選挙にて当選することができました。この場をお借りいたしまして、お力添えいただきました皆様へ感謝を申し上げます。地域の皆様のお支えがあり、この場に立たせていただいております。心よりお礼申し上げます。さて、本日は４点の質問を予定させていただいております。まだまだ議員１年目で、お聞き苦しい点があるかもしれませんが、御容赦いただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

まず大きい１点目です。本市におけるため池は、防災、農業用水を担う重要なものとなっています。中でも豊野・当尾地区におけるため池の貯水量は、御承知のとおり本市の大半を占めています。県下一を誇る萩尾のため池は、豊野町山崎と松橋町萩尾に隣接しており、豊川干拓用水確保のために昭和１１年に着工し、昭和１４年に完成したものであります。満水面積は１，８３３アール、堤の幅は３７８メートル、水深は１０メートル、貯水量は９１万５，０００立方メートルとなっています。その水は近隣の水源としての活用はもちろんのこと、豊川地域、小川地域等の水源となっており、大きい河川のない本市にとっては重要なものです。しかし、いざ災害となると古い部分も多く、熊本地震以降は地域住民からの不安な声が絶えません。現状、災害防止のために着実に復興していただいているところは承知しております。しかし、熊本地震時には、あれだけ頑丈かと思われた堤防にも亀裂が入り、いつどうなるかという部分で住民の皆様の不安は絶えません。

つきましては、小さな1点目、現在のため池の管理状態について、経済部長へお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 本市には、138か所のため池があり、所有者のいかんにかかわらず、日常管理は農業用水を利用する土地改良区や水利組合が担うことになっています。

現在、全国には約15万か所のため池が存在しており、その多くが江戸時代以前に築造されております。

そのため劣化が進行しているものが多く、近年の集中豪雨等により堤体が決壊する事例が頻発しており、防災・減災対策が喫緊の課題となっています。

本市にもその例に違わず、全てのため池が築造から長期間が経過しており、老朽化が進行している状況です。

このように、全国で老朽化が懸念されていることから、国では令和元年に農業ため池の管理及び保全に関する法律が、令和2年には防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法がそれぞれ制定されたところです。

堤体の決壊により、家屋や公共施設などに被害を与えるおそれがあるため池は、法律に基づき、県により防災重点農業用ため池として指定され、老朽化と地震・豪雨に対する耐性調査を行い、危険と判断されたため池は防災工事を行うことになっています。

本市では、77か所が防災重点農業用ため池に指定されており、現在県が調査し、防災工事が必要か否かの把握を行っているところです。

○1番（林田 和君） 災害はいつ起こるか分かりません。今は1年に一度と言っているほど強烈な雨が降る時代です。昨日も、鑑ヶ池は遊歩道まで水位が上がっており、気がつけば豪雨の後には貯水量が満杯となりあふれ出します。気を抜けばすぐに氾濫してしまいます。

この点を踏まえ、再質問で、本市のため池の老朽化問題に対してどのようなお考えで、どのような対策を行われるのか、市長にお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 近年の異常な集中豪雨を踏まえますと、老朽化したため池の防災対策は喫緊の課題だと考えております。

まずは県の調査結果を待ち、対策方法や優先順位を決定した上で、防災工事の対策に取り組んでいきたいと考えております。

○1番（林田 和君） 地域住民の不安な声を解消するためにも、危険な箇所へは早急に御対応をお願いさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、小さな2点目です。こちら1点目に関連する内容となります。大規模ため池が決壊した場合、膨大な被害が予想されます。そのため、防災面への対策は重

要と考えております。現在、幾つかのため池で水位計とライブカメラが設置されているかと思えます。安全確保の面で、本市全域へのため池に水位計やカメラを利用した I o T 技術の導入計画について、経済部長へお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） これまで集中豪雨などの異常気象に対し、全ての防災重点農業用ため池において、事前の低水管理を管理者へ呼び掛けるとともに、ため池ハザードマップを作成し、想定浸水区域の住民に対し周知を行い、堤体の決壊に備えているところです。

特に決壊による被害が甚大と予想される萩尾、山崎の鎧ヶ鼻、浦川内の八ツ枝の3つのため池には、低水管理とハザードマップの周知に加え、令和4年度に水位計とカメラを設置し監視を行っています。

ただ、水位計などの I o T 技術の導入を全てのため池に設置するには、多額の費用と時間がかかります。

防災対策において、災害に強いため池整備を目指しておりますので、先ほどの市長答弁のとおり、現在行われている県の調査結果に基づき、補強が必要と判断された箇所の防災工事に、まずは注力したいと考えています。

○1番（林田 和君） ため池問題は、県下一のため池を保有する本市にとって重要な問題です。災害においても重要な問題となります。引き続き注視していただき、市民の安全を守っていただくことを強くお願い申し上げます。

次に、大きな2点目を質問させていただきます。昨年12月に、松橋町浦川内の高速道路トンネルの下におきまして不審者が出ました。現場は街灯もなく、日中でも暗い場所です。私も現場を通りましたが、周辺からは死角になる場所でした。近隣周辺にお住まいの方は、大変不安な日々を過ごしております。特に、女性や子どもたちが不安がっている声を多数頂戴しております。また今年1月に、駅通りでも女子高生に声を掛けていた不審者事案があり、防犯対策は急務であると考えております。不審者は、女子高生へ急接近していったと伺っております。

そこで、まず小さな1点目の現在の本市の防犯対策の状況について、市民部長へお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） まず、宇城市内の犯罪の状況について説明します。

熊本県警察の市区町村別の主な犯罪の認知件数によりますと、令和6年中の宇城市内の認知総数は172件で、自転車盗59件、万引き18件等となっています。認知総数は、空き巣・自動車盗・自転車盗・万引き等の全刑法犯の犯罪で、警察が被害届等により犯罪を認知した数となります。令和5年中と比較しますと、残念ながら認知総数は26件増加しており、中でも自転車盗は33件増加しています。

御質問の本市の防犯対策ですが、まず、防犯カメラを本市で管理している公共施

設等に設置しています。犯罪の発生を未然に防ぐとともに、警察から依頼があった場合は、防犯カメラの映像を警察に情報提供を行っています。

次に、地域防犯活動として、住民等により構成された防犯パトロール隊や青少年育成市民会議事業により、市民への防犯啓発の普及や防犯パトロールを実施し、犯罪抑止に取り組んでいます。

また、下校時の児童生徒の安全確保について、教育部生涯学習課の青少年教育担当指導員が巡回パトロールを行い、危険箇所注意喚起する看板を設置するなどの防犯対策に取り組んでいます。

そのほか、消費者トラブルにつきましては、広報紙やホームページに随時掲載し、緊急時には防災行政無線等で市民へ情報の発信を行っています。

○1番（林田 和君） 犯罪の抑止力には、防犯カメラの効果が十分にあるのではないかと考えております。熊本県長洲町においては、防犯カメラが101台設置されており、大型犯罪の抑制に効果が出ていると伺っております。また、街灯と併用することで明るくなり、交通事故の減少に効果が出ているとのこと。不審者案件があった場所やほかから死角となっている市道や通学路に、犯罪の防止として防犯カメラの設置を検討してはいかがでしょうか。市民部長へお尋ねさせていただきます。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、防犯カメラの設置について、宇城市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱により、先ほども申し上げましたが、本市で管理している公共施設等に設置しております。管理責任者を置いて防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図り市民等の権利利益を保護するとともに、安心・安全なまちづくりの推進を図っています。

議員御質問の防犯カメラの設置につきましては、適切な場所に設置することで市民の安全確保と犯罪等の発生を未然に防ぐ、抑止力になるものと考えています。他自治体では、防犯カメラの設置を積極的に行った結果、犯罪件数が極めて減少した自治体もあります。

しかしながら、設置場所によっては警察の許可や土地所有者及び管理者の承諾、管理責任者の設置、プライバシーの保護といった課題もありますので、防犯カメラの設置につきましては、他自治体の取組を参考にしながら調査研究してまいります。

○1番（林田 和君） 防犯カメラは抑止力があり、子どもたちの安全のために、まずは通学路に設置していただくことを御検討いただければと考えております。

これを踏まえ、再質問で市長へお尋ねします。抑止力として、今後防犯カメラ設置についてどのようなお考えかお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 防犯カメラの設置につきましては、市民部長が答弁しましたとおり、調査しながら、市民の皆様が安心して生活できる環境づくりを推進してまい

ります。

○1番（林田 和君） 住民の皆様は不安な日々を過ごしております。是非、早急に御対応いただきたく考えております。よろしくお願いいたします。

次に、大きな3点目、人口減少対策についてお尋ねさせていただきます。豊野地域、三角地域、両地域を訪問すると、管理されていない非常に多数の空き家が目立ちます。また、管理はされていても所有者が施設等に入居されていらっしゃる家もあります。現在、本市の人口減少、特に豊野、三角地域の空き家がこのことに表れているのではないかと考えております。私は、この両地域に特段の施策が必要ではないかと考えております。出生人数が全国約72万人となり、人口は下がる一方でございます。これを踏まえ、本市のお考えを市長政策部長へお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） 令和元年に実施しました空き家調査によりますと、本市には1,533軒の空き家があり、三角地域と豊野地域の内訳は646軒、146軒となっております。これを人口に占める割合で見ますと三角地域が9.7%、豊野地域が3.8%となっており、議員が感じられたとおり、他の地域よりも高くなっております。

議員御指摘の両地域に対する支援の必要性につきましては、私たちも十分認識しており、当該地域に対する施策の更なる充実を図るため、宇城市過疎地域持続的発展計画の変更を本議会に議案第31号として上程しているところでございます。

また、空き家に関係するところで申し上げますと、現在研究中ではございますが、空き家改修補助金の見直し・拡充を考えております。これは、居住目的と宿泊施設に限定していた補助対象要件を緩和し、店舗も対象に加えるものです。

本件につきましては、12月議会でも答弁したとおり、三角駅前や豊野町で空き家を改修し、飲食店や歯科医を開業する例がございます。事業主や周辺の方々に伺ったところ、前向きな話を伺うことができたことから、制度化に向けて研究しているところであり、実現すれば三角、豊野両地域の活性化に貢献できるものと考えております。

○1番（林田 和君） 本地域の住民の皆様の声として、市と対話をし、合意形成をしていきたいと多数の声を頂戴しております。これまでも、必ずしも地元住民のニーズと合致していないケースで進められたこともあったと伺いました。地元住民の声もお聞きいただきながら、御検討どうぞよろしくお願いいたします。

人口減少の対策は、早急の対応が必要であると考えております。このことにつきましては、私自身も良案がないか日々検討しているところでございます。これらを踏まえ、両地域への支援について市長にお尋ねさせていただきます。

○市長（末松直洋君） 両地域の状況については十分認識しており、その対策について

も、それぞれの地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に取り組みたいと考えています。今後、地域の声に耳を傾け、関係者とも対話を重ねながら具体的な政策につなげてまいります。

○1番（林田 和君） 是非、地域住民とともに対策を御検討できればというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、大きな4点目です。現在、畜産農家は飼料高騰に加え、円安の影響で生産コストが増加しています。これは農業全般に言えることでもあります。しかしながら、畜産業の飼料はコストを占める割合が大変大きく、肥育牛ですと約1キロの体重増加に10キロの餌が必要となります。分かりやすく枝肉の状態で話をさせていただきますと、500キロの牛は5トンの餌を必要とします。平均的な和牛の素牛で肥育をする畜産農家の餌代は、約1頭当たり50万円ほどとなり、これは以前よりコストアップしています。また、搾乳牛に関しては、1日当たり30キロ以上の餌を必要とします。加えて、1日200リットル以上の水を必要とする牛もいます。

小さな1つ目と2つ目をまとめて、畜産農家への補助導入の可能性について経済部長にお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 肉用子牛価格は、コロナ禍での需要減退で枝肉価格が低下したことに伴い低下し、一旦は回復の兆しがありましたが、現在再び下落しております。

生産資材では、影響が大きいものとして、畜産では飼料、野菜や飼料穀物などの耕種では肥料、共通的なものとして動力光熱費があります。

飼料は、トウモロコシや大豆かすを原料とした配合飼料が主に用いられますが、共に輸入に大きく依存しており、肥料、動力光熱費も同様に、牧草等の生長を促すために使われています。

肥料の三要素や原油や液化天然ガスは、ほぼ全量輸入に依存している状況にあります。特に調達コストを引き上げる要因は、紛争や為替相場など諸外国の情勢が関係するため、まだまだ先行きが不透明であると推測されます。

ただ、肉用子牛の価格低下については、販売での基準価格を下回れば奨励金を交付し、四半期ごとの平均販売価格が保証基準価格を下回った場合には補給金を交付するなど対策が講じられております。

また、懸念されている飼料の高騰につきましても、国と配合飼料製造業者が飼料価格の上昇を補填する配合飼料価格安定制度を設けております。さらに、有機飼料を生産する耕種農家に国から補助金を交付し、それにより畜産農家が低価格で買い取れる制度もあり、経営継続に向け国が支援しております。

本市では、令和４年度に販売金額の１％、上限５万円ではありますが、急騰する飼料、肥料、重油などの影響を受けた畜産を含む全ての農業者へ助成金として支援を行っています。

○１番（林田 和君） 畜産業界に対して国からの補助金もあるのが現状でしょうが、畜産盛んな本市においても、令和４年度に実施されました農業全体への独自の施策も再度必要ではないかと考えています。

これを踏まえまして、再質問で、畜産への支援をどのようにお考えか市長へお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 畜産は、現在の物価高騰のあおりを最も受けている業種の１つで、飼料、燃料、その他資材が値上がりしても、子牛価格や枝肉販売価格を自ら決定することができないため、他の業種と比べ、物価の上昇を価格に転嫁できにくいという側面がございます。

今後も、国県と一体となって畜産を含む農業の持続的発展を支えてまいります。

○１番（林田 和君） 畜産は先ほど申しましたとおり、肥育でいきますと１頭当たり５０万円の餌代が掛かります。また、素牛代については、約５０万円ほどで餌代と同じ価格となります。合わせると約１００万円となり、約１６か月間肥育しますので、非常に長期間かけて価格が転嫁されていく現状がございます。こういった点を踏まえ、畜産農家は非常に困っている部分がございます。本市は、畜産盛んな地域でもあります。農業の発展のために早急に御対応いただければというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。初陣ではございましたが、皆様どうもありがとうございます。

○議長（豊田紀代美君） これで、林田和君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前１０時３１分

再開 午前１１時００分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

１３番、坂下勲君の発言を許します。

○１３番（坂下 勲君） おはようございます。１３番、彩里、坂下です。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従い質問させていただきます。まず、訂正をさせていただきます。一般質問通告書で質問事項の５番目の医療費についての（１）「１８歳未満」となっておりますけれども、「１８歳以下の医療費について」に訂正を

していただきたいと思います。

末松市長におかれましては、御当選おめでとうございます。初登庁では、「まず人口流出を止め、T S M Cの経済効果を宇城市に波及させる」と抱負を語られ、就任式では「何事もチャレンジしてほしい。挑戦した上での失敗は私が責任を取る。市民の発展のために力を合わせ、市民の声を市政に反映させよう」と話されていますので、職員も安心して仕事に打ち込めるものではないかと思います。今議会の初日、所信表明が行われました。重要なテーマは人口減少対策で3つの視点で取り組み、1つ目は、民間投資を促せるよう宅地開発、産業用地の確保に努め、都市計画に基づいた官民連携のまちづくりを進める。2つ目に、市民所得と事業者利益の増加に取り組み、市経済の拡大を目指す。3つ目は、市職員の能力を最大限に活かし、宇城市の好循環をつくる市役所組織をつくり上げていくなどの施策が語られ、持続可能で魅力ある宇城市を創り上げていくと表明されました。宇城市のかじ取り役として熱意を感じたところです。

これまでは県議会議員として活躍されてこられましたが、これからは宇城市のリーダーとして市政運営に取り組まれる覚悟と思います。その覚悟をお聞かせください。

○市長（末松直洋君） 今議会冒頭の所信表明でも述べましたが、宇城市には他自治体に負けない魅力と可能性があるとは私は信じています。

その魅力と可能性を最大限に引き出し、市民の皆様と宇城市の未来を創り上げていくことが私の使命と決意しています。

100年に一度と言われるT S M Cの波及効果を宇城市まで持てきたい、そのためには県や周辺自治体とも連携し、宇城地域の拠点性向上を図る必要があると思っています。

ただ、私一人の力では成し遂げることはできません。皆様方のお力をお借りし、一緒になって希望が持てる宇城市を創り上げていきたいと思っています。

○13番（坂下 勲君） 宇城市民の安心・安全のためにリーダーシップを発揮し、これからの4年間、宇城市のかじ取りをよろしくお願いいたします。市長、素晴らしいマニフェストだと思います。その中の教育の充実で、J R駅の魅力に教育拠点の整備、道の駅宇城彩館周辺の開発の中の駐車場拡張、飲食店・ホテル誘致などは、宇城市の未来をつくるのに必要不可欠な事業と思います。また、宇城市の未来、誇れるまちへ4つの柱、生活基盤の充実、教育の充実、福祉の充実、交通拠点・地方拠点の都市づくりは、所信表明の中になぜ入っていなかったのかお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 私が選挙時に掲げた生活基盤の充実、福祉の充実、教育の充実、交通拠点・地方拠点の都市づくりについては、優先順位を付けながら取り組んでま

います。より良い政策を効率的に実行するために優先順位を付け、まずは、所信表明で述べた人口減少対策にしっかり取り組み、その取組で生まれた成果を市民サービスの充実につなげてまいります。

○13番（坂下 勲君） 所信表明とは、市長が任期の4年間を見通した政策の方向性について、選挙後直近の市議会定例会の冒頭で表明するものと理解しておりました。選挙時に掲げておられたすばらしいマニフェストが、所信表明の中にはどれだけマニフェストが入るか期待しておりました。非常に残念です。選挙時に掲げておられた4つの柱、生活基盤の充実、教育の充実、福祉の充実、交通拠点・地方拠点の都市づくりについては、宇城市の未来のための重要な施策です。6月の第2回定例会の施政方針を期待しておきます。

宇城市地域防災計画の中の災害計画で、災害に強い組織・ひとづくりがあります。その中の1つ目に、防災組織の整備、2つ目に地域防災力の強化、3つ目に自主防災組織の育成計画、4つ目に防災訓練、5つ目に防災知識の普及、6つ目に調査・連携が挙げてあります。その中の3つ目の自主防災組織の育成計画では、まず、自主防災組織が行う防災訓練に対し助言、技術指導を行い、防災活動に必要な知識及び技術の習得の支援は、誰が行っているのか。次に、防災に関する情報の提供や研修などを実施し、自主防災組織のリーダーの養成を誰が行っているのか。また、女性の参画拡大や防災士などの活用に努められているかお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 現在、本市の自主防災組織は117組織されており、防災消防課職員や県職員で、自主防災組織及び自主防災リーダーへの指導・助言を行っています。

具体的には、本年度は講師派遣の依頼のありました自主防災組織について、県の自主防災組織活動支援員や防災消防課職員により、地域の公民館等で講習や訓練に出席し、地区防災計画の作成や災害時に自分自身が取べき行動をあらかじめ決めておく防災行動計画のマイタイムライン作成の指導を行い、住民の防災意識の高揚に取り組んでいます。

また、昨年2月には、防災士会と連携を図りながら、自主防災組織の会長を対象とした研修会を開催し、防災活動に必要な知識の習得を図りました。

今後も引き続き、宇城市地域防災計画の自主防災組織育成計画に示していますとおり、自主防災組織への女性の参画を促す訓練や講習内容への助言・指導を行い、また防災士会等の関係団体との情報共有を図り、自主防災組織の充実した防災訓練等の開催に取り組んでまいります。

○13番（坂下 勲君） 自主防災組織への女性の参画を促す訓練や講習会などを開催し、また防災士会との情報共有を図り、自主防災組織のリーダーの育成に努めてく

ださい。

熊本地震から4月で丸9年になります。熊本地震を経験した職員が定年退職、早期退職、自己都合等で174人が退職されており、今後熊本地震を経験した職員が年々少なくなっているのは事実です。災害対応に強い職員を育てるのが急務だと思います。そこで、宇土市では消防本部から職員を派遣しておりますので、本市にも消防本部と人事交流して、防災消防課に職員を派遣してはどうかお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 宇城広域連合事務局及び消防本部との人事交流につきましては、様々な部署においてこれまでも行ってきました。

御提案のありました防災消防課への出向や人事交流につきましては、市の防災力向上が期待されますので、2市1町との兼ね合いもありますが、今後、検討をしていきたいと思います。

○13番（坂下 勲君） 市の防災力向上を図るためにも、防災消防監を早急に配置してください。

平成11年9月24日未明、台風が本市に最接近したのは午前5時頃、この台風によって八代海の湾奥部一帯で高潮が発生し、不知火町松合地区では12人もの犠牲者が出ました。また、平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生しました前震、宇城市は震度6弱。4月16日01時25分、再び熊本地方をマグニチュード7.3の地震が発生した本震、宇城市は震度6強の強い揺れに襲われ、自然の驚異をまざまざと見せつけられ、また、追い打ちをかけるように6月の集中豪雨が発生し、早9年になります。今後、南海トラフなどの地震、さらに管内には4つの活断層が存在し、安心できない状況です。また、線状降水帯による集中豪雨、大型台風、土砂災害など、各種災害が予想されます。いつ何時災害は発生するか分かりません。日頃からいかなる災害にも対応できるように準備をしておかなければなりません。所信表明の中に、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、また災害の未然の拡大、被害の救護などを円滑にするための災害に強いまちづくりがありませんでした。今後、各種災害に対応できるように、危機管理体制の構築は喫緊の課題として捉えるべきと思いますがどうでしょうか。市長は、今後の宇城市の危機管理体制をどう考えておられるかお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 本市は、平成11年の台風18号による松合高潮災害や平成28年の熊本地震により、人的被害や家屋被害等の甚大な被害を経験し、また、有明海や不知火海、宇土半島、九州山地に接する山々等、多様な地形の特性により、災害のリスクもあることから、災害応急対応を行うための危機管理体制の構築は重要な課題であると認識しています。

そのため、消防署、警察署等の関係機関との協力体制、自主防災組織の育成、職員のスキル向上等様々な手段・方法により、体制の強化が不可欠と考えております。

今後も市民の生命・財産を守るために、迅速かつ適切に対応できる体制の構築に全力で取り組んでまいります。

○13番（坂下 勲君） 皆さんも御存じと思いますが、災害時のトップの行動原理プロアクティブの原則を常に頭に入れて行動してください。日頃からいかなる災害にも対応でき、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地震などの災害から被害を軽減し、市民の安心・安全のために更なる危機管理体制の充実強化を市民は期待しております。絵に描いた餅にならないように、是非推進していただきたいと思います。

さて、今回、不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設解体設計が凍結した経過について、少し長くなりますが経過を説明させてください。令和4年第1回定例会で、不知火温泉ふるさと交流センターの解体費用613万6,000円が計上されているが、地元にも地域にも説明がないということは、いつ、どこで、誰が、どのような経緯で解体が決まったのか、また、決定事項なのか、その根拠についての質疑をすると、答弁で「解体が決定しているということではありません、積算された解体費用及び平成29年度に積算しております大規模改修費用と比較検討させていただきながら、議員の皆様とともに、今後、道の駅不知火存続に向けて研究していきたいと考えております」との答弁でした。令和5年第2回定例会の一般質問で、今後、温泉施設の再開をどのように進めていくのかに対し、市長の答弁は、「今回、民間事業者様の意思表示により、課題解決に向かえばと大変大きく期待しているところでございます。民間事業者様の申出に対し、宇城市といたしましてもできる限りの支援と協力をしていきたいと考えています」。また、令和6年第3回定例会で、発議第2号議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議発議第2号が議題とされました。内容は、不知火温泉ふるさと交流温泉施設解体設計業務委託料860万円が計上されているが、この計画は解体後のビジョンが見えないこと、不知火町の住民への説明が不十分であり、理解を得られていない状況にある。さらに、不知火町の行政区長会にも同意を得ていない状況にあると、発議第2号は原案のとおり可決されました。その後、昨年11月11日に、不知火行政区長に説明会を開き、存続の意見が多数であったので、また民間事業者が土地及び建物を購入したいとの話があり、前市長が今後の温泉については、新市長に任せるとのことであった。これが今までの経過説明です。

市長は、選挙期間中の遊説において、前市長、県の副知事に連絡し、自分が解体を止めたと話されたと聞き及んでおります。市長の真意をお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 以前から、不知火温泉の再開を切望する住民の声を私も聞いておりました。旧不知火町の皆様にとりましては、道の駅不知火は誇りであり、心のよりどころだと感じています。次の計画がない中での解体は、住民感情を無視することになると思い、不知火温泉の解体については、一旦立ち止まってよいのではないかと県とも相談し、市へ調整をお願いしました。

そのことを私は演説中に発言しました。

○13番（坂下 勲君） 私が直接聞いた話ではありませんので、住民からのお話を私は聞きまして、市長が前市長に電話でされた、または県の副知事にされたということですけども、言ったの言わないのという問題はもうここで終わらして、今後、行政区長の意見、附帯決議発議第2号による議会の議決により、私は前市長の決断と理解しております。住民からは議会は何をしているのか、また、地元議員は何もしていないと話を聞きます。さらに行政は復活を考えていないなど、いろいろな話を聞きます。今まで経済部の浦田部長をはじめ、商工観光課の職員の皆さんが温泉再開に向け努力しているのは認めます。市は、これまでどのような取組をしてきたかお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 令和2年4月に休館して、今月末で5年経過いたします。その間、民間活力の活用を前提に再開を目指してきましたが、結果は出せておりませんので、大変申し訳なく感じております。

令和4年6月に、海外資本の民間事業者が温泉事業の承継をしたい旨意向を示されました。先方は温泉施設の土地建物を購入したかったそうですが、市は道の駅の性質上、温泉施設の譲渡は考えておりませんでしたので、進展することはございませんでした。

令和5年4月には、新潟県の建物賃貸事業者と地元企業2社が、新規に運営会社を立ち上げ活用したいと申出がありましたが、後に申出の撤回がございました。

同年9月に、大手コンビニエンスストアの関係者と接触しました際、更地であれば具体的な開発が可能との御意見をいただきました。

令和6年3月に、阿蘇地域で公設温泉を買収されたばかりの企業へ営業いたしました。温泉施設だけでは必要な収入は見込めないとの反応でした。後日報道されましたが、この企業は買収した公設温泉の自力での再開にめどが立てられずにいるとのことでありました。

令和6年度に入り、温泉施設の現状と今後の方向性を庁内で議論する中で、建物をそのまま利用する、いわゆる居抜きでの再開が難しいのであれば、できるだけ民間事業者が利用しやすい状態で保有しておくことが望ましいとの判断に至り、9月の議会定例会において、温泉施設解体設計業務の委託料860万円を予算計上して

おります。

この補正予算は可決いただきましたが、住民及び行政区長会の理解を得ることなど、事業を執行するに当たっての留意事項として附帯決議が付されました。

その後、開催いたしました不知火地区行政区長への説明会では、解体して民間企業の参入を広く求めていく旨御提案しましたが、解体した後の構想も示さないまま進めることはいかがなものかとの意見が多く、理解を得るまでには至っておりません。このような状況ですので、住民に対する説明会は現在見合わせています。

10月に、以前接触のあった海外資本の民間事業者に御意見を聞く機会がありましたが、申出内容は前回同様に、温泉施設の土地建物の購入が条件でした。

11月に、新たに大手コンビニエンスストアから駐車場部分に出店したい旨、図面を携えての提案がありました。現在までに数回協議をしていますが、まだ議論半ばでありますので保留している状態です。

さらに、熊本市の不動産会社と接触した際、ふるさと交流センターに係る全ての土地建物を売却していただければ、購入の検討に入るとの意向を示されました。

以上がこれまでの経緯となりますが、坂下議員にはこの多くに関わっていただき、また、このほか御自分でも複数の民間事業者に接触され、情報提供していただきました。

先般の行政区長への説明会において、市も最善を尽くすとお伝えしておりますので、今後とも意見交換をさせていただければと考えております。

○13番（坂下 勲君） 市としても、温泉の再開に向けての努力は評価します。幾つもの話が出ておりますので、休館して約5年、建物を再利用するなら今です。結論を出す時期ではないかと思います。民間からも数社、売却してほしいというお話をもらっています。私も実際立ち会っております。市長は、今後不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設をどのような方向性で考えておられるかお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 不知火温泉の再開については、費用対効果や周辺住民の皆様の感情を考えると大きな課題であります。

昨年も複数の民間事業者との接触の中で、温泉施設の買取りの話もいただいており、温泉の再開が見込める提案もございました。ただし、施設の売却だけではなく、土地の売却も条件であるなど、道の駅の在り方に影響を及ぼすため、どうしても慎重にならざるを得ない状況です。

また市としまして、温泉施設の公益性について時間をかけて検討してまいりましたが、多くの人に必要とされるサービスか否かではやはり必需性は低く、民間によって同様のサービスは事業展開できるものとの判断に至っております。

さらに行政又は第3セクターによる温泉施設の改修又は改築、維持管理並びに運

営では、その経営能力等の不足により、これまで同様、不採算事業となる可能性が極めて高く、将来への課題を残すことにつながっていくとなると認識しています。

実際に温泉事業を展開している事業者2社からは、立地的に温泉経営が成り立つ商圏でないこと、温泉施設だけでは経営に必要な収入を得ることができない旨の厳しい意見もいただいているのが現実です。

以前、開催しました不知火地区行政区長会への説明会では、温泉に限らず、地域の活性化につながるような施設にできないかという声もございました。

今後も各種民間事業者から幅広く意見を聞きつつ、検討していきたいと考えております。

○13番（坂下 勲君） 今後も各種民間事業者から幅広く意見を聞きつつ、検討していくということですので、検討して実際再開に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。不知火町の温泉ではありません。宇城市の温泉です。再開を望む人として、市長、再開に向けて共に頑張りましょう。

P F A Sについて質問します。令和6年10月28日、熊本県環境生活部環境局からの通達で、最終処分場におけるP F A Sへの対応について、全国的に水環境中から検出されており、問題となっている有機フッ素化合物（P F A S）については、国内の最終処分場から指針値超過の事例が報告されていることから、熊本県の最終処分場における実態を把握するため、熊本県の要請で最終処分場における地下水及び放流水の分析を宇城広域連合は行いました。宇城市における現在の状況を公表できる範囲でお尋ねします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 有機フッ素化合物（P F A S）の調査についてお答えします。

まず、本市が管理する水道水源10か所に対し、県の要請により水質検査を実施しております。その結果、不知火東部第1水源から、1リットル当たり暫定目標値の50ナノグラムを超える95ナノグラムのP F A Sが検出されました。

また、宇城広域連合も県の要請により、松山処分場の監視井戸の水質検査を実施した結果、暫定目標値を超える190ナノグラムが検出されました。

この2地点から暫定目標値を超過する値が出ましたので、国の対応手引きに基づき、県は半径500メートル以内の飲用井戸の調査を行いました。

不知火東部第1水源につきましては、14地点の水質調査を行い、暫定目標値を超過する井戸はなかったため、調査は終了しております。

松山処分場に関しましては、1回目の調査を宇城市13地点、宇土市2地点で実施し、本市は暫定目標値を超える地点はありませんでしたが、宇土市の2地点から70から100ナノグラムの暫定目標値を超える値が出ております。

そこからさらに、2回目の調査を宇城市27地点、宇土市8地点で行い、本市の10地点では70から660ナノグラム、宇土市の2地点では100ナノグラムの暫定目標値を超える値が出ております。

さらに、そこを基点として24地点に3回目の調査を行った結果、暫定目標値を超過する井戸はなかったため、調査は終了しております。

今回、県が実施しました不知火東部第1水源と松山処分場監視井戸を基点として、本市は合計78地点の水質調査を行い、10地点から暫定目標値を超過する値が出ましたが、暫定値での報告のため、詳細な結果については結果が出次第、対象世帯に報告する予定としております。

- 13番（坂下 勲君） 本市では、10地点から暫定目標値を超過する値が出ましたので、詳細な結果については結果が出次第、早急に対象世帯に報告してください。PFASは分解されにくく、体内に蓄積しやすい性質があり、健康への影響が懸念されているため、現在は製造や輸入が原則禁止されています。水質目標管理値50ナノグラムは、1日2リットルの水を一生飲み続けても健康に影響がないとされる基準です。岡山県吉備中央町で浄水場から発がん性が指摘される有機フッ素化合物（PFAS）が検出された問題で、町民の血液検査でPFASの血中濃度などを調べています。環境省によると、公費での血液検査は全国初ということです。本市でも基準値を超えた地域を対象に、血液検査等による健康調査を行ってはどうかお尋ねします。

- 保健衛生部長（井住寿宏君） 血液検査等の健康調査につきましては、現時点の知見では、どの程度の血中濃度で、どのような健康影響が個人に生じるかは明らかとなっておりません。検査時点の検査結果のみをもって、個人の健康影響を把握することは困難な状況でありますので、対象地区の住民に対する血液検査を実施する予定はございません。

しかしながら、市民の健康と安全を守るためにも、引き続き、国や県の動向を注視してPFASに関する最新の情報に注意を払い、安全な生活環境を確保できるよう努めてまいります。

- 13番（坂下 勲君） 対象地区の住民に対する血液検査を実施する予定はないということであるが、市民の健康と安全を守るためにも、是非血液検査を実施してください。今回PFASが検出された不知火東部地区の水道水に対し、今後どのような対策を考えているかお尋ねします。

- 上下水道局長（福田真治君） 今回、不知火東部第1水源でPFASの暫定目標値を超過いたしました。即日水源の取水を止めまして、上天草・宇城水道企業団からの受水へ切り替えているところです。また、本市が管理しております市内全域の水

道水については、全ての水源で水質検査を実施し、暫定目標値以下であることを確認しておりますので、飲用には全く問題はございません。

今後も水質検査については、毎年市が管理している市内全ての水源で実施してまいります。

なお、不知火東部第1水源の使用につきましては、今後施設を廃止する方向で考えておりまして、その分不足する水については、まず現在休止しております小川町の水源を新たに復活させて、不知火東部地区の水量を賄う予定としております。将来的には、不知火町内にあるその他別の水源から融通できないかなどの検討を行いながら、水道事業の認可における給水区域の変更手続などを行う必要があるというふうに考えております。

○13番（坂下 勲君） 本市が管理している水源は、今後も毎年水質検査を実施してください。また、不知火東部第1水源については、今後廃止するとの考えであるが、住民が安全・安心で良質な水道水を供給する安定的かつ強靱な水道水を確保するとともに、持続可能で効率的な供給体制を構築してください。

現在宇城市では、医療費については、小学校就学前の児童については窓口負担は無料です。小学生以上は、入院は1医療機関につき1か月当たり2,000円です。外来は1医療機関につき1か月当たり1医療機関となっております。2023年8月から、小中学校の給食が無料化になりました。県内の14市では初の取組です。未来の子どもたちの成長を市全体で支えています。保育園の副食無料化と併せて、宇城市の移住・定住につながると思います。市長のマニフェストの福祉の充実の中で、こども医療費の窓口負担をゼロにしますとあります。18歳以下の完全無償化についてはどうお考えでしょうか、市長の見解をお尋ねします。

○市長（末松直洋君） こども医療費につきましては、現在、県内の全ての市町村が対象年齢を18歳の年度末までとしております。そのうち、窓口での自己負担を求めている市町村は、本市と熊本市だけになりました。

窓口での自己負担につきましては、子育てをする世帯にとっては負担になっているという声を耳にしておりますので、今回の市長選挙におきましても、こども医療費の窓口負担ゼロを公約として掲げたところです。

これまで、軽い症状で安易に医療機関を受診することを抑制し、適正受診を促すという観点や財源確保の問題などから、窓口での自己負担を求めておりましたが、これを見直す時期に来ていると認識しております。ただし、窓口負担をなくし完全無償化をするためには、少なくとも5,000万円の一般財源が必要となります。

現在は、国及び県が子育て支援に対する施策を検討しておりますので、その動きを注視するとともに、活用できる財源はないか関係部署と協議を進めております。

なお、完全無償化を実施するに当たっては、システムの改修が必須となりますが、システム会社からは、令和7年度中はシステム標準化の対応で余裕がないため、完全無償化のためのシステム改修は難しいとの回答を得ておりますので、令和8年度中に完全無償化が実現できるよう準備を進めてまいります。

○13番（坂下 勲君） 令和8年度中に完全無償化が実現できるように進めてください。早期の完全無償化を市民は期待しております。公約の実現を見守りたいと思います。

令和5年第4回定例会で、本市は漏水調査をどのように調査するか質問し、まず1点目、給水管等の漏水を1軒ずつ調べる戸別音調調査、2点目に、消火栓や仕切弁の音から配水管の漏水を調べる弁栓音調調査、3点目に、配水管の真上から漏水音を調べる路面音調調査を行っており、いずれの調査も音調棒や漏水探知機を使用した調査になります。同様の方法で引き続き漏水箇所の早期発見と修繕に取り組めますとの答弁でした。今までどのような調査を行って来られたのか、成果は上がったのかお尋ねします。

○上下水道局長（福田真治君） 本市の水道管につきましては、そのほとんどが合併前の旧町時代に埋設されたものであり、布設から40年前後、又は50年以上経過した水道管も多数存在しております。

本来ならば、管路延長が約600キロメートルにも及ぶため、毎年計画的に維持更新を行っていかなければならないと考えておりますが、財源やマンパワー不足等により、現状大規模な更新事業まではできていない状況です。

また近年は管路の老朽化に伴い、漏水が毎年100件以上発生しており、夜間休日問わず職員の緊急対応も増えており、当番制で対応はしておりますが、24時間気が休まらないのが現状です。

有収率といいまして、本市の水道施設から配水する水量に対して各家庭等へ届く水量の割合、この有収率が令和6年3月末時点において本市全体で約85%、中でも三角地区においては約53%と特に低い状況となっております。よって、多量の漏水が発生しているものと考えられましたので、今年度、音調棒等による漏水調査を実施いたしました。

今回、本調査結果に基づき、特に漏水量が多い箇所について修繕対応を行ったところ です。

○13番（坂下 勲君） 現地を歩いて調べるため、時間がかかるのが現状だと思いますが、漏水箇所の早期発見と早期の修繕に努めてください。

急速な人口減少や施設・管路の老朽化に伴い、県が推進する水道事業広域化についての質問に、令和5年3月に県は、市町村単位か一部事務組合で経営されている

県内の水道事業の集約に向け、広域化推進プランに基づき、有明地域、熊本中央地域、阿蘇地域、環不知火海地域、芦北地域、球磨地域の6ブロックで、システムや資機材調達の共同化を目指す公表しております。本市として、現在どのように捉えているか。また今後、安全で安心できる水道水を安定的に供給し続けるために、水道事業広域化について質問し、県及び周辺市町村と連携を深め、現在議論を進めている管理の一体化やシステムの共同化など、周辺自治体の理解も必要にはなりますが、できるところから広域化に取り組んでいきますとの答弁でした。できるところからどのように現在広域化に進んでいるかお尋ねします。

○上下水道局長（福田真治君） 令和5年3月に県が策定しました水道広域化推進プランによりますと、市町村の区域を越えた広域化に取り組むことによって、経費削減を図り事業経営基盤を強化していくという計画でございます。坂下議員御質問のとおり、県内を6つのブロックに区分した地域協議会も設置されており、本市は環不知火海地域に所属し、宇城地域・八代地域・天草地域の近隣水道事業者とともに定期的に広域連携の検討を行っております。

現在、管理の一体化やシステムの共同化、また工事標準仕様書の基準の共同作成及び資機材の共同発注などの検討を行っておりますが、それぞれにメリット・デメリットがあり、具体的には進んでいないのが現状です。

○13番（坂下 勲君） 業務効率化及び経費削減、維持管理費及び更新費用などの削減を図り事業経営基盤を強化するためにも、是非広域化に取り組んでください。

三角町では、水道管の漏水で場所が確定できずにいると聞き及んでいます。本市では送水管、導水管、排水管を合わせた総延長530キロメートル、三角町では90キロメートルあり、法定年数は40年ですけれども、40年から50年を経過しております。今後、全市的な調査が必要な場合や近隣市町村との連携による調査の際に導入の検討をしたいとの答弁であったが、これまでどのような近隣市町村との連携を検討されてきたのか。また今後、衛星画像による漏水調査を行ってはどうかお尋ねします。

○上下水道局長（福田真治君） 本市の水道事業におきましても、将来の収益減少と施設更新投資額の増大は避けて通れず、今のままでは現状のサービスを維持し安定した経営基盤を保つのは難しく、市民に多大な負担を強いる可能性がありますので、まずは、隣の宇土市と管理の一体化やシステムの共同化などの情報共有を行っているところです。

漏水調査につきましては、今後は大規模漏水による給水制限や能登半島地震等に伴い、漏水ひいては安定給水への関心は非常に高まっている状況であると考えております。

このため、漏水対策を講じて有収率を向上させるためには、最新の調査工法の検討を含め積極的な漏水調査が必要と判断し、令和7年度当初予算で、国の交付金事業を活用し、人工衛星による漏水調査費用を計上しております。

なお、令和7年度、県においても参加自治体を取りまとめて調査を一括発注する予定だと伺っておりますので、隣の宇土市とも協議し、並行して県へも参加意向を示しているところです。

今後、最先端技術を用いることで、従来の現場を歩いて調べるのに対し調査期間が大幅に短縮され、漏水箇所の早期発見・早期修繕につながるものと期待しております。

○13番（坂下 勲君） 令和7年度より衛星画像解析による漏水調査を実施する計画と聞いて安心しました。漏水箇所の早期発見・早期修繕に努めてください。

市長の所信表明の中でも、4年間で取り組む重要なテーマは人口減少対策、将来の宇城市を見据えた3つの視点を中心に取り組み、これらの取組で生まれた成果を市民サービス向上や市の資本に投資し、更なる好循環を生み出し、持続可能で魅力ある宇城市を創り上げていくことはもちろんであります。教育の充実、福祉の充実、災害に強いまちづくりの実現に向けて事業を展開していただきたいと思います。

最後になりますが、今月末で退職される植野事務局長、井住保健衛生部長におかれましては、長きにわたり宇城市発展のために御尽力を賜り、衷心より感謝申し上げます。今後ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、坂下勲君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午前11時57分

第 5 号

3月21日（金）

令和7年第1回宇城市議会定例会（第5号）

令和7年3月21日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1 番 林 田 和 君	2 番 津志田 幸 紀 君
3 番 坂 元 大 介 君	5 番 河 野 真 理 君
6 番 吉 良 邦 夫 君	7 番 田 中 美 君 君
8 番 嘉古田 茂 己 君	9 番 原 田 祐 作 君
10 番 永 木 誠 君	11 番 山 森 悦 嗣 君
12 番 三 角 隆 史 君	13 番 坂 下 勳 君
14 番 大 村 悟 君	15 番 高 橋 佳 大 君
16 番 園 田 幸 雄 君	17 番 河 野 正 明 君
18 番 豊 田 紀代美 君	19 番 中 山 弘 幸 君
20 番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

4 番 四 海 公 貴 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木見田 洋 一 君
市長政策部長 元 田 智 士 君	市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保健衛生部長 井 住 寿 宏 君

經 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
經 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、14番、大村悟君の発言を許します。

○14番（大村 悟君） おはようございます。議席番号14番、会派暁の大村悟でございます。まずは末松市長、市長就任おめでとうございます。心よりお喜びを申し上げますとともに、これからの御活躍を期待しております。さて、宇城市は今年の1月15日に市制20周年を迎えました。また、2月の市長選挙で新たな市長が誕生されました。宇城市が市となって大きな区切りの時期を迎えたということや、その時期に新たな市長が誕生されたということを考えると、将来に向けて宇城市が発展的に変わっていく絶好の機会だと捉えております。私事ではありますが、そういう時期に再び市政に関わることができるチャンスを与えていただいた市民の皆様方に感謝を申し上げるとともに、責任の大きさを再確認しながら、頑張らねばという自らの意欲につなげているところでございます。

それでは、議長より許可を得ましたので、事前に通告しました内容、今日は大きくは4点につきまして質問させていただきます。私は、両仲間市営団地のすぐ近くに住んでおります。その関係でこれまでも一般質問で取り上げたことがあります、大きな1つ目の質問は、両仲間市営団地の今後のことについてであります。どこの市営団地も同じだとは思いますが、現在、両仲間市営団地には政策空き家の表示が多く、実際に住んでおられるのは五十数軒だと認識をしております。まず、小さな1つ目の質問です。両仲間市営団地が将来的にはどうなる計画なのかお尋ねをいたします。

○土木部長（平木恵一君） 住宅は市民生活において最も重要な生活基盤であり、住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図ることについては、公平な所得分配の達成や社会・経済の持続的発展の実現等の観点から、住宅政策の大きな柱として位置付けられ、行政において公営住宅の供給という形で推進されてきました。

公営住宅制度は、戦後復興期における住宅ストック量の絶対的な不足の解消を果たすものとして創設され、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を住宅困窮者に提供することにより、国民の居住の安定に大きな役割を果たすとして現在に至っています。

さて、本市の市営住宅の状況については、令和7年2月末現在であります58

団地、1,333戸を維持管理しておりますが、昭和40年代に大半の住宅が建設され、総戸数の約7割程度は耐用年数を過ぎており、ほぼ400戸余りを政策空き家としております。

現況は、耐用年数が経過し、老朽化や居住水準の低い住宅が存在していることから、早期の建て替えや計画的な修繕・改善により長寿命化を図る住棟の判別など、効率的・効果的な事業計画に基づくストックマネジメントが求められております。

そこで本市としましては、令和7年4月末に新たな宇城市公営住宅等長寿命化計画を改訂し、策定する予定としております。

計画概要は、本市の人口動態や低所得者層、民間住宅のストック等を総合的に勘案しまして、今後の維持管理等含め適正戸数を算出し、将来にわたっての改修計画や建て替え住棟と場所等の選定を行い、実施していく計画となっております。

いくぶん現段階では計画の策定中ではありますが、具体的な内容はまだ確定しない状況ではあります。議員お尋ねの両仲間団地については、今後も市営住宅として管理し、集約建て替えの候補地として整理する予定としているところです。

○14番（大村 悟君） 令和7年4月末、もう来月の末であります、宇城市公営住宅等長寿命化計画が新たに策定される予定であるとのことですが、具体的な内容はまだ確定していないということでもあります。しかしながら、両仲間団地につきましては、集約建て替えの候補地として整理する予定であると示していただきました。よって、団地そのものについては、長寿命化計画が作成されたのちに改めてお聞きをしていきたいなと思っております。

次に進みます。団地内には集会所が1つあり、ここは私たち両仲間北区の住民も機会あるごとに使わせていただいております。特に、高齢者の百歳体操や脳トレなどもこの集会所を利用されており、毎月定期的な利用があります。そんな場所であるにもかかわらず、エアコンがありません。特に、夏場のことを考えると、どんな状況になるのか皆さんにも考えていただきたいと思います。最近、体育館でさえエアコン設置が検討される時代であります。そこで小さな2つ目の質問ですが、集会所のエアコン設置状況についてお尋ねをいたします。

○土木部長（平木恵一君） 先ほど申しましたとおり、本市の市営住宅は、令和7年2月末現在で58団地あります。集会所は単独棟又は住棟の一室としている場合など様々ありますが、集会所がありますのは、そのうちの15団地です。15団地のうち5団地については地区公民館を兼ねており、地区に管理を委託しております。

そのためエアコンの設置してある集会所は15団地中に9団地あります。未設置の集会所は6団地となります。その6団地のうちクーラーがないのは4団地ですが、そのうちの4団地については、現在集会所として使用しておりません。

したがいまして、住民の集会所として利用されておりエアコンが未設置の団地は、松橋町の両仲間団地と南豊崎団地の2か所となります。

新設の集会所を除きますと、これまでも集会所にあるエアコンについては、維持管理部分の電気代を含め各団地の住民で費用負担の合意が取れば、設置の許可はしてきております。今後も住民からのエアコン設置の要望については、設置及び維持管理に伴う費用負担の合意が取れば、予算化して設置することも検討したいと考えております。

○14番（大村 悟君） 団地が数ある中、集会所として利用されているところでエアコンが設置されていない団地は、両仲間団地ともう一つだけというということであります。エアコン設置の希望があった場合には、維持管理に伴う費用、これはたぶん電気代が中心になるかと思われそうですが、その負担する合意が取れば、予算化して設置することも検討したいとのありがたい回答であったかなと受け止めさせていただきました。

次の質問に進みます。団地には高齢者が多く住んでおられます。毎月1回の清掃日にはその多くの方が美化活動に参加しておられますが、実際にできる作業は限られております。小さな3つ目の質問になりますが、政策空き家が多い中、団地内の樹木剪定や草刈り、溝の清掃への市の関わりについてお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 繰り返しになりますが、本市の市営住宅は58団地、1,300戸余りあります。そのうちの400戸近い住棟は、耐用年数等の関係から政策的に空き家としております。

合併当初から、各団地には団地内にお住まいの方に、管理人を委託・配置しておりました。その業務として、団地内住民の転入・転出の支援やリフォームを伴わない簡易な模様替え等の相談・手続き、校区内の区長との連絡・調整等をお願いしてありました。

また、特に団地内の樹木剪定や草刈りなどの環境美化については、住民総出での活動の取りまとめをお願いしておりました。

しかしながら、昨今の高齢化や政策空き家の増加など複合的な要因で、令和3年度で全ての管理人制度が維持できなくなりました。特に団地内の樹木剪定や草刈りなどの環境美化については、令和4年度から市による業者委託と入居者各々による共同作業として行うパターンに分かれております。

そのような中、入居者の生活環境の変化等による団地内の地域コミュニティの希薄化や高齢化等の進展等により、入居者各々では環境美化活動が実施できない危険な部分や政策空き家の庭等は、入居者自身で実施すべき管理部分と政策空き家等の市が実施すべき部分の区分け設定を行いました。

入居者自身で実施すべき管理部分について、市に対し樹木の剪定や草刈りなどの環境美化の作業を依頼される場合は、掛かった費用を団地戸数で割り戻して、次年度に共益費として入居者に各々御負担いただくことで、団地ごとに合意を取り作業を実施しております。

当然であります、市の管理である政策空き家部分については市で行っております。また、樹木の剪定や草刈りなど環境美化として自助・共助でされる団地については、共益費の徴収はしておりません。

樹木の剪定や草刈りなどの環境美化を市に委託するか、入居者各々で実施するかは、各々の団地自治会の判断に委ねているところでございます。

なお、環境美化活動について、現在団地の状況は様々であります、自助・共助として自分たちで実施されているのは58団地のうち39団地であります。19団地については、市に対し、団地自治会の合意で依頼され、次年度の共益費で費用負担されている状況となります。

○14番（大村 悟君） 環境美化活動については、自助・共助として自分たちで実施しておられる団地は58団地中39団地で、19団地については、団地自治会の合意で市に対して草刈り作業等を依頼され、次年度の共益費で費用負担されている状況であるということでもあります。両仲間団地はその19団地の中には含まれてはいませんが、市の管理である政策空き家の部分は当然市で行っているということでもありますので、政策空き家の部分につきましては、市による剪定や草刈り作業、溝の清掃等が、遅れることなく定期的に行われますようお願いをしておきます。

次に進みます。団地内には大小2つの公園があり、休みの日や夕方に親子連れで遊んでおられるほほ笑ましい姿をよく見かけます。ひょっとしたら、団地外の近所の親子が遊びに来ておられるのかもしれませんが。最近、なかなか親子で遊べる遊び場が近くにないという声をよく耳にします。既存の公園を整備して子育て世代の方々の声に応えていくのも、市としての務めではないかと思えます。そこで、4つ目の小さな質問ですが、団地内にある公園の遊具を含めた公園の整備についてどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○土木部長（平木恵一君） 本市の市営住宅の敷地内に遊具がある公園は7団地8か所あります。現在、団地内公園の遊具については、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づきまして、年1回の点検を実施しております。点検の結果、危険性がある遊具等については、使用禁止などの措置等を講じており、更新そのものは実施していない状況でございます。

先ほど答弁いたしましたとおり、令和7年4月末に宇城市公営住宅等長寿命化計画を改訂する予定でありますので、その中で、今後も継続して使用する団地や住棟

については、建て替え計画をお示しします。また、その計画に基づき、建て替えや改修等の時期を見据え、団地内公園の遊具等についても更新や廃止を行う予定となります。

○14番（大村 悟君） 先ほども出てきましたが、新たな宇城市公営住宅等長寿命化計画に基づいて、団地内公園の遊具等についても更新、廃止の予定となるという説明がありましたが、その時期が来るまでは、遊具の点検、整備が必要に応じて滞りなく進んでいきますように強く要望いたしておきます。

大きな2つ目の質問に入ります。宇城市の人口は年々減少し、宇城市の広報紙「ウキカラ」3月号によりますと、2月1日現在で56,259人ということであります。市長の所信表明では、この4年間で取り組む最も重要なテーマは、人口減少対策だと挙げていただいております。人口増のための施策をいろいろ取り組んでもらえるかと期待しているところではありますが、一方で、交流人口増のための取組も必要不可欠だと私は思っております。宇城市に行って良かったと思う方が多ければ多いほど、できれば住んでみたいなという流れができると思っているからであります。その交流人口増の場所として、私は国道266号沿いに目を向けて見ました。ここには博物館、図書館、不知火の道の駅、松合、金桁、戸馳、三角東港など、まだ探せばたくさんあると思いますが、施設や場所でいいところがいっぱいあります。新たな宇城市らしい観光ルートとして整理することで、さらににぎわいのある場所にして人を呼ぶ、そうなればいいなと強く思っております。そこで、小さな1つ目ではありますが、交流人口を増やすために市が取り組んでいる事業をお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） ここ数年、国道266号の松合地区周辺では、地元で生産される果物を使ったスイーツなどを提供するカフェやホットドッグのテイクアウトなど軽飲食の出店が相次ぎ、不知火図書館に併設されたスターバックスコーヒーから三角西港のアマテラス珈琲までの宇土半島の道のりは、ティータイムを楽しめるスポットとなっているようです。

このようなお店を宇城市観光ホームページUki tripの公式アンバサダーと連携して、Uki tripにて随時掲載し、情報発信を行うなどの広報支援をしているところでございます。

今後、沿線に点在している店舗ごとの支持者や愛好者を「線」でつなぐことができれば、拡散力が高いSNSによる宣伝効果もさらに高まりますので、この機会に繰り返し宇土半島に訪れたくなるような魅力的な事業にも取り組んでいければと考えております。

また、市では、昨年、一昨年と三角西港にて、食にまつわるイベントを県の補助

事業を活用し開催してきました。

さらに今年は、三角西港が世界文化遺産に登録され10周年を迎えますので、再び足を運んでもらえるよう視点を変えたイベントを通し、市の観光資源と食の両面をPRしてまいります。

大村議員の御指摘のとおり、定住人口の増加につなげるには、まずは本市の良さを知っていただくことが重要であり、そのことがひいては地域経済にも影響を与えるものであると考えますので、御提案のあった観光ルートの開発は、地域経済振興の重要な施策であると捉えております。

○14番（大村 悟君） 国道266線沿いが最近ではティータイムを楽しめるスポットとなっているので、宇城市観光ホームページで広報支援をしているとのことあります。今後につきましては、魅力的な事業に取り組んだり、視点を変えてのイベント等を催されたりを考えておられるようですので、具体的に詰めていただき、新たな事業として展開につながっていきますように願っております。

次の質問に進みます。会ったことのないある方から電話をいただきました。お名前も住まいも明かされましたので、しっかりお話は聞かせていただきましたが、内容は、不知火温泉をどうにかして復活させてほしいということでありました。またその後、こんな場面にも出くわしました。高齢の御夫婦が不知火温泉の建物の方に行かれ、閉まっているのを知り、これからどうして時間を潰そうかとお話されている場面でした。この方たちは、きっと楽しみに不知火温泉に来られたのに、がっかりして帰られたのではと思いました。この2つのことから、不知火温泉の復活を楽しみにしておられる方が地元の方たちばかりではなく、広く宇城市全体あるいは市外の方の中にもたくさんおられるのではないかと、強く感じたところであります。そこで、小さな2つ目の質問ですが、閉鎖されている不知火温泉の復興を望む市民への市の対応についてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） おととい、坂下議員の御質問に答弁いたしました内容と重複する部分が多くございますが、あらかじめ御容赦願います。

当該施設は、改修の必要性和コロナ禍により令和2年4月に休館し、今月で5年を経過いたします。その間、老朽化した施設に巨額の改修費用をかけるのではなく、民間活力の活用を前提に再開を模索してきましたが、現在までに結果は出せておりません。

建物をそのまま利用するいわゆる居抜きの場合は、譲渡を望まれる事業者が多く、これまで市は道の駅の性質上、譲渡は考えておりませんでしたので、進展することはありませんでした。

また、温泉を手がける事業者からは、当該施設は温泉だけでは必要な収入は見込

めないとの厳しい意見もいただき、居抜きでの貸付けの難しさも都度感じてきたところでございます。

一方で、更地にすることで前向きに検討できるとの意見もいただきましたので、できるだけ民間事業者が利用しやすい状態で保有しておくことが望ましいとの判断に至り、令和6年9月議会定例会において、温泉施設解体設計業務の委託料860万円を予算計上するに至ったものであります。

この補正予算は可決いただきましたが、住民及び行政区長会の理解を得ること等、事業を執行するに当たっての留意事項として附帯決議が付されました。

不知火地区行政区長への説明会では、解体して民間企業の参入を広く求めていく旨御提案しましたが、解体した後の構想も示さないまま進めることはいかななものかとの意見が多く、理解を得るまでには至っておりません。このような状況ですので、住民に対する説明会は現在見合わせています。

その後も、複数の事業者と接触はしていますが、まだ暗中模索の状態であることは否めないところであります。

先ほど申し上げました説明会においても、市も最善を尽くすとお伝えしておりますので、一日も早く御報告ができるよう鋭意努力してまいります。

○14番（大村 悟君） 不知火温泉の解体凍結の流れは、先日の坂下議員とのやり取りと今の説明でよく分かりました。地元の説明会では市も最善を尽くすという約束をされ、今後どうするのか一日も早く報告ができるように鋭意努力をしていくということでありますので、民間活力の活用案も含めしっかり検討していただき、できるだけ早めの結論を出していただきますようによろしく願いをしておきます。

交流人口を増やすという観点からもう1か所、元花の学校があった戸馳地域に目を向けてみました。小さな3つ目の質問になりますが、戸馳の閉鎖されている花の学校を含む周辺のにぎわいを生み出す市の施策についてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 戸馳花の学校は、施設を廃止して今月で3年経過いたします。

当時の指定管理者であった合同会社花のがっこうとの取決めにより、廃止後5年間は無償で貸し付けるとしておりますので、その期間は残り2年間となります。

御指摘のとおり、跡地利用は、地域の活性化という視点からも重要な課題であります。

ただ、廃止に至るまでの経緯としては、施設の老朽化に対する投資的経費の抑制はやむを得ないとしておりましたので、無償貸与期間終了後は、不知火温泉ふるさと交流センターの温泉施設と同様に、民間活力の活用を軸に進めていく方針でございます。

戸馳地区は、当該施設に隣接する海水浴場、キャンプ場を利用される方はもとより、市の特産品である洋ランを目的に訪れる方も多く、来訪者層が厚くなることで、包括的な情報発信により地域の魅力を最大化する取組が可能になると考えております。

引き続き、市の観光拠点であります三角への誘客促進は鋭意努力してまいります。

○14番（大村 悟君） 戸馳地区は海水浴場、キャンプ場、洋ランを目的に訪れる方も多く、来訪者層が厚くなることで、包括的な情報発信により地域の魅力を最大化する取組が可能になるとお答えいただきました。どうか今まで以上に誘客促進に努めていると分かるような具体的な施策を展開していただきますように、ここでも要望をいたしておきます。

交流人口増に関連し、再質問となりますが、交流人口の増加に対する市長の思いをお聞かせください。

○市長（末松直洋君） 私が、所信表明しましたとおり、この4年間の最大のテーマは、人口減少対策でございます。大村議員がおっしゃるように、交流人口を増やすことで、ゆくゆくは定住人口の増加につながっていくものと考えますし、観光客誘致による交流人口の増加は、短期的にも地域経済の活性化に良い影響を与えます。今後も地域の事業者と連携し、効果的な観光施策に取り組んでいきたいと考えております。

○14番（大村 悟君） 交流人口増が宇城市の経済活性化や定住人口の増加にいい影響を与えるというのは、私も全く同じ思いであります。どうか市長の新たな視点での観光施策が具体的に進んでいきますように御期待を申し上げたいと思います。

大きな3つ目の質問に入ります。「市内業者と市外業者の扱いはどうなっているのだろうか」、偶然耳にした周りの人たちの会話の一部ですが、大きな3つ目の質問は、本市の入札制度についてであります。直接関わることのない分野なので分からないことも多く、ネットで調べてみました。宇城市の入札状況を知りたかったのですが、探し出すことはできませんでした。ただ、市内経済の活性化や市内業者の育成・振興、市民感情への配慮から、市内業者を優先して発注しているという他の自治体の情報は得ることができました。そこで、宇城市や他市の入札の状況がどうなっているのかという点と、今後見直す必要があるところはないのかという点について、まとめてお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） まず、本市における入札等の状況について御説明いたします。

契約締結の方法、手段といたしましては、地方自治法等の関係法令に基づき、競争入札又は随意契約方式で行います。

また、競争入札には、原則として誰もが入札に参加が可能な一般競争入札と、市から指名された業者のみ参加が可能な指名競争入札がございます。

本市におけます事務用品やＯＡ機器等の物品の購入の契約手続については、予定価格が８０万円を超える場合が、原則、競争入札で執り行うこととなります。また、競争入札においては、購入品目が特殊性の高いものや取扱業者が少ない品目の場合を除きまして、基本的には指名競争入札を行っている状況です。

指名業者につきましては、入札事務の公正性、透明性また競争性などの法令を遵守いたしまして、また、地元業者の育成や市内経済の循環・活性化などを視野に、総合的に勘案して選定しているところです。

具体的に申しますと、購入品目として、事務用品やコピー用紙などの消耗品等の場合は、基本的には地元業者のみで入札を行います。

また、事務機器や電子機器類などで発注数量や予定価格の規模に応じては、競争性確保の観点から、過去の受注状況等を参考に市外業者を加える場合がございます。

続いて、県内の政令市を除きます他市の状況についてお答えいたします。

指名競争入札の業者選定について各市に確認いたしましたところ、本市同様、１２市全てにおいて、地元業者を中心とした業者選定を基本的な考え方としているとの調査結果となりました。

また、地元業者のみで入札を行う場合の条件、状況といたしましても、本市と同様に、購入品目や発注規模等に応じて、地元以外の業者を加えながら入札を行うとの回答がございました。また、購入品目によっては、市内での取扱業者数が少数などの理由で市外業者を加えているとの回答もあっております。

次に、入札制度の見直しの考えについてお答えいたします。

令和６年度の物品購入におきまして、５，０００万円以上の排水ポンプや消防積載車購入の特殊案件２件を除く入札状況といたしまして、令和７年２月末現在の入札件数は、総件数３０件、契約額の総額は１億５，７４３万円で、全て指名競争入札となっております。

そのうち、指名業者として市内業者を含む入札件数は２７件で、全体の９割を占めており、その内訳につきましては、市内業者のみで行った入札が１１件、市内業者に一部市外の業者を加えた入札が１６件となります。

また、市内業者を含む入札２７件のうち、市内業者が落札した入札は１６件で、約６割の受注が確認できます。

一方、市外業者のみでの入札は３件ございますが、どれも発注品目が特殊なもの、また取扱いが限定される入札案件となっております。

このようなことから、指名競争入札については市内業者の受注機会も確保しつつ、

競争性の観点から市外業者も加えた入札も行っておりますが、地元業者の受注が確認できることもありますことから、今後の入札制度、契約事務につきましては、引き続き、公正性、透明性、競争性の確保に努めながら適正に執行行っていきたいと考えております。

○14番（大村 悟君） 事務用品とかＯＡ機器等の物品購入を例にして、宇城市の入札の仕方を説明していただきました。加えて、内容は繰り返しません、他市のことも触れていただきました。さらに入札制度を見直す必要はないのかに関連して、令和６年度の物品購入の入札状況も詳しく説明をしていただきましたが、最後の部分だけ繰り返しますと、令和７年２月末の入札状況として、市内業者を含む入札２７件のうち、市内業者が落札した入札は１６件で、約６割の受注が確認できているということであったかと思えます。このことから、今後につきましても指名競争入札については、市内業者の受注機会を確保しつつ、競争性の観点から市外業者も加えるが、公正性、透明性、競争性の確保に努めながら適正に執行していくとの御回答だったかと思えます。市内業者の受注機会を確保しつつということですので、結果的に市内業者の落札率が少しずつでも増えていきますように努めていただきたいなと思っております。それが、最初に言いましたが、近くにおられた方がどうなっているのかという疑問を解消していくことにもつながっていくのかなと思えますので、よろしくお願いをいたします。

最後の大きな４つ目の質問に入ります。１月３０日の熊日記事で引用させていただきます。「宇城市水源でＰＦＡＳ」という見出しがあり、「発がん性があると聞くとどきどきとする」という住民の声も載っておりました。そこで、小さな１つ目の質問ですが、有機フッ素化合物は人体にどんな影響があるのかについてお尋ねをいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） まず、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）について説明いたします。

環境省が設置しましたＰＦＡＳに対する専門家会議によりますと、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称してＰＦＡＳと呼び、１万種類以上の物質があるとされています。

ＰＦＡＳの中でも、ＰＦＯＳとＰＦＯＡは、幅広い用途で使用されています。具体的には、半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤、調理用のコーティング剤などに使われてきました。

また、令和２年に国が水質管理上留意すべき項目と知見の集積に努めるべき項目に追加し、暫定の目標値・指針値を１リットル当たり５０ナノグラムとして基準を定めています。この値は、体重５０キログラムの人が一生涯にわたって毎日２リッ

トル以上飲用したとしても、人の健康に悪影響が生じないと考えられるレベルになります。

P F O S、P F O Aは、動物実験では、肝臓の機能や動物の子どもの体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されております。また、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されています。

しかしながら、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、十分な知見はございません。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められております。

国内において、P F O S、P F O Aの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておきませんが、環境省は厚生労働省と連携し、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて専門家による検討が進められているところです。

本市としましては、引き続き、国や県の動向を注視してまいります。

○14番（大村 悟君） 人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されているようですが、どの程度の量が体に入ると影響が出るのかについては、十分な知見はないとのこととあります。そのために、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められているということとありますので、市としては引き続き、しっかり情報収集にも努めていただきたいと思いますと思っております。

小さな2つ目の質問に入ります。P F A S関連につきましては、できるだけ新聞記事から目を離さないように努めてまいりましたが、1月30日から3月4日までの何回かの新聞記事によりますと、目標値を下回ったり、目標値超えだったり、あるいはそれを繰り返しているようで、自分でもよく理解できていないと思う部分がたくさんありました。そこで、小さな2つ目の質問ですが、最初の検出からこれまでの経過について、市の対応や市民への周知・報道も含めてお尋ねをいたします。

○上下水道局長（福田真治君） 一昨日の坂下議員への答弁と若干重複する部分もございますが、まず、上下水道局が所管します水道水に対してお答えいたします。

本年1月下旬、本市が管理しております不知火町東部第1水源からP F A Sの暫定目標値の超過が確認された同日に、当該水源からの給水を中止し、上天草・宇城水道企業団からの受水へ切り替えております。

その際、水の供給量不足も懸念されましたので、併せて企業団から受水している宇土市や上天草市と供給量の融通について協議を行い、今回、上天草市から日量300立方メートルの水を融通していただく運びとなりました。

なお、水道管内の水の入替えにも期間を要することから、その間、対象世帯への給水が必要であるため、並行して県に対しても応急給水車の応援要請を行いました。

結果、翌日から熊本市より2台、大津・菊陽水道企業団より1台の給水車を手配でき、不知火町内3か所で給水を開始したところです。

対象地区への対応としましては、関係行政区長宅を訪問しまして、直接説明及び各世帯への文書の回覧を要請し、速やかに宇城市ホームページ及びLINE、防災行政無線や広報車等により、水質改善の措置を講じるまでは水道水の飲用を控えていただくよう周知を行っております。

また、水道管内の水が入れ替わってしまうであろう受水の切り替えから2日後に、再度、給水エリアの水道水について水質検査を実施しております。結果、翌日に速報値で暫定目標値以下と判明したため、安全性が確認できた旨、再度地元行政区長へ連絡し公表した次第です。

なお、国の手引きに基づきまして、県が当該水源から半径500メートルの範囲の井戸水利用世帯14地点に追加調査を行った結果、先般、保健衛生部長の答弁もありましたが、本水源の周辺ではPFASの超過は確認されませんでした。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 続いて保健衛生部から、宇城広域連合の松山処分場監視井戸からPFASが検出された件についてお答えいたします。

宇城広域連合は、県からの要請で、処分場の監視井戸の水質調査を実施した結果、暫定目標値を超える190ナノグラムが検出されました。

この監視井戸を起因として、飲用井戸に対し3回の調査を行っております。1回目の調査では、本市の13地点からは暫定目標値を超過する値は出ませんでしたが、宇土市の方で超過いたしましたので、2回目として27地点に調査を行い、10地点から暫定目標値を超過する結果が出ております。3回目の24地点の調査では、暫定目標値を超過する結果は出ませんでしたので、範囲を広げての調査は終了しております。

今回、不知火町東部第1水源と処分場監視井戸の暫定目標値超過に対する本市の対応としましては、水質調査をした地点には、第1水源の件は県と市、処分場監視井戸の件は県、市及び広域連合と合同で対象者を個別に訪問し、状況の説明及び水質調査の依頼と併せて、調査結果が暫定目標値を超えないことが確認されるまでの間、飲用を控えていただくようお願いをしております。

その間の対応として、飲用水12リットルを配布しております。さらに暫定目標値を超過した地点には、追加で飲用水を配布しております。

また、暫定目標値を超過した地域では説明会開催の要望がありましたので、県と広域連合の同席の下、3月1日に説明会を開催し、今回の事案の説明と地元の要望や意見等をお聞きいたしております。

○14番（大村 悟君） 不知火町東部第1水源関連と松山処分場の監視井戸関連に分

けて、分かりやすく整理してお答えいただきました。どうやら自分の頭の中では、2か所の情報が混同してしまっている部分があったようですが、どちらも地元への説明や周知、飲用水の配布等が速やかに適切に行われていたようで安心いたしました。

最後の小さな3つ目の質問に入ります。原因究明と市のこれからの対応についてということで、特に先ほど触れていただきましたが、3月1日の地元説明会では、たくさんの意見や要望等が出されたのではないかと推測をいたします。その声に今後どう対応していけるのかお尋ねをいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 3月1日の説明会についてお答えいたします。

行政区長を含め15人程度の出席がありました。地元の住民の方々からは、浄水器の購入等の補助、今回調査した井戸の追跡調査及び今後の原因究明など、様々な意見や要望がありました。

今後も県や宇城広域連合と連携し、情報収集や原因究明に努めていくとともに、暫定目標値を超過した世帯の不安払拭のため、住民に寄り添った対応を検討してまいります。

○14番（大村 悟君） 今後も県や宇城広域連合と連携して、情報収集や原因究明に努めていくということですので、よろしくお願いをいたします。

再質問となりますが、今、保健衛生部長から、暫定目標値を超過した世帯の不安払拭のために、住民に寄り添った対応を検討していくとのお答えがありましたが、その具体的な対応策について市長にお尋ねをいたします。

○市長（末松直洋君） 暫定目標値を超過した世帯への対応策を検討しているところですが、具体的には、浄水器購入の補助制度をできる限り早期に実施できるよう準備を進めております。

○14番（大村 悟君） 市民の生活は安心・安全でなければなりません。今回のPFASの件に関しまして、早速、安心・安全な生活につながる浄水器購入の補助制度を設けていただくようで、ありがたいなと思ったところであります。

以上、今日は大きくは4点質問をさせていただきました。御答弁いただきました内容に対して振り返りますと、今日はたくさんのお願いや要望もさせていただきましたが、今後につきましては、質問したそれぞれの事柄がどう展開されていくのかしっかり経過を見届けていきたいと思っております。

最後になりましたが、今月末で退職をされる執行部のお二人におかれましては、長きにわたり宇城市の発展のために御貢献いただきありがとうございました。今後ますますの御健康、御多幸を祈念いたしまして、今日の私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 10 分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9 番、原田祐作君の発言を許します。

○9 番（原田祐作君） 皆さん、こんにちは。議席番号 9 番、会派宇城市民の会、原田です。先般御通告申し上げておりました事項につきまして、早速質問に入らせていただきたいと思います。今回は大きくは 3 点、1 つ目に人事行政について、2 つ目が人口減少対策、3 つ目に教育行政というふうに進めてまいります。

では、まず最初、人事行政につきまして、小さな（1）番、宇城市が条例で定めております職員の定数につきまして質問をいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 宇城市職員の定数及び実数に関する現状について、まずお答えいたします。

宇城市職員定数条例第 2 条の規定による職員定数は 523 人となっている中、令和 7 年 1 月 1 日現在の実職員数は 424 人でありまして、条例定数と比較して約 100 人の差がございます。

一方、総務省が分類いたします本市の類似団体の職員数については、まず単純値と修正値の 2 種類が存在しております。単純値は、職員が配置されていない部署を考慮することなく集計して平均値を算出したもの、また他方、修正値は、団体によっては清掃業務を民間委託している場合や消防業務を一部事務組合等の所管としている場合など、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象にして部門ごとに平均値を算出したものとなっております。

本市におきましては、民間委託や民間譲渡など、部門によっては職員を配置しておりませんので、ただいま申しました修正値を使用して比較を申し上げます。

また、類似団体の職員数の最新の数値につきましては令和 5 年度となりますので、そちらの数値でお答えしたいと思います。

令和 5 年 4 月 1 日現在、類似団体の職員数は、普通会計の合計で 447 人でありまして、本市の普通会計の実職員数である 390 人より 57 人多い状況となっております。

しかしながら、類似団体とは、人口と産業構造のみで類型された分類でありまして、自治体特有の事情や特性が考慮されていない部分もございますので、あくまでも参考指標というような取扱いとなっております。

また、定数条例の改正につきましては、令和2年に当時の実職員数の数に基づき改正されて以来、現在に至っておりますが、令和5年から、定年年齢を65歳まで段階的に引き上げている最中でございます。

令和5年度の実績といたしまして、60歳到達職員7人に対して、定年を延長した職員が3人、また定数条例の対象外となります再任用短時間勤務職員となった職員が4人でした。また、本年度末の見込みといたしましては、60歳到達職員6人に対しまして、定年を延長する職員が4人、また退職する職員が2人の見込みとなっております。

条例定数と実職員数に大きな差があるものの、ただいま申しましたとおり、定年年齢の段階的引上げ期間中のため、定数条例の対象者数が、職員の動向により大きく変動することを考慮しますと、しばらくは状況又は実績を見極める必要があると感じているところです。

○9番（原田祐作君） 本市につきましては、まずは類似団体と比較をするとあくまで参考にする程度というところ、これは総務省もそのようにホームページで書いていますのでそのとおりなのですが、少ないという状況にあるということが分かりました。宇城市におきましても、これまで職員さんの負担感というかそういったものをよく耳にしておりましたので、定数についてはどうなんだろうというようなことに今まで何回か触れてきましたけども、宇城市はその条例で定める定数に比較して実数が少ないのは、保育園であるとか病院であるとか、そういったところを廃止したことによって、その分がというような説明をこれまでもいただいたような気がしております。ですので、その辺を踏まえたところで、今後職員の定数をどのようにやっていくのかなというのが、今回の一応狙いだったのですが、ちょっと1つ再質問をさせてください。今の答弁から察するに、今後条例の改正は喫緊では考えていないと。その理由は、先ほど説明いただきましたけれども、定年延長とか様々な事情があるので、それを見て考えていくというような説明だったのですが、ということは、端的にこの条例を改正して定数を減らすということは、喫緊には考えていないというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○総務部長（木見田洋一君） 先ほどの議員の御紹介のとおり、これまで前回定数を改正した経緯については御指摘のとおりでまいっております。今後の方向性につきましてですけれども、こちらもお話にあったとおり、先ほども触れましたが、定年延長の動向を見極める必要がございます、あともう1点が行財政改革ですね、全国的な事務の標準化、また昨今取り組んでおりますRPA、DX化、こちらの動向等も見極める必要がございますので、喫緊でその判断というのは難しいと判断しております、喫緊での改正というところは考えていないというところでございま

す。

○9番（原田祐作君） 先ほど部長も触れられました、ちょっと資料を見ると正確ではないかもしれないのですが、1980年以来、総務省はずっと地方公務員の削減をやっていったほしいというような、これはたぶん人件費抑制の観点だと思うんですけども、そういう方針をずっと打ち出してきたと。ところが、2015年以降は、やはり少子高齢化、そのほか様々な社会の変化による多様化とかによる事務事業煩雑化等々を加味して、地方でそこは柔軟に対応は考えてくださいよというような方針に転換したように、私は受け取りました。なので、まずはその辺を柔軟に判断されるということで、以前のようにコスト面からを優先した人員の削減は行われないうかなというふうに理解をして、次の小さな2番目の質問に移っていききたいというふうに思います。

それでは、実際今いらっしゃる職員さんたちの研修制度ということについて質問をいたします。まず、新規採用の職員さんと部署を異動した職員さん、また前回の一般質問でもテーマにしましたメンターですね、メンター制を導入しているということなんですが、その指導的役割を担う職員さんの研修体制についてどのように行われているのかお伺いをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、職員の研修制度についてお答えいたします。

初めに、職員の研修体系を大きく分類いたしますとOJTとOFF-JTの2種類に分けられます。OJTとは、日常業務を通じて行う教育を指しておりまして、具体的には、業務を通じて教育や人材育成を行うアウトプット中心の研修を指します。それに対しましてOFF-JTとは、職場や通常業務から離れ、特別に時間や場所を取って行う教育や学習を指し、集合研修や講習会など、座学スタイルのインプットが中心の研修を指しております。

一般的には、OJTを根幹に置きつつ、OFF-JTを組み合わせた研修が実施されておりまして、本市でも同様の体制を取っているところでございますので、主にOFF-JTについて御説明いたします。

まず、新規採用職員への研修といたしましては、入庁後すぐに、総務課主催で、各所管課の職員を講師とした初任者研修を計2日間行っております。その後、熊本市町村職員研修協議会主催の初任者研修を計2日間、こちらは熊本市町村自治会館で受講します。その終了後は、再び総務課主催で、市内の地勢や文化、また事業等の知識を深めることを目的といたしまして、座学ではなく市内の各地に出向いた研修を1日行います。また、秋には、採用半年のタイミングで、先ほど申しました県の研修協議会主催のフォローアップ研修を受講するという形になります。

またそれ以外にも、総務課が主催いたします全職員を対象といたしましたハラス

メント防止や人事評価、あるいは人権同和問題に関する集合形式の研修に加えて、研修内容はOJTとなりますものの、新規採用職員には採用後1年間メンターを選任しておりまして、職員の規律、接遇、また勤務態度などを、指導・助言・対話により技術的・精神的にサポートしているところでございます。

次に、2年目以降の職員への研修といたしましては、こちらも総務課が主催いたします全職員対象の集合形式の研修に加えて、熊本市町村職員研修協議会主催の5年目研修、また10年目研修、新任係長研修、新任課長研修などを受講いたします。また、同協議会が主催いたします業務に特化した研修といたしまして、政策研修、市町村民税研修、固定資産税研修、契約事務研修、法制執務研修、そしてIT研修なども参加可能となっております。

さらに、先ほど申しました新規採用職員と2年目以降の職員との大きな違いといたしましては、業務の引継ぎの有無が挙げられます。職員は採用後、全庁的に必要となる業務スキルについて年を追うごとに習熟させるとともに、配置された課の所管業務の中から、担当業務に関する引継ぎを受けた上で業務に当たっております。引継ぎは、異動の前後のタイミングで、前任者が作成した引継書を基に、業務から離れ時間を確保して行ったり、又は実際の業務を通じて行ったりしておりまして、それについては書面で上司が共有いたします。異動後でも、必要に応じて対面や電話、ビジネスチャット等で随時、前任者との間で知識・経験・ノウハウの共有を行っているところでございます。

○9番（原田祐作君） 丁寧にお答えいただきました。ずっと聞いていまして、まずルーティン業務に関わる研修が多いのかなというような印象を受けました。もっと行政実例というか、そういったのに伴った検討会のような研修会があるのかなというところは、ちょっと今聞いていて思ったところなので、それはまた今後調べていきたいなと思います。

それでは再質問します。もう一つの形態、先ほども触れましたが、要は専門職として採用された職員の方たちが、一般事務として変更された場合の研修というか、そういったサポートはどのように行われているのかについてお伺いをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 保育士や看護師、あるいは調理員から一般職へと職種が変わった職員への研修についてお答えいたします。

本市では、合併以降、旧町時代に一般職以外の職種として採用した職員を、職種変更試験を実施し、一般職へと職種変更を行ってまいりました。具体的には、用務員や運転手、また調理員などが該当いたします。近年では、保育園の民営化や病院事業の民間譲渡、また給食調理場の統合などの影響によりまして、職自体がなくなることから、保育士、看護師等の病院に関係する職、また調理員を組織単位で一般

職に職種を変更して任用しております。

この組織単位での職種変更に当たりましては、今まで従事してきた職務と全く違う業務となること、また対象職員からの要望もあったことから、新たな職に対する研修の場として、職種の変更前に対象職員の希望を考慮した上で、関係課に籍を置いての实地にて業務を体験する場を複数日設けております。

一般事務として配置されました後は、業務への習熟度は新規採用職員と同等程度であるとの認識の下に、担当業務の難易度やボリューム等について配慮するとともに、新規採用職員向けの各所管課の職員を講師とした初任者研修への参加、またOJTによる丁寧な指導・助言・助力を心掛けております。また本年度は、産業保健業務を担当する総務課職員による面談を行いまして、現在の所見をヒアリングし、各個人の悩みや困り事に応じたサポートを行っているところでございます。

○9番（原田祐作君） 近年、この宇城市を退職される方、途中で退職される方が非常に多いと、また、様々な事情で休職なさっている方も多いという話を聞きます。また、その方の多くは、何か専門職から一般職に移った方が多いのではないかなという印象を受けています。実際ここに数字として検証をしていませんので、印象とだけ申し上げます。そのようなことを踏まえると、やはりもうちょっと丁寧な研修やサポートがいるのではないかなというところを思っていましたので、今回このような質問をしています。今、市役所の職員さんたちは、例えば、先日行われました民生常任委員会の中だけでも、具体的な例を申しますと、消防積載車を今後は公売でやっていく上でそういった新しい事業が入ってきて、それも会計検査課ではなくて、担当が処理することによってちょっと大変だなというような感じを受けましたし、また、福祉の分野でも、今年度から重層の支援という新しい枠組みでの事業も始まっていっている。ただ、近年ずっと宇城市でも職場環境の改善ということで、残業時間を減らすような勤怠管理も行われてきた中で、何か時間は減っているんだけど、職員さんたちの仕事はやはり多様化して、複雑化して、より大変になっているのではないかなと。減っていく事業というのはないのではないかなというのを非常に心配しています。そういった意味では、やはり事業の見直し、またその事業一つ一つの仕事を職員さんたちがスムーズにやるために、やはり研修また指導の環境はきっちりと整えていただきたいなという気持ちを持っています。先ほどからOJT、OFF-JTという話がありますが、やはりOJT、これは極端な話にいくと現場で仕事を覚えろ、つまり私たちが若い頃は、俺の背中を見て仕事を覚えろみたいなところに、極端になるといきかねるのではないかなという心配もしています。やはり、そこは仕事をしながら仕事を教える、だったら人的な余裕、時間的な余裕をしっかりと確保した上で、あとはそういったふうに仕事をしながら教えるのが

向いている職員さんもいれば、そうでない職員さんもいる。その職員さんの適性にもよると思うんです。そのOJT、OFF-JTのメリット、デメリットがばちっとはまるような管理もやっていただきたいなというふうに思います。また、先ほどちょっと私、専門職のことに触れましたけども、担当課がその職種変更のときにちゃんと研修をやりましたよというお話が今答弁でありましたけども、数年前、保育士が一般職に移るときには、それこそ基本的なパソコンの使い方については、やはり総務課がやってくれないということで、職員組合が率先してやっていたこともありました。これはありました。なので、もうちょっとその辺は、寄り添った対応を今後はやっていただきたいというふうに思います。今回市長も所信表明の方で、やはり職員さんたちの能力を最大に発揮できる環境をつくると、これこそが市民サービスの最大化につながるというような認識を持たれているというふうに、私は理解をしております。ですので、できれば今後は今まで以上に熱心に、職員と対々400人やるのは難しいと思うんです。だからやはりそこに組合とかがあると思うので、その方たちとの話し合いの場にも是非積極的に出ていただいて、職員さんたちの環境を整えていただきたいというふうに考えるのですが、そこについてのお考えはお答えいただきますでしょうか。

○市長（末松直洋君） 職員労働組合による団体交渉に対しましては、今までも対応してきたところであります。今後も内容と状況を踏まえて対応することを考えております。

○9番（原田祐作君） これまでは、やはり宇城市はあの裁判の例もあります。職員の労働環境は大変なんじゃないかという印象も持たれているというふうに私は理解しておりますので、是非ともその辺はしっかりとやっていただきまして、私も職員さんたちの労働環境が整って100%能力を発揮されることは、イコール市民の皆さんのサービスにつながるというふうに思っていますので、これだけ力を入れて質問をしております。どうか御理解いただきたいというふうに思います。

それでは、大きな2番目の質問に移ってまいります。人口減少対策についてということなのですが、まず、私はこの小問で挙げていますけど、この3つについて質問を進めていきたいと思えます。まずは1つ目、市外への人口流出防止の施策についてどのように考えていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○市長政策部長（元田智士君） まず初めに、本市の転入・転出者数を見ますと、2023年は転入者が1,993人、転出者が2,053人となっており、全体として60人の転出超過となっています。これを男女別、年代別に見ますと、男性では15歳から19歳、女性では10歳から29歳が大きく転出超過となっており、本市の人口減少に歯止めをかけるためには、こうした若年層の流出を抑制することが極め

て重要だと考えております。

次に、流出の要因につきまして、理由は1つではないと思いますが、大きな要素の1つとして本市人口ビジョンや総合戦略では、若者に魅力ある雇用の場が不足していることなどが挙げられます。具体的には、賃金水準に直結すると言われる労働生産性が多くの産業で県平均を下回っているため、若者層が就職を機に市外へ流出していると分析しております。

これを踏まえ、本市では稼ぐ力を高め、良質な雇用を創出することを目標に地場産業の生産性向上や企業誘致に取り組んでまいりました。

直近の成果を見ますと、地場企業で生産性の向上を目的とした設備投資に取り組む企業は、令和元年から昨年度までに延べ61社となっております。また、同じ期間中の企業誘致は、立地協定件数が25件でその投資額は約172億7,000万円、234人分の新規雇用が創出される予定となっております。

今後は、こうした企業誘致をさらに進めるための産業用地の確保に加え、子育て世代が住むための宅地開発を官民連携して進めることで、人口流出の抑制を図っていきたいと考えております。

○9番（原田祐作君） 今、主に産業の部分で働く場をつくることによって、宇城市で働いていただいて、よそに出ないようにしようというような御説明であったかなと思います。今、数字も挙げていただきました。細かくはその生産性の向上に取り組む企業がどのような取組で、例えばどの程度売上げが上がったのかとか検証したいところではあるんですけども、そういった資料が是非どこか公表されたり、私たちが見るようなことができれば、より分かりやすいのかなと。やはり、宇城市の一般財源、若しくは場合によっては国県からの補助金とかいろんな交付金をもらいながらやることだと思うのですが、費用対効果も検証していく必要があるのかなと思いました。もう一つ、特に男性で10代後半、また女性でもそのくらいが多いということで、ひょっとしたら学校とか進学とか、そういったので一旦宇城市から離れてしまって帰ってこないというところもあると思うので、ちょっとそこは高校との連携の話なので教育行政の方の話で進めていききたいと思います。ここでは、とりあえず、産業分野では雇用の場を創出して一定の効果が出ているというふうに、宇城市は評価をしているというところで受け止めをしておきたいというふうに思います。

それでは、小さな2番目です。今度は逆に、市内への人口流入の増加を狙った取組というのはどのようなものがあるのかをお聞きいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 人口減少対策につきまして、人口流出を抑制する取組と人口流入を増加させる取組は、相互に関連するところが大きく、例えば、先ほど

答弁しました企業誘致も流出抑制と流入増加の双方に有効な取組だと思います。

同様に、保育料・副食費の無償化や給食費無料化といった子育て支援、新婚世帯にする住居費や引っ越し費用の補助なども、本市の魅力を増進させることで流出抑制と流入増加の両面に有効な取組でございます。

そうした中で、比較的流入増加を重点に置いた事業としては、今年度から取り組んだ子育て世帯定住促進事業補助金がございます。これは、就学前のお子様を伴って市外から転入される世帯を対象に、新築費用の一部を助成するもので、若い世帯の流入を強く意識した内容となっております。この事業により、今年度は4世帯が本市内に新築住宅を取得し、17人が転入している実績となっております。

○9番（原田祐作君） 今、流入の取組について御説明をいただきました。まずは、新婚世帯の補助を創設したということで4世帯が活用されていると。よその自治体を見ると、新婚世帯とか入ってきていただいたら現金給付をやっているような自治体もかなりあると思うんです。何かそういったところは結構成果を上げているようなんですけど、私はそれは何かちょっと疑問を持っていまして、そうすると、ただでさえ国が全体的に人口減少になっている中で、何かこう人を自治体間で奪い合うような安易な手法ではないかなと思って。ですから、今宇城市においては定住促進の費用を負担しますよと、これは負担していただいた転入者の方も利益があるし、ひょっとしたらこの方が地元の工務店さんとかにその仕事を頼むと、地元の経済の方にも波及していくと思うので、私はいい事業なのかなというふうには思っています。ただ、4世帯ということで若干少ないような気はするんですが、そこは今後より宇城市に入ってくるいろんな経済・観光・教育分野の様々な面で宇城市に入ってくる人が増えて、そうなってくるとこういう補助金もどんどん使われていくのかなと思うので、こういった面は今後予算・決算のところでも、私たちも十分見守っていきながら、その効果測定をしていかないといけないのかなというふうに受け止めをしました。

それでは、小さな3番目に移ります。もう一つ、やはり根本的に今の流出・流入というのは人の移動の話なので、人を増やすというところから出生数増加を狙った取組というのは、本市ではどのようにやっているのかというところをお聞きいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 全国的に出生数が減少傾向にあり、少子化が想定よりも早く進行しているとされる中、本市においても出生数は徐々に減少傾向となっております。この要因とされるのが、先ほど市長政策部長の答弁にもありましたとおり、若年層の女性の都市部への流出や未婚及び晩婚傾向にあると言われております。

これらの現状に歯止めをかけるために、若い世代が希望どおりに結婚し、安心し

て子どもを産み育てられる環境整備として、ライフステージに応じた支援を宇城市こどもセンターを中心として実施をしております。

結婚に向けた機運の醸成と出会いの場を創出する婚活セミナーの開催や、熊本連携中枢都市圏13市、ほか周辺町村で共同での結婚支援センターの開設、それから民間事業者による結婚チャレンジ事業への補助等、結婚を希望する人を後押しする支援とともに、結婚新生活支援事業において結婚後の経済的負担の軽減を図っておりまして、本事業では人口の流入にもつながっております。

子どもを持ちたいと希望する方には、一般不妊治療費の助成も行っておりまして、妊娠・出産から子育て期にわたる相談支援にも包括的に対応しており、子どもを持つことへの精神的・経済的負担の軽減に努めております。

また、子育て世帯の仕事と子育てを両立する支援としましては、子育ての相互協力を図るファミリーサポートセンターを設置運営するとともに、市内事業者への育児休業取得の推進等、子育て世代を市全体でサポートする取組を始めております。

本市の現在の人口動態において、今後急激な出生数の増加は見込めないと思われるので、これらの取組をねばり強く継続し、出生数の減少に歯止めをかけるように努めてまいります。

- 9番（原田祐作君） 出生数の増加というのは非常に難しい問題だというふうに、私も理解をしております。最近は価値観も多様化して様々なスタイルがあって、行政が、そういった個人の婚姻という非常にセンシティブな領域にまで干渉するというのはいかなものなのかなというところも一定程度理解をします。ただ、やはり出生数を考える上では、結婚というところはこれは絶対大きな基本的な部分になると、現在ではそういうふうに理解をしていますので、やはりここについては、もうちょっと取り組んでいかないといけないのかなというのは理解をするというふうに考えます。また、それは今年やったから来年結果が出るというものではなくて、やはり数年かけて、若しくは小学生、中学生、高校生、こういった子どもたちにもそういった教育をして10年後、20年後に結果が出るのかというようなところなので、なかなか費用対効果とかを計るのは難しいと思うのですが、しっかりとやっていただきたいと思います。ただ、そんな中で残念なのが、宇城市の婚活セミナーの補助金とかを見ていると、やはり枠が少なかったり、またその少ない枠ですら決算時には余ってしまったというところがあって、なかなか民間がやるというのは難しいなという限界も感じています。もっと自治体が関われないのかなと、関わっていないといけないのかなという義務感を感じます。そういった意味で今回から熊本の連携中枢都市での共同でのセンターの開設というのは、非常に期待はします。ただそれが、どれくらいが宇城市に住んでくれるのかというのは、また今後検

証していかないといけないのですが、新しい事業には期待をしたいというふうに思っています。また、宇城市独自でいうと、例えば、今若い人たちが結婚しないという理由の1つに、価値観の変化というのがあるのですが、1つはやはり所得の低下ですね。手元にお金がないというようなところの原因も、非常に大きいというふうに思います。ですので、例えば宇城市で結婚式を挙げて、その後5年間住んでくれたら、その結婚式費用を補助しますよとか、若しくは宇城市には、様々な歴史的な遺産であるとか文化的なものがあります。そういったところで結婚式の写真を撮る時の費用を宇城市が補助しましょうと、その代わり宇城市にちょっと住んでもらえませんかみたいなところをやっていくと、ひょっとしたら今の結婚式って以前のようにどこかの式場を借りて、仲人を立ててやるという、私たちの若い頃のスタイルと違って、今は、例えば三角西港の浦島屋の前でガーデンウェディングみたいなのも、若い子たちはやったりします。そういうのも増えてきているので、そういったところを宇城市がこういった環境で結婚式を挙げてくれたら、そして宇城市に住んでくれたら補助するよというようなことをやると、何か若者たちが結婚というのに1つ目が向くのではないかなということを思います。そうすることによって、宇城市内の飲食業であったり、ひょっとしたら宿泊する施設であったり、また結婚式場であったり、宇城市のいろんな魅力ある観光資源をまた再開発できるのではないかなということも一人で浮かんだりもしますので、これはまた後々こういったことも是非考えていただいて、宇城市の良さをアピールしつつ、若者を引き込むというようなところを考えていただきたいなというふうに思います。これについては、何かございますか。何か言い切りで質問をやるのもいけないかなと思っていて、なければ進めていいですか。

○市長（末松直洋君） 先ほど部長たちから答弁がありましたように、なかなか結婚しない人たちが増えているということ。以前は、お節介な人たちがおられたんですけど、なかなか結婚しているかと言えないような雰囲気になってきております。少子高齢化そして出生率の低下も喫緊の課題であります。本市が行っている教育機能、給食費の無償化とか、保育料の無償化とか、なかなかそのことによって宇城市に引っ越してきたいということになるかとは私も考えておりません。ただ、やはり所得が低いから、結婚に踏み切れないという人たちもたくさんいることは分かっております。18歳から39歳までの若い女性がこの20年間でマイナス26.7%減ったということは、本当に厳しい問題だと思っております。その方たちがやはりこの宇城市で働くことがとても大事だと思ったので、例えば企業クラブあたりに非正規雇用の女性職員を正規雇用してくれないか、新たに新しい企業に対してもそういった女性に対しての正規雇用をしていただいて、しっかりと給料を払ってもらうこと

が、その一翼を担っていくのではないかと考えておりますので、今後ともしっかりと地場の企業とそしてこれから来るであろう会社の皆さんとも、しっかりそこは前に進めていきたいと思えます。

○9番（原田祐作君） まさに市長がおっしゃられたとおり、何をやったから増えるということは絶対ないと思うんですよ。いろんなことを複合的に絡めていった結果として、そういうところにつながるのではないかというふうに思えますので、様々な可能性を考えながら、私たちも議会の中の一員として、地域の声を聞きつつ、また執行部のやられている事業をきちんと把握して、理解した上で進めていきたいと思うし、提言もしていきたいというふうに改めて思えます。ありがとうございます。

それでは、3番目の質問に移ります。教育行政についてということで取り上げております。まず、1つ目、小さな（1）番なんですけども、児童生徒の通学の状況について質問をいたします。これは、私の地元小川町の具体的なところでお話をすると、やはり学校から遠く離れた集落に、私たちの頃はそこに3、4人子どもたちがいたと。ですので、3、4人、4、5人で自転車で学校まで通学していた。ところが今は、そういった地域から1人とかという感じなんですね。そうなってくると、例えば今日は天気が悪いとか、寒いとか、体の調子が悪いなどになったときには、学校に行きづらいなというふうになるんじゃないかなと、これは私が考えています。でも実際、そういうこともあるんじゃないかなというふうに思います。やはりそういったところで、学校に行かない子どもたちもあるんじゃないかなと思います。また、社会的な情勢もあります。私たちが小さい頃は、暗くなっても1人で小学校でも歩いて帰ってきていました。でも今はそれはできません。だから、親御さんたちの心配もあると思うんです。ですから、そういった児童生徒が学校に通いやすい、また保護者としても安心して通えるような環境をやはりこれは自治体がつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。そこで、まず児童生徒の例えば長距離であるとか、少人数であるとか、そういったものに対してどのような支援があるのか、そこをどういうふうに受け止めていらっしゃるのかというところをお聞きいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 本市の小中学校に通学する児童生徒は、原則、徒歩で通学しており、中学校の生徒につきましては、各中学校のルールに基づいて自転車通学も認められているところであります。

また、学校統合により遠距離通学となった児童生徒に対する支援として、三角地区・不知火地区・豊野地区では、通学に係る負担軽減と安全確保のため、スクールバスを運行しており、対象地区の児童生徒が通学手段として活用しております。

なお、児童生徒の通学路が一人一人違うことや、通学に係る事情もそれぞれです

ので、各家庭の判断で、保護者が送迎をされている場合もあります。

教育委員会としましては、登下校の安全対策について、宇城市通学路安全プログラムに基づく通学路合同点検を実施し、学校・地域・道路管理者・警察等と連携しながら、交通、防犯の両面から安全対策を講じております。

また、学校においては、児童生徒への安全教育や交通ルール遵守の指導を行うとともに、地域の危険箇所等について保護者等に周知し、保護者や地域ボランティア等と共通理解を図ることで、登下校時の児童生徒の安全確保のための取組を行っております。

なお、通学支援のためのスクールバスの拡充については、個々の通学事情が異なることや、運行地域の公平性などその効果について課題もあります。

今後も児童生徒の通学支援につきましては、学校の声や地域の現状も踏まえながら取り組んでまいりたいと思います。

- 9番（原田祐作君） 希望としては、スクールバスの検討もしていただきたいというように思いも実際あります。全地域を見たところですね。ただ、そこについては確かに市費を使うにもかかわらず、利用される方はやはり限定的になってしまいますので、公平性と言われるところは十分分かります。ただ、やはり現在1人で通学する、しかも遠距離を通学することによって、学校に行くのをちょっと休んじやおうかなという気持ちになるような子たちもいるんじゃないかなというのを、ちょっと心配をしますので、できるならば、そういったところも考えていただきたいと思いますし、また、やはり送り迎えをしないといけない状況も、以前に比べたら今発生してきていると思うんです。そういったところで、やはり学校周辺の交通量が増えて、乗り降りで渋滞して非常に危ないという話も各学校も抱えていると思うんですよ。こういったところも各学校ごとに状況は違うんですけども、何か統一的な環境整備をやっていただきたいというふうな思いを持っています。また一つ、登下校につきましては、宇城市通学路安全プログラムに基づいてという御説明もいただきました。その中で、地域のボランティアさんとかいう話も、先ほど答弁の中でも何回も出てきました。ただ、この安全プログラムの中にはメンバーを見ると、地域の方が入っていないんですよ。市民課が入っているから、その先に地区の人がいるとか、生涯学習課が入っているから、その先に地域の方がいると考えればそうかもしれないんですけども、実際、一覧表の中には地域の方の代表の名前が入っていないので、そこをちょっと考えていただきたいのと、またそのプログラムの中で、危険箇所と改善一覧は公表しますとそのプログラムに書いてあるんですね。それがちょっと私がどこを見ても分からなかったもので、何かその辺を計画に書いてあるので、もっと分かりやすくしていただけるといいなと思います。せっかく学校運営協議会

とか様々な組織体も充実してきているので、しっかりとやっていただけたらなというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。義務教育課程の教育費ということで、まず数年前に義務教育課程の副教材費を調べられた議員がいらっしゃって、そのときの話がちょっと頭にあったものですから、今回、人口流入の施策の1つとしてそういった給食費の無償化とか、様々な経済的負担を軽減するような施策をやられています。このすこやか宇城っ子プランの24ページにも、「子どもを健やかに産み育てるために市に期待すること」というアンケートがあって、この1番の項目が、やはり「子育てのための経済的支援をさらに充実する」というのが、これはちょっと前のアンケートなんですけど、計画に書いてあるんですね。なので、そういった意味で、今回は副教材費にちょっと注目をして、その辺の現状、そのほか義務教育期間の中で就学のために必要な経費、またそのほかの家庭の負担についてお聞きをいたします。

○教育部長（舩井貴男君） 本市の小中学校における定期テストやドリルなどの副教材費の現状についてお答えいたします。

副教材等については、教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な理解を助ける上で極めて重要であります。

各学校において、学校の実情や児童生徒の実態等を踏まえて、毎年副教材等の見直しを実施しており、その中で、学校備え付けにした方がよいもの、個人持ちで活用した方がよいもの等を振り分けております。

また、学校ごとに違いはありますが、個人でテキストを購入するのではなく、実態に応じたプリントを精査し、印刷可能なプリントについては、教職員で印刷・製本をするなど費用を抑えるよう努めているところでもあります。

副教材費の年間平均負担額について、一人当たりで申し上げますと、小学校につきましては、平成30年度は最高額の学校が9,603円、最低額の学校が7,398円、差が2,205円となっており、令和6年度は、最高額の学校が10,495円、最低額の学校が7,290円、差が3,205円となっております。

中学校におきましては、平成30年度は、最高額の学校が11,246円、最低額の学校が7,398円、差が3,848円となっており、令和6年度は、最高額の学校が18,380円、最低額の学校が9,530円、差が8,850円となっております。

また、柔道着等、一般的に短期間でしか使用しないと思われるものなどにつきましては、家庭によっては兄弟姉妹や近所の人のいわゆるお下がりをもらう、また、学校によっては、PTAバザーなどで制服なども含め、安く購入できる手立てを実

施されている学校もあります。

色鉛筆や彫刻刀などの教具につきましては、基本的に消耗品ですので購入を勧めておりますが、もちろん兄や姉、近所の方のお下がりなどを使用しても特に問題はないとお伝えしているところであります。

市教育委員会では、経済的な理由によって、就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、給食費、修学旅行費の一部経費、特定の疾病による医療費等の費用を援助する就学援助制度を設けていますので、本制度等を活用し、教材教具の購入に充ててもらっているところです。

今後も、各学校の実情や児童生徒の実態を踏まえ、保護者負担の軽減も考慮しながら、取り組んでまいります。

○9番（原田祐作君） 今、特に副教材のところで申し上げますと、小学校については差額が平成30年度と余り変わらないんですけど、中学校については差額が広がってきていますね。さらに最高額と最低額も広がってきているということで、やはり義務教育は、どこにいても同じ教育を誰でも平等に受けるというのが前提だと思います。その中で、副教材費の差というのは何で生まれてくるのかなという疑問が残りますので、ここはもっと改めて調査していきたいなというふうに思います。

それでは、小さな3番目の質問に移ります。これは、義務教育課程とその上、高校、大学、様々な高等教育との連携について。これは先ほど人口減少対策のところでも、やはり進学を機に市外に出ていってしまうという状況が調査の中でも見えてきていますので、ここをお聞きしたいです。どちらかという観点は、若い子たちが進学によってよそに出ていかずに、市内の公立高校で学んで、そのままこの宇城市にとどまっていたきたいという思いを前提にして聞いています。義務教育課程とこの高等教育との連携について、宇城市はどのように考えられているのかお伺いをいたします。

○教育部長（舩井貴男君） 本市では、日頃から市の事務事業において、地元高校と連携しながら、地元特産物を活用した料理レシピの開発やお弁当づくり、公共施設に設置する木製ベンチや家具類などの寄贈など、郷土愛を育む人材育成につながる取組を高校と協力しながら行っております。

このような取組は、市の広報やホームページ等を通じて市内外に情報を発信し、地元高校のPRをはじめ、魅力あるまちづくりにつながっているところです。

また、新たな取組として、昨年度より本市と地元高校が地元企業を交えて、毎年実施している合同企業説明会の教育活動を市内の中学校に発信する取組を行っています。

この取組は、キャリア教育の推進として、松橋高校から相談を受け関係部署と協

議を重ね、令和6年3月に不知火中学校の協力で、2年生63人の生徒を対象に松橋高校で実施いたしました。

本年度につきましても、3月13日に豊野中学校2年生25人、三角中学校2年生39人の生徒が参加し、それぞれの学校の協力を得て、松橋高校で実施したところです。

事業効果及び目的としましては、中学校は、キャリア教育の一環として、将来の進路先等について考えさせる機会の提供。地元高校は、進路先を検討する高校生の姿を示すことで、生徒たちに直近の将来像を想起させ、地元高校への興味関心を高める機会の提供。企業側は、高校等の卒業後の身近な進路先として、地元企業を検討する機会及び情報の提供。本市としましては、少子化対策、地元定着対策の一環として、市内の子どもたちが将来地元に残るための検討材料の提供など、関係者それぞれに有益的な取組と捉えております。

若い世代が早い段階から地域や地元企業などに関心を持って考え、行動することは、定住促進につながることや、仮に進学や就職によって地域から離れたとしても何らかの形で育った地域との関わりを持ち続ける、いわゆる関係人口の増加にもつながることと考えております。

また、未来を担う子どもたちが、市に愛着と関心を持ち、市を支える人材に育つような取組につながればと考えております。

今後も、このような取組を充実させるとともに、本市の県立高校の魅力ある特色づくりに協力してまいります。

○9番（原田祐作君） 今、御紹介いただきました松橋高校を中心とした取組について、すみません、実質知らなくて、今回いろいろと調べようと思ったんですけども、インターネット上とかで見つけることができなくて、改めて勉強させていただきたいと思います。申し訳ありません。そこで、ここにつきまして平岡教育長は、地元の義務教育の校長先生とかではなくて、やはり県から来られた先生ということで、県の例えば県立高校とかと地元をつなぐというのが得意な分野であればと、私は勝手に思っているんですけども、そういった先生のネットワークを活かして、この辺の連携が強くなるような取組というのは何かございますでしょうか。もし、お答えいただければお願いいたします。

○教育長（平岡和徳君） 元来、義務教育と高等教育というのは建て付けが違いますので、私の方でどこまで具体的な説明ができるか、少し難しいところがあると思いますが、今、丁寧に教育部長の方から話がありましたとおり、市と県立学校の関わりというのは、特色や魅力あるその学校づくりに対しまして、入学者数の増加につながる取組、これに対して、共に考え、支えていく仕組み、これを様々な関係者が主

体的に、多面的に関わる必要がある不可欠というふうに個人的には考えております。

例えば、中学校と高等学校という中の部分と、地元企業との連携を支援することによって、市内の県立高校が地域の特色を活かした魅力ある高校となる、そういった中で私たちも積極的な協力はしていきたいというふうに思っておりますし、一番いいのは、そこに通っている子どもさん、又は親御さんの中で、この学校にはこんなすばらしいものがあるんだという良さを伝えたり、こんな魅力がありますよという発信をしていただく、こういったことも私も現場におりながら感じたところであります。そういったプラスの面を学校からももう少し表に出していただいて、地元の中学生在が1人でも多く地元の高等学校に入学して、地元就職をして、地元に残っていく、そのような好循環をつくれれば非常に喜ばしいことだというふうに思っております。

教育部長の答弁と重なるところもありますけれども、行政は行政としてできる限りの協力をさせていただきます。原田議員におかれましても、様々な形の下で、県立高校の良さ、魅力、特色などを発信していただければ幸いというふうに思います。お互いに協力しながら、宇城市の教育を前に進めていただければと思います。

○9番（原田祐作君）　なかなか学校というのは、その保護者とか当事者にならないと関わりづらい関係があります。でも、そこはどうかその壁を越えて、やはり地域に公立高校まであるというのは1つの大きな魅力であるし、有利な点だと思いますので、やはり人口減少対策の観点からもやはり連携強化、いろいろと壁はありますけれども御尽力いただきたいというふうに思います。

本日は、すみません、最後（4）番まで行き着きませんでした。これにつきましてもしっかりと自分の中で理解を深め、今後も対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君）　これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

—————○—————

日程第2　休会の件

○議長（豊田紀代美君）　日程第2、休会の件を議題とします。

来週24日月曜日は、議事整理のために休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、来週２４日月曜日は休会することに決定しました。

なお、２２日土曜日及び２３日日曜日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後０時１２分

第 6 号

3 月 2 5 日 (火)

令和7年第1回宇城市議会定例会（第6号）

令和7年3月25日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1 番 林 田 和 君	2 番 津志田 幸 紀 君
3 番 坂 元 大 介 君	4 番 四 海 公 貴 君
5 番 河 野 真 理 君	6 番 吉 良 邦 夫 君
7 番 田 中 美 君 君	8 番 嘉古田 茂 己 君
9 番 原 田 祐 作 君	10 番 永 木 誠 君
11 番 山 森 悦 嗣 君	12 番 三 角 隆 史 君
13 番 坂 下 勳 君	14 番 大 村 悟 君
15 番 高 橋 佳 大 君	16 番 園 田 幸 雄 君
17 番 河 野 正 明 君	19 番 中 山 弘 幸 君
20 番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

18 番 豊 田 紀代美 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木見田 洋 一 君
市長政策部長 元 田 智 士 君	市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保健衛生部長 井 住 寿 宏 君

經 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
經 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○副議長（坂下 勲君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○副議長（坂下 勲君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、7番、田中美君君の発言を許します。

○7番（田中美君君） 皆さん、おはようございます。議席番号7番、会派新志会の田中美君でございます。今年は、宇城市が誕生して20年になります。市制20周年という節目の年に、市主催の記念事業「出張！なんでも鑑定団」の開催、小学生と保護者を対象とした特別遊覧フライトの運航、また広報紙ウキカラを一堂に展示し、宇城市のこれまでの歩みを振り返る展覧会など、市民と子どもたちに夢と希望を与える記念事業が実施されました。現在、宇城市は少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない状況にありますが、これらの記念事業等を契機に、宇城市の5年先、10年先、そして未来に向けて効率的かつ継続的な発展の実現に向け、魅力ある宇城市を最大限に発揮する絶好のチャンスが今到来していると認識しています。私は、合併時に中国語講師として「国際化、情報化に対する能力～国際理解と国際交流の推進～」を掲げ、構造改革特別区域計画の国際理解教育特区において、第一線で活躍していました。この事業で様々なことを学び、経験したことで、今の私がここにあると思っています。これからも議員としての重責を担い、心を込めてより一層精進してまいりたいと思っています。この場をお借りして感謝を申し上げます。ただいま議長のお許しをいただき、大きく4点について質問をさせていただきます。1点目は市長の所信表明について、2点目は市の魅力PRについて、3点目は関係交流人口について、4点目は若者の地元定着について、通告に基づき一般質問を行います。

1点目、市長の所信表明についてです。末松市長、当選おめでとうございます。3月4日、末松市長の所信表明を伺い、故郷への熱意、愛着、宇城市の発展をさらに加速させるという市長のお気持ちが伝わってくる所信表明でした。市長は、この4年間で取り組む最も重要なテーマを3つ述べられました。その1つに、人口流出を抑制し、人口を維持確保し、民間投資を促すため、宅地開発、産業用地の確保、農業とのバランスを保ちつつ、定住人口の増加、企業誘致の推進で経済の活性化を目指していくとのことですが、その具体的な実現へ向けた計画、地域振興策あるいはまちづくりの将来像について伺います。

○市長（末松直洋君） 所信表明で述べましたとおり、本市の最も重要なテーマは、人

口減少対策だと思っています。

人口減少が進むと行政サービス、地域コミュニティ、地域経済など様々な分野に影響が及びます。

田中議員の御質問の中に、人口減少を踏まえたまちづくりとありますが、人口減少を踏まえたではなく、やはり私は人口を増やすためにこの３つのテーマを掲げたところです。

人口減少対策は大変難しく、政策也多岐にわたりますが、まずは適切な土地利用の中、宅地開発や企業誘致のための産業用地の確保に努め、消費や労働の担い手になる人口が増えるように努めてまいります。農業の活性化のためにも、今回の国営基盤整備事業でしっかり若い人たちを呼び込んで、人口が増えるような取組をしてまいりたいと思っております。

○7番（田中美君） 人口減少は、本市だけの重要なテーマではなく、日本全体の社会問題でもあります。人口減少の深刻化は地方自治体の大きな課題であり、戦略プロジェクトや分野別基本計画、いわば基本構想に盛り込まれる将来ビジョンが重要です。将来にわたって宇城市が継続的に発展していくことを願っています。特に私は、地域社会の担い手不足が深刻化していることから、意識改革や若年女性の流出が大きな問題になっていると思います。今後、本市の方で対策などよろしく願います。

次に、今話題のT SMCが熊本へ進出し、半導体関連産業の集積が進む中、近隣地域も好影響を受けています。その経済波及効果が絶大であるとともに、人材不足、国際化への対応といった課題も次々と見えてきました。思えば、宇城市が合併した際に、新しい市のまとまりを願い、宇城市民としての誇りを持ち、国際人として活躍できる宇城市民を目指し、伝統文化の理解と外国文化の理解の２つを柱に国際社会に役立つ人材の育成を目的に、郷土への誇りと自信を持たせ、高校や大学を卒業後、優秀な人材を地元企業などに送り込み、地域リーダーが育ってほしいと思っていましたが、選択中国語が４年で幕を閉じました。残念でたまりません。

そこで、小さな２点目、本市青少年海外交流事業の取組状況等について伺います。

○教育部長（舛井貴男君） 本市の国際交流事業は、国際化が進む中、次代を担う中学生に異文化との交流や体験を通じて、豊かな国際感覚を身に付けた青少年の育成を目的として、中学生海外派遣研修事業を実施しております。

海外派遣先は、平成１７年度から平成２４年度までの８年間、中国への派遣を実施し、現在、交流しておりますシンガポールにつきましては、平成１９年度から交流を始めております。

令和２年度から令和５年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に

より海外派遣ができませんでしたので、新たな取組として、令和3年度から昨年度までは、オンラインでシンガポールのブーンレイ中学校との交流を実施しております。

本年度から、海外派遣を再開し、8月5日から8月9日にかけて5日間、生徒10人をシンガポールに派遣しており、ブーンレイ中学校での交流会や学校活動への参加、校外学習やホームステイなど様々な体験を行っております。

シンガポール派遣団の受入れについては、令和5年度から再開しておりまして、本年度は11月12日から15日にかけて、生徒10人の派遣団を受け入れております。

本市での活動内容は、不知火中学校にて歓迎式典が実施され、授業見学や給食試食などの学校活動への参加、松合でのミカン狩りや戸馳での洋ラン見学などの校外学習の実施、宇城地区音楽会に参加してのダンス披露、シンガポールへ派遣した本市中学生との交流会などを体験されています。

このような国際交流を通じて得られる経験は、将来を担う子どもたちが国際的視野を広め、将来的にグローバル社会で活躍するための大きな財産となるものだと考えております。

○7番（田中美君） 本当に部長の答弁のとおりです。「百聞は一見にしかず」ということわざがあります。海外に派遣する中学生が交流や研修を通して訪問国の教育・文化を直接体感し、外国語に触れ親しむことで自己の教育力を高め、これからの国際社会に貢献し、夢を膨らませ大きく羽ばたいてくれることを願っております。国際交流は、人と人が親しく交わり理解し合うことから始まり、コミュニケーション能力が身に付き、外国人との意思の疎通が容易となり国際感覚を養い、日本経済や社会発展、豊かな人生を踏み出すと言えます。

それでは、小さな3点目、これは平成21年、中国南寧第14中学校の生徒、先生代表団一行36人が、不知火中学校へ訪問したときの交流会での写真です。ご覧ください。これは市報に載ったときの写真です。現場で子どもたちが習字を書いたりとか、絵を描いたりとかしました。本当にすばらしい絵です。これは現場で書画を披露しました。今でもその当時のことをはっきりと覚えています。不知火美術館・図書館は、リニューアルして3周年になります。不知火美術館にて、日中青少年書画交流大会の展示と書画応募の協力についてお尋ねします。

○教育部長（舩井貴男君） 不知火美術館は、令和4年度から指定管理者制度を導入し、民間活力の創意工夫により、美術館の来館者数は、市が直営していた時期と比較し大きく増加している状況です。

美術館の展示室については、年3回の企画展開催期間を除き、使用料を定めて広

く一般に貸出しをしております。

毎年10月1日から1か月間、翌年度の貸館利用申込みを受け付けており、それ以降の利用申込みについては、美術館展示室の空き状況により随時受付をしております。

書画の展示を検討される場合につきましては、まずは美術館に空き状況を確認していただくこととなります。

書画の応募・展示・撤去までの一切の作業については、展示室利用者が行っていたことを条件に貸館を許可しておりますが、展示室利用者からの相談があれば、協力について検討してまいります。

また、市内小中学校における書画応募への協力については、これまでの作品提出等の状況など、各学校の実情等を鑑みながら考えてまいりたいと思います。

○7番（田中美君） まずは、日中青少年書画音楽交流大会の主催者の紹介をします。

九州日中文化協会は、1998年の福岡アジアマンスで中国学生と九州学生との日中青少年書画展から発足し、それ以来、東京、関西をつなぐ、毎年約100人以上の規模で交流しています。ご覧ください。これは私が2014年のときに、日中青少年で書いたものを出版した本です、結構厚いです。今日は4枚を持ってきて、ちょっと皆さんに紹介したいと思います。これは受賞した書道です。この書画展は、中国、日本の応募から選ばれ、夏休み中に受賞した作品が授賞式会場で展示され、国境を越え、同じく興味を持つ両国青少年は友好を図り、親睦を深め、音楽交流等の開催を通して、両国の青少年の文化交流と相互理解の架け橋となることを目指しています。熊本県や熊本市教育委員会も積極的に参加しています。不知火美術館は、県内でも数少ない美術館の1つでもあります。先ほどお見せした写真のように、青少年国際交流が開催できれば、宇城市の観光、関係人口の増加、地域活性化などにもつながると思います。今後、大会主催者から相談があった場合は、前向きに検討をお願いいたします

続いて大きな2点目、市の魅力PRについて、小さな1点目、一昨年11月に、東京宇城市会最後の総会に宇城市議員という形で私も参加しました。高齢化により解散しましたが、今後、松村佳奈さんや景井ひなさんといった若いプロモーション大使を加え、再建できるかどうかお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 東京宇城市会は、首都圏に在住する市出身者の交流と郷土との情報ネットワークづくりを目的に18年前に設立されましたが、一昨年11月に解散いたしました。最盛期約1,100人の会員を有し、多くの皆様からふるさと納税にも御協力いただきましたが、他の同郷団体と同様、会員数の減少と高齢化が顕著であったようで解散もやむを得なかったとお聞きしています。

過去に遡って、同郷団体が最も多く発足したのは、集団就職という形で地方から多くの人々が都市部へ流入した高度経済成長期のようなようです。

当時は、現在とは異なる交通や情報の未発達という背景からも、就職した若年層の心のよりどころとして、活動の拡大がなされていったようです。

その後、昭和から平成にかけての好景気いわゆるバブル期では、同郷というつながりで取引や仕事が成立するビジネスの場という側面も保持しておりました。

現在は、情報網の発達以外の面でも、社会的に嗜好や趣味などのコミュニティの選択肢が多様化している傾向にあり、その多くの選択肢の中に同郷団体が入らないのではと感じております。

プロモーション大使を加えた若い力での東京宇城市会の復活についてですが、現状では、若年層だけではなく、その上の世代の取り込みさえもままならないと推測しますし、当時の役員の方々の協議の結果で解散に至った経緯を考慮いたしますと、市が直接、会の復活を働き掛けることは難しいかと考えています。

ですが、プロモーション大使によるSNS等を活用した市の魅力PRは、引き続き注力してまいります。

○7番（田中美君） 東京宇城市会は、18年間「支え合う ところひとつ」を合言葉に故郷の発展に尽力し、お互いかけがえのない存在であったと認識しています。国土交通省の企業等の東京一極集中に関する懇談会、第4回配布資料をご覧ください。この資料により、地元を離れて暮らす人の約4割が、出身地に「とても愛着がある」、「まあ愛着がある」と愛着を持っています。また御存じでしょうか、新潟県人会はFacebookで会員数が14,000人を超えています。東京熊本県人会青年部「ヒゴモンズ」は、熊本愛に満ちた若者たちが集まって、2か月に1回のペースでイベントを開催し、交流を深めています。是非御参考にしていただければ幸いです。高齢化が進んで、確かに事業などで成功した年配者が中心の懐古的・階層的かつ組織的な地縁コミュニティに若い人たちは堅苦しさや負担を感じ、なかなか寄りつきません。そこで、若い人たちはSNSを活用した地縁コミュニティを立ち上げました。本市では、お二人のプロモーション大使がいます。景井ひなさんは、国内女性ナンバーワンのフォロワーを持つクリエイターです。宇城市の魅力を発信していただければ、宇城市の認知度やイメージアップにつながり、好循環ができると考えます。

次に、小さな2点目、4月に大阪・関西万博がありますが、本市として具体的な取組があれば教えてください。

○市長政策部長（元田智士君） 来月から大阪で開催される国際博覧会は、世界各国が先端技術や芸術を展示するもので、日本からも多くの企業が参加されます。

自治体では地元の近畿地方を中心に、万博首長連合の会員である43の自治体が7月後半の4日間開催されますLOCAL JAPAN展に出展されるようがございます。九州からは佐賀県の多久市、宮崎県の西都市、木城町、西米良村、沖縄市の5つの自治体に参加表明されると伺っております。

本市としての取組は、出展等含め現在予定はございません。

○7番（田中美君君） 大阪・関西万博は、世界から150を超える国や国際機関の参加が予定されています。様々な国の文化、価値観に触れ、五感を使って体験することで多様性あふれる世界観を理解し、感じる事ができる最高の機会になると思います。大阪・関西万博は「いのち」をテーマに、一人一人が望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できる社会の実現、絶好な学びの場になると考えています。開催期間は4月13日から10月13日までとなっており、小中学校の修学旅行などで計画されると、子どもたちにとって忘れられない、かけがえのない思い出になるのではないのでしょうか。

続きまして、大きな3点目、関係交流人口について、小さな1点目、伝統的な小川風あげ大会の状況についてお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 小川風は、宇城市小川町の伝統工芸として古くから継承されているもので、県伝統的工芸品に指定されています。

小川風の継承については、現在、小川風保存会により市内保育園や小学校へ出張出前講座をはじめ、市内の様々な場面にて保存継承活動が行われています。

小川風あげ大会は小川風保存会が主催しており、本市及び教育委員会が後援しているほか、本市の青少年健全育成を図ることを目的とする組織であります宇城市青少年育成市民会議の小川地区民会議が共催し支援を行っております。

大会は本年で8回目を迎え、地元の幼児及び小学生をはじめ、市外からも多くの参加があり、にぎわいを見せております。

大会中は、会場内に子どもたちと保護者との笑顔あふれる姿があり、親子の触れ合いの場を通じて小川風の普及につながっていると思われます。

○7番（田中美君君） 地域の伝統を守り、郷土愛を養い、伝承活動が行われている小川風保存会の皆さんの熱意と取組に敬意を表したいと思います。この大会の参加者たちは、小川風保存会の人たちが指導して作った風をそれぞれ持ち寄り、どれだけ高くあげられるかを競っていました。その様子は、熊日新聞で「天高く上がれ 伝統の小川風 宇城市で150人たこ揚げ大会」と題し、取り上げられていました。地元の小学生や保護者など約100人の参加があり、ほか50人ぐらいは市外からの参加者であったとのこと。その後、私も市外から参加されていた人たちと一緒に近くの観音山総合運動公園へ移動し、子ども遊び場でバーベキューをして、歓

談を楽しみました。小川総合運動公園は市外の方も来やすく、子育て層を中心にくつろぎ、学べる空間になっていると思います。

そこで、小さな2点目、今後の近隣市町との連携について伺います。

○教育部長（舛井貴男君） 小川凧あげ大会における近隣市町との連携については、市事業でないことから回答することはできかねますが、今後も小川凧保存会と宇城市青少年育成小川地区民会議の組織が連携して大会を開催するとともに、市教育委員会としましても継続して後援してまいります。

○7番（田中美君） この小川凧は、県の伝統的工芸品に指定されており、熊本の偉人や人気キャラクターくまモンを選んで、保存会の方々の協力の下で完成されたものです。来年、小川凧保存会の活動は20年になります。このような伝統文化を次世代につなぎ、さらに発展させるためには、市全体の知名度の向上や周囲の施設との連携を観光経済の活性化につなげていくことが、とても大切であると考えています。

最後の質問、若者の地元定着について、地方の人口減少、特に生産年齢人口15歳から64歳の層の減少傾向が続いています。就職難、物価高騰など様々な要素で奨学金の返済がきついという話を受給者から伺っております。1年前の一般質問で奨学金制度においては、学校卒業後は本市に5年間住むことを条件に、入学支度金の返還を免除してはどうかと提言いたしました。本市独自の奨学金制度の導入について市の考えをお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 本市の奨学金制度については、宇城市奨学金条例及び宇城市奨学金条例施行規則に規定しており、経済的理由により修学が困難なものに対し奨学金の貸付けを行い、社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的として2種類の奨学金があります。

1つは、入学支度金貸付制度です。令和3年度に新設し貸付けを開始している奨学金で、入学金など学校等へ入学する前に必要な経費に充てるため、一時金を貸与するものです。

もう一つは、定期奨学金貸付制度となります。授業料等の費用に充てるため、在学中に奨学金を貸与するものです。

2種類の奨学金は、どちらも無利子で貸し付けており、学校を卒業した1年後から返還していただきます。

奨学金返還免除につきましては、生活困窮者救済や若者の定住促進等を図ることを目的としたものが想定されますが、関係部局とも協議していきたいと考えております。

また、奨学金貸付事業は奨学基金を財源としていますので、返還金の免除だけで

はなく給付型や返還に対する補助などの方法も含め、基金残高の推移や他市及び他機関の奨学金制度等も踏まえ、慎重に調査研究しながら奨学金制度の効果的な運用と市民サービスの向上に努めてまいります。

○7番（田中美君君） 現時点で、宇城市の奨学金は令和3年度に新設した入学支度金貸付制度と定額奨学金貸付制度となっています。地方に定着する若者に対する奨学金返済支援の取組について、内閣官房・総務省との連携により、人口減少克服、地方創生の観点から、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱（令和6年4月1日改正）、令和6年6月1日現在で、既に47都道府県816の市区町村の自治体がこの促進要綱に基づき積極的に取り組んでいます。今後、宇城市としても若者の定着に向け、是非検討してほしいと思います。

あと、これは先ほどのSNSを活用したリストです。これは先ほど言いましたSNSを利用して若者が使ったホームページです。結構多いですね。

以上で、私の質問は終わりです。

○副議長（坂下 勲君） これで、田中美君君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時41分

再開 午前11時00分

—————○—————

○副議長（坂下 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、河野正明君の発言を許します。

○17番（河野正明君） 皆さんこんにちは。本日最後の一般質問となります。会派公明党の河野正明でございます。まずもって質問の前に、末松市長、市長就任誠におめでとうございます。現在宇城市において、様々な課題が山積しておりますけれども、まず焦ることなく、第一に健康に十分留意をされて、職員の皆さん方と団結して今後の職務に励んでいただきたいと申し上げたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので質問に移りますが、その前に訂正をさせていただきたいと思います。質問事項、大きくは6つ質問する予定でございましたけれども、3番のLアラートについてと、5番目の子ども医療費についてを今回は割愛をさせていただきたいと思います。御了承よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に移りたいと思います。まず1番目の避難所となる学校施設の防災機能強化についてを質問させていただきます。学校体育館は、子どもたちの教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担います。冷暖房空調の整備を加速させ、児童生徒に加えて避難者も安心して過ごせるようにするこ

とが大切だと考えます。近年は、全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性が高まっております。２０１８年夏には、学校で小学生が熱中症で亡くなるという、痛ましい事故も起きております。また、激甚化・頻発化する自然災害において、避難所となる体育館に空調設備が整備されていないことなどから、被災後の避難生活の疲労やストレスで亡くなる災害関連死の割合も残念ながら増加をしております。国際赤十字が提唱する最低基準（スフィア基準）の項目でも、避難所については最適な快適温度、換気と保護を提供するとあります。このような問題意識から安全・安心な教育環境と避難所の環境整備について、大幅な加速が求められております。２０２４年９月１日時点の全国の公立小中学校の空調設置率は、普通教室で９９．１％、体育館の設置率については２０１８年の約１％から１８．９％に上昇はしているものの、まだまだ少ないと言わざるを得ません。我が市においては０％という実態であります。

そこで公明党は、昨年１２月１１日、２０２４年度補正予算案を巡る衆議院予算員の質疑の中で、学校体育館への空調整備について全国的に設置が進んでいない現状を指摘し、大幅な加速が求められると強調をいたしました。自治体が円滑に整備を行うために参考となる事例を周知すべきだと訴えました。また、空調を整備する自治体への臨時特例交付金を巡っては、空調設置と同時に断熱性確保を求めないなど、柔軟な運用を要請いたしました。リーズナブルで効果的な断熱工法の周知も求めました。こうして２０２４年度補正予算で、学校体育館の空調エアコン整備に７７９億円が計上され、空調を整備する自治体への特例交付金の新設、関連工事を含めた費用の２分の１の補助などが確定いたしました。国の予算が確保されたわけですから、あとは我々宇城市が連携して、直ちに学校の空調の整備を進めるときであります。その際、私が強調したい点があります。それはせっかく新たな交付金や補助金を活用して整備を進めるわけですから、単純に従来の一般的な体育館型のエアコンを設置すればよいという発想ではなく、我が市の学校体育館への空調整備は空調効率の最適化や導入時のコストだけでなく、ランニングコストの比較、さらには２０５０年のカーボンニュートラル達成に向けた脱炭素化に資する設備など、最新の技術や先進的な導入例についてしっかりと研究をし、比較検討すべきだということであります。例えば、一般的な吊り下げパッケージエアコンや床置きパッケージエアコンだと、一定時間ごとに空気の入替えが必要となり、空調効率が犠牲になります。置換空調方式を採用した空冷パッケージエアコンだと、外気１００％導入で窓開けによる換気が不要となり、短時間で冷房化された空気が体育館のすみずみまで行き渡ります。また、災害時には多くの場合停電が想定されます。避難所となった体育館にエアコンがあっても、停電で稼働しなければ意味がありません。電

力の復旧が長期化する場合があります。平時から非常用の発電機の併設を検討することも効果的だと思います。その際、重油や灯油を燃料とする発電機よりも、災害時において比較的運転しやすい、すなわち断続したバックアップが期待できるガス発電機やガス空調設備を検討することも選択肢の1つだと考えます。

そこで市長、このタイミングで我が市の公立小中学校全ての体育館に、空調設備を設置することを決意することは当然として、国の内閣府防災や文部科学省の担当部署と連携をして、体育館の空調施設の最新の技術や事例を参考にすべきと考えますが、市長の御見解をお尋ねいたします。

○市長（末松直洋君） 体育館や武道場を含む屋内運動場は子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される施設となっており、学習環境だけでなく耐災害性の向上も図る必要があると認識しています。

本市といたしましても、令和7年2月に基本設計業務を発注し、早期整備の実現に向け、現在、諸条件の整理を行っているところです。議員より御提案いただいた最新技術や先進事例なども参考にしながら、教育環境さらには避難所環境に求められる機能や水準のほか、維持管理に係るコストなどを総合的かつ慎重に整理するとともに、使用目的に合う空調設備を選定したいと考えています。

また、市財政に最も有利となる財源の活用なども含めて研究し、市内の小学校12校、中学校5校の全17校における屋内運動場への空調整備にスピード感をもって取り組んでまいります。

○17番（河野正明君） 令和7年2月に基本設計業務を発注していらっしゃるということで、早期整備の実現に向けて、現在整理を行っているということです。そしてまた、市内の小学校12校、中学校5校の全ての17校における屋内運動場への空調整備にスピード感をもって取り組むということで、本当にありがとうございます。どうぞスピード感をもって、また最新のいろんな情報を踏まえた上での空調設備ということでお願いを申し上げておきます。よろしくお願いいたします。

それでは、大きくは2番目の避難所の環境改善についてということで質問をさせていただきます。公明党として、これまで大規模災害時の避難所環境の改善について、特にトイレ、キッチン、ベッドの迅速配備やスフィア基準の導入を訴えてまいりました。政府は昨年12月に避難所の運営指針の改定をいたしまして、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示しますスフィア基準を取り入れ、それまでトイレは50人に1基だったものを20人に1基と明記をいたしました。さらにトイレの比率を男性用と女性用を1対3とするよう推奨し、入浴施設も50人に1つとの基準を示しました。また、避難所内の一人当たりの居住スペースを最低3.5平方メートル（畳2畳分）、また段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指します。

指針では、このほか温かい食事を提供できるよう地域内でキッチンカーを手配するなどの取組事例が紹介をされております。また、昨年１１月に中央防災会議等から、令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書を出されました。その中で、国の応援組織の充実強化や被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設、全国の自治体における受援計画の作成・訓練などを総合的に進めるとしております。

そこで、質問いたします。（１）番と（２）番は一緒にまとめて質問しますので、答弁をお願いいたします。昨年１２月に改定されました避難所の運営指針で明記されましたスフィア基準について、我が市での避難所におけるトイレ基準の在り方、そして現在の避難所でのトイレの基準は幾つになっているのか。また、スフィア基準に基づくトイレを２０人に１基とする取組についての見解をお伺いいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 令和６年１２月にスフィア基準等を踏まえて、内閣府による避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインが改訂されています。

先ほど議員の質問の中でも説明がありましたが、スフィア基準とは、災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を営むための人道支援活動における最低基準となりますが、今回、改定されましたガイドラインでは、市町村は、スフィア基準に沿って避難所におけるトイレの個数について、災害発生当初は、避難者５０人当たり１基、その後、避難が長期化する場合には２０人当たり１基、また男性用と女性用のトイレ比率は１対３として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することと記載されています。

本市の主要な指定避難所の１つである松橋東防災拠点センターは、収容者数３４０人に対し、既設トイレ１６基とマンホールトイレ６基の合わせて２２基のトイレが設置しており、計算いたしますと約１５人当たりに１基となり、スフィア基準を満たしております。ほか５か所の防災拠点センターにつきましてもスフィア基準を満たし、または基準に近い数値となっています。

また、男女比率につきましても、市内６か所の防災拠点センターで１対３の比率をトイレ数と同様にほぼ満たしている状況であります。

しかしながら、防災拠点センター以外の指定避難所３９か所のうち、トイレ数は２６か所、男女比率は２２か所でスフィア基準を満たしておらず、今後も災害協定による仮設トイレの設置や備蓄している災害用トイレの数量の見直し等により、避難所の質の向上を検討してまいります。

○１７番（河野正明君） まずもって、今スフィア基準を満たしているというトイレの件でございますけれども、市内６か所の防災拠点センターに対しては、まず満たし

ているということで理解をいたしましたけれども、それ以外の指定避難所39か所においては、トイレ数は26か所、男女比率は22か所でスフィア基準を満たしていないということでございます。今後、災害協定によります仮設トイレの設置であるとか、備蓄している災害用トイレの数量の見直し等によって、避難所の質の向上を検討するということでございます。しっかりと満たしていないところに対しては検討していただいて、備えていただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、3番目のスフィア基準に基づく避難所内の一人当たりのスペースを最低3.5平方メートル（畳2畳分）とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指す取組についてお伺いをいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 現在、宇城市地域防災計画では、指定避難所の収容者数は、一人当たりの居住スペースとして3.0平方メートルで算定を行っており、指定避難所45施設で、合計約1万人を収容可能としています。スフィア基準の3.5平方メートルは基本指標の1つとなりますが、避難者が少しでも快適な避難生活を過ごすには、生活空間の確保は欠かせないことから、今後、居住スペースを確保するための施策について、防災計画の見直しも視野に入れて、調査研究に取り組んでまいります。

○17番（河野正明君） まず宇城市地域防災計画では、一人当たりの居住スペースとして3.0平方メートルで算定を行っているということで理解をいたしました。今後、居住スペースを確保するための施策については、今回のスフィア基準ということで防災計画の見直しも視野に入れて、調査研究に取り組むということで理解をいたしました。海外では、被災者が環境の悪く中で生活することは、人道的な問題と捉えております。海外では多くの避難所でスフィア基準が採用されているということです。あくまでも数字にとらわれるということではなくて、まずもって被災者の声に耳を傾ける。それぞれの場所や状況に応じた解決策を考えることが重要であると思います。災害時に被災者が尊厳ある生活を営むことができる環境を提供するために、支援する側もそしてまた支援される側も、今回のスフィア基準というのを正しく認識、理解することが大事ではないかと私は思っておりますので、今後しっかりと取組をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

4番目の令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書では、国や地方自治体等における災害応急対応について、孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練の必要性を指摘しています。我が市の受援計画はどうなっているのかお伺いをいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本年度は5月に三角港緑地公園をメイン会場として、総合

防災訓練を実施しました。

その中で、マグニチュード7.6の地震により戸馳大橋の通行止めで、戸馳地区は孤立状態となったという想定で訓練を行いました。訓練は、海上保安部や消防団により、船舶や車を利用して孤立した戸馳地区の避難所施設等へ物資を運搬する訓練を行っております。

本市は、能登半島と同様に半島を形成し、山間地も多く、災害が発生した場合は、道路等の寸断により孤立状況となる地域が想定されておりますので、引き続き防災訓練等による関係団体との実践的な訓練や日頃からの自主防災組織等の活動を通して、自助・共助の大切さを学習し、防災意識の高揚に努めてまいります。

また、議員御質問の大規模災害発生時の受援計画につきましては、外部からの応援を円滑に受け入れられるよう宇城市受援マニュアルを作成しております。本市職員と応援職員が連携し、災害応急対策、災害復旧・復興に取り組む体制を構築するため、今後、訓練に取り組んでまいります。

最後に、ボランティアの受入れにつきましては、福祉対策部より、宇城市社会福祉協議会へ、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの設置・運営を要請し、受入体制の確立を行う計画としておりますが、これにつきましては、毎年、総合防災訓練の中で取り組んでおります。

- 17番（河野正明君） 本年度5月に、三角港緑地公園をメイン会場として、戸馳地区が孤立状態となったという想定で訓練を行ったということで、まずもって、そういった想定しての訓練が行われていることに対して評価をいたします。また、本市は能登半島と同じく半島でございます。そういった部分においても今後しっかりと訓練を行っていかれるということで、関係団体との実践的な訓練であったり、また日頃からの自主防災組織等の活動を通して、自助・共助の大切さを学習し、防災意識の高揚に努めているということで、1回はそういった半島を想定した訓練はやらなければいけないのかなと思っておりますので、どうかその後もいろんな計画等をよろしく願いをしておきたいと思います。受援マニュアルの作成については、外部からの応援を円滑に受け入れられるように、宇城市受援マニュアルを現在作成していらっしゃるということで理解をいたしました。ボランティアの受入れについては、宇城市社会福祉協議会へボランティア活動拠点の設置・運営を要請し、受入体制の確立を行う計画となっているということで理解をいたしました。いつ何時未曾有の地震、いろんな災害が起こるか分かりませんので、想定というのは最悪の想定というのをやはり考えておくべきだと私は思っておりますので、それに近いような状況で宇城市の防災計画におけるそういったことに対しても考えて、今後もっともっと先ほどのスフィア基準に対しましても、宇城市防災計画の中でまた改定しな

ければいけないところもあるのではないかなと思っていますので、今後しっかりそういった部分に対しては、協議をしていただきたいなと思っております。

それでは次に、大きくは3番目の宇城市営住宅の管理業務の委託についてということで質問をさせていただきます。県内においては、市営住宅の合理的かつ効率的な運営を考えて、民間事業者を活用した指定管理者制度等の導入をスタートさせているところが年々増えてきております。市営住宅業務量のスリム化と精神的ストレスの解消、そしてまたサービスの質の向上を目指すということで、指定管理者制度等の導入ということについて市の考えをお伺いしたいと思います。

○土木部長（平木恵一君） 指定管理者制度等の導入は、自治体が市営住宅の管理運営を民間事業者に委託することで、合理的かつ効率的な運営を目指す仕組みとなります。

そこで、県内の自治体を確認しましたところでは、指定管理条例を制定し制度を導入できる状態なのが、県や熊本市など5つの自治体、一方、指定管理者制度と若干異なりますが、一部を民間に管理委託できるとしているのが、山鹿市や阿蘇市など13自治体あります。つまり、県内自治体の4割弱は、いずれかが導入可能な状況となっているところです。

昨今、指定管理者制度等を導入する自治体が、準備等含め増加している背景には、次のような考え方があります。業務のスリム化とサービスの質の向上、自治体職員の負担軽減と精神的ストレスの解消、柔軟な運営と民間の創意工夫の活用、公正な管理体制の確保など、このように市営住宅管理に指定管理者制度等を導入することは、自治体・住民・民間事業者の3者にとってメリットがあると考えられ、制度等の導入は増加・拡大傾向にあるところです。

同時に、財政状況や管理の効率化という観点でも有効な手段ではありますが、一方、公平性の確保や住民サービスの質の維持といった課題に対する十分な対策が必要不可欠となることなどから、現在まで本市では取り組めておりませんが、令和7年4月末に改定、策定する宇城市公営住宅等長寿命化計画に併せて、今後、指定管理者制度等の導入を視野に調査研究してまいりたいと思います。

○17番（河野正明君） 熊本県内では指定管理者制度を導入できる状態である自治体が、県や熊本市など5自治体であると、一方、指定管理者制度と若干違うけれども、一部を民間に管理委託できるとしているのが、山鹿市や阿蘇市といった13自治体あり、県内自治体の4割弱はいずれかが導入可能な状況となっているということで、大変これは私も調べたところで、いろんな自治体を調べましたが、今、予定であるとかいろんな部分で実施しているところと、今から実施の予定、導入の予定であるという自治体もたくさんあるということの確認をいたしまして、今、そうい

ったスピードで、やはり市営住宅の管理業務の委託について進んでいるんだということを実感いたしました。また宇城市においては、今部長の方から申されましたけれども、令和7年4月末に改定、策定する宇城市公営住宅等長寿命化計画に併せて、今後、指定管理者制度等の導入を視野に調査研究していくということでもあります。その中で、もちろん先ほど申された住民の方々に対しての導入に対しては、公平性の確保、また住民サービスの質の維持といった課題に対しては十分な対策をさせていただきたいと、必要不可欠であるということでございます。それを踏まえた上で、民間事業者のノウハウを活用するということで、緊急時の迅速な対応であったり、また単身高齢者の見守り等といった、今後ますます多様化するニーズに対応したきめ細かなサービスの提供が期待をされるのではないかと考えております。あくまでも公平性の確保また住民サービスの質の維持といった課題に、十分な対応していた上での私が申し上げました質問の内容でございますので、それを踏まえて、今後導入を視野に調査研究をしっかりとやっていただきたいとお願いを申し上げまして、次の最後の質問になります。

4番目のクルーズ船の誘致についてということで質問をさせていただきます。今、ようやく取りかかっていたいただいていると思いますが、クルーズ船ポートセールスの現状についてお伺いをさせていただきます。

○三角支所長（佐藤幹雄君） まず、九州へのクルーズ船の寄港状況について申し上げますが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の分類が5類に引き下げられた後、寄港回数は順調に回復しており、令和5年の寄港回数はコロナ禍前の約56%まで回復しております。

さらに、コロナ禍を経てラグジュアリー船、探検や冒険を目的としたエクスペディション船の増加や、沖合での停泊により新たに離島などが寄港地に加わるなど、クルーズの形態も多様化しております。

熊本県内の令和5年のクルーズ船の入港状況は、八代港のみで15隻となっており、三角港に関しては平成28年から平成30年までの3年間で5隻の入港がありました。令和元年以降は入港の実績がありません。

本市のポートセールスの現状としましては、昨年同様、国の機関、地方自治体、港湾関係、観光関係、交通関係、日本外航客船協会、その他クルーズ振興に関心を寄せる団体等、約70団体で構成します九州クルーズ振興協議会が主催しますセミナーに参加し、クルーズ振興策や情報収集に努めています。

○17番（河野正明君） 熊本県内の令和5年度のクルーズ船の入港状況ということで、これは八代港だけで15隻となっているということで、三角港に関しては平成28年から平成30年までの3年間で5隻の入港がありました。令和元年以降は入港

の実績はないと、原因は、コロナ又は熊本地震であったということで理解いたしました。現在は、九州クルーズ振興協議会が主催していますセミナーに参加をされていて、クルーズ振興策や情報収集に努めているということですね。

これは再質問になりますけれども、平成28年から平成30年までの3年間で5隻の入港があったということですが、それ以前もクルーズ船の入港はあっております、誘致はしております。その部分がちょっと抜けているかなと思っておりますけれども、平成28年から平成30年までの3年間で5隻の入港があったということですが、もう少し具体的にこれまでの実績についてお伺いをしたいと思います。

○三角支所長（佐藤幹雄君） これまでのポートセールスの実績についてお答えいたします。

旧三角町、合併後の宇城市において、熊本県と協力しながら、ポートセールスを実施してまいりました。

これまで、ふじ丸、飛鳥、おりえんとびいなす、につぼん丸、ぱしふいっくびいなすなどのクルーズ船が三角港に入港した実績がございます。

また、三角港の内外貿易の振興及び整備促進、発展を目的とする三角港振興協議会においてもクルーズ船の誘致に関する取組が行われてきました。

過去10年間のポートセールス活動においては、平成25年に九州クルーズ振興協議会主催のクルーズセミナーに参加しまして、日本郵船の飛鳥Ⅱ、商船三井客船のにつぼん丸、日本クルーズ客船のぱしふいっくびいなすの3つの船会社と面談を実施しました。

平成26年も引き続き船会社との面談を継続し、平成27年に日本クルーズ客船のぱしふいっくびいなすから寄港の連絡を受け、同年には本社の大阪訪問を実施しました。その実績として、平成28年と平成29年の2年連続の寄港が実現しております。

また、平成29年と平成30年には、旅行会社の企画による三角港発着のクルーズなどが実施され、につぼん丸が寄港するなど、過去10年間で計5回の寄港を実現しております。

しかし、平成28年の熊本地震、新型コロナウイルスの影響により、観光客の減少やクルーズ船の運航計画の縮小など厳しい状況が続きました。

このような状況の中、ポートセール活動を再開するため、リモートによるセミナー参加や、令和5年5月のコロナ感染症の分類が5類に引き下げられた以降は、再び九州クルーズ振興協議会が主催する研修やセミナーに参加しております。

○17番（河野正明君） ここ5年ほど誘致の実績がないというのは、やはりコロナそしてまた熊本地震の影響があったということで、これは三角だけではなくて、八代

にしても、熊本県内また全国的にその影響というのは受けております。それは重々承知をした上で、今までポートセールスをしてこられたと。まず最初、これはぱしふいっくびいなす号だったと思いますけど、船会社とのつながりのある方に紹介をしていただいて、市の方にこうやって三角港にぱしふいっくびいなす号を着けます、いいですかというふうなことで相談をしました。そのときの執行部で、まずもって予算が掛かることでちょっとということの足踏み状態で、いや、そういったことはありませんよと、着けるときにタグボート等のそういったあれは船会社から出るんですよと、そういったことでびっくりされて、それなら来ていただきましょうというような感じだったんですよ。そういったことで、もう少し当時もやはり私が思うのは、そういった大きい船を着けて、また観光人口を増やして、そしてまた宇城市の情報発信をする。いろんな面で唯一三角港は、以前は熊本県の貿易港でありました。大型船が着く港であります。みすみすそういった宝があるのに、本当にもったいないと、活用しなければというような思いでございました。そしてまた西港、ここは世界文化遺産ですよ。こういったことを1つの売りとして、宇城市にお客さんを呼ぶといった努力を最初の段階はいたしました。私の友人の方がそういった関係の方でありましたので、それから宇城市で初めて客船の誘致をして、今、支所長も申されましたけど5隻でしたね、客船をというような流れになったわけですが、けれども、そういった基本的な部分の情報を、また船会社とのつながりはできているわけですから、私はなぜポートセールスと言うかということ、大きな九州でのこういったセミナーに出られるのは結構です、せっかくつながりができている船会社に対して、何でセールスを積極的にやらないのかなという疑問がありました。セールスに行くならば、やはりお客様をおもてなしするといった武器が必要になってまいります。そういった部分においても、他の進んだ自治体に、やはり皆さん勉強をしながら行ってくださいというのも再三申し上げておりましたけれども、いろんな工夫をされて今までおもてなしもされておりました。ぱしふいっくびいなす号を世界文化遺産の西港の沖に1回停泊をさせて、そこからお客さんを県の桟橋に船でピストンで上陸をしていただいたということがございました。そのときには、宇城市の子どもたちもその船に招待していただいて見学に行っておりますし、そしてまた、ぱしふいっくびいなす号の中で、宇城市のいろんな宣伝もさせていただいたということもありました。そういったことを一つ一つやっていくということが大事ではなからうかと。また、そういったつながりのところに対しては、ずっとつながり続けていくということが大事。コロナ、また地震があったから、全然その間は音沙汰がないようなことでは、やはり宇城市の観光振興というところに対しては、本当に弱いところがあるなど、せっかく世界文化遺産があるので、そしてまた熊本県でも大き

い船を着ける港があるのに、何でそこを活用していかないのかなと、もう少し積極的に動いていただきたいと。そしてまたおもてなし予算についても、市長、今後もう少し予算を付けていただいて、そういった部分では今まで以上に観光振興に対しては力を入れていただきたいと、そのように思います。市長よければ一言お願いします。

○市長（末松直洋君） クルーズ船が最近来ていないということは、すごく課題であります。コロナの影響ももちろんありますけど、やはりクルーズ船で来られた方たちの嗜好がなかなか変わってきているのではないかなと。当時は爆買いと言われていた買物が中心であったのですが、現在は体験型に変わっているということで、なかなかそういった取組が、最近私たちもできていなかったのではないかなと思っております。いろんなこれまでつながりがあった関係団体、そこら辺にしっかりまた関係を保ちながら、これからも宇城市をそして三角東港・西港、天然の良港でありますので、そこをしっかりと頑張ってまいりたいと思っております。県の港湾課あたりとも連携を図りながら、何ができるかをしっかり今後勉強して頑張ってまいりたいと思います。

○17番（河野正明君） やはり市長の思いというのが一番大事だと思うんですね。職員の皆さん方も市長が本気で取り組むというそういった姿、「俺が責任持つから、やれ」というようなことで、今後、三角港の客船だけではなくて、ほかのことに対しても、また観光振興についてが宇城市はちょっと弱いのではないかなと思うところがございますし、先ほども申しましたとおり、おもてなし予算に対しても本当に少ない予算で、三角支所長も大変苦慮しながら、やはり客船を、お客さんを迎えるというように過去はそうであったわけでありますので、今後はそういったところもしっかりと見直していただいて、自信を持って呼べるようなふうにしていただきたいと思います。そういったことで、今後よろしくお願いいたします。

最後になりましたけれども、今回退職をされます職員の皆さん、本当に長年大変お世話になりました。心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。これを持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（坂下 勲君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 休会の件

○副議長（坂下 勲君） 日程第2、休会の件を議題とします。

明日26日水曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂下 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、明日２６日水曜日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前１１時５２分

第 7 号

3月27日 (木)

令和7年第1回宇城市議会定例会（第7号）

令和7年3月27日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 日程第1 議案第32号 令和7年度宇城市一般会計予算
日程第2 議案第33号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第3 議案第34号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第4 議案第35号 令和7年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第5 議案第36号 令和7年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第6 議案第37号 令和7年度宇城市水道事業会計予算
日程第7 議案第38号 令和7年度宇城市下水道事業会計予算
日程第8 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 林 田 和 君 | 2番 津志田 幸 紀 君 |
| 3番 坂 元 大 介 君 | 4番 四 海 公 貴 君 |
| 5番 河 野 真 理 君 | 6番 吉 良 邦 夫 君 |
| 7番 田 中 美 君 君 | 8番 嘉古田 茂 己 君 |
| 9番 原 田 祐 作 君 | 10番 永 木 誠 君 |
| 11番 山 森 悦 嗣 君 | 12番 三 角 隆 史 君 |
| 13番 坂 下 勳 君 | 14番 大 村 悟 君 |
| 16番 園 田 幸 雄 君 | 17番 河 野 正 明 君 |
| 18番 豊 田 紀代美 君 | 19番 中 山 弘 幸 君 |
| 20番 石 川 洋 一 君 | |

4 欠席議員（1人）

- 15番 高 橋 佳 大 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 議案第 32 号 令和 7 年度宇城市一般会計予算

日程第 2 議案第 33 号 令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第 34 号 令和 7 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 議案第 35 号 令和 7 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 5 議案第 36 号 令和 7 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第 6 議案第 37 号 令和 7 年度宇城市水道事業会計予算

日程第 7 議案第 38 号 令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議案第 32 号令和 7 年度宇城市一般会計予算から、日程第 7、議案第 38 号令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

去る 3 月 17 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件であります。委員会を 3 月 18 日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 32 号一般会計予算の歳出のうち、情報システム運営費の総合行政システム改修業務委託料について、委員から「多額の予算であるが、標準化に向けた業務の実施期限及びシステムの内容は」との質疑に対し、執行部から「令和 3 年度に制定された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国は、20 業務の基幹業務システムを令和 7 年度末までに標準準拠システムへ移行させる方針としている。それに伴い、本市では、令和 7 年 11 月 10 日に 20 業務全てを標準準拠システムへ移行する予定である。移行した際は、地方自治体ごとに異なる様式やプロセスが統一的に実施されることで、手続きの簡素化や合理化が実現する予定である」との答弁がありました。これに対し、委員から「市民のための標準化を実現してほしい」との意見がありました。

次に、財産管理費の機械器具購入費について、委員から「公用車の更新ということで、更新基準が15年以上かつ10万キロとのことだが、10万キロでの更新は早すぎるのではないか。また、電気自動車を5台購入予定とのことだが、充電設備の設置予定数と、今後その設備の一般市民の利用は考えているか」との質疑に対し、執行部から「公用車は1年間に平均して7,000キロの走行距離であるため、更新基準の年数はおおむね経過する。近隣市町も同様の取扱いのところが多い。また、電気自動車の充電設備は、本庁2か所、不知火支所と三角支所に1か所ずつ、保健センターに1か所の計5か所設置予定である。電気自動車の普及が増えれば充電スタンドの設置を考え、一般市民の利用も検討する」との答弁がありました。これに対し、委員から「公用車は夜に充電するため、昼間に一般市民が利用すれば市の利益にもつながるのではないか。是非検討してほしい」との意見がありました。

次に、企画費の用地取得補助金及び施設等建設補助金について、委員から「誘致が決まった企業に交付するのか」との質疑に対し、執行部から「立地協定を締結した企業に交付するもので、企業の投資が終わった後、投資した金額に応じて支払う」との答弁がありました。さらに、委員から「交付の対象は、令和6年度に投資した企業か。また、この財源は一般財源か」との質疑に対し、執行部から「立地協定から増設は3年以内、新設は5年以内の投資が対象。令和7年度の予算は、令和4年度の協定分が含まれている。また、財源は全て一般財源である」との答弁がありました。これに対し、委員から「正に政策予算であるので、企業の投資に関しては、限られた地域だけではなく旧5町にどのような手立てが必要なのか見直しをし、慎重に進めてほしい」との意見がありました。

次に、給食総務費の賄材料費について、委員から「本市は、いち早く小中学校給食費の完全無料化を実施しているところだが、国の政策による小学校給食費の完全無料化が実施されることになったことにより、市の政策との整合性を持たせなければならないが、この予算はどのような取扱いとなるか」との質疑に対し、執行部から「国は、2025年の5月中旬をめどに制度設計をし、2026年度に無料化を実施予定である。現段階では国の制度設計が不透明であるため、今後、本市の制度とのかい離があるかを見極めながら、再検討する考えである」との答弁がありました。これに対し、委員から「中学校の完全無料化について、会派にて国に要望活動を行ってきた。市においても積極的に要望活動を行ってほしい」との意見がありました。

次に、学校建設費のバス借上料について、委員から「豊福小学校の校舎建築に係るバス借上料とのことだが、運動場が使用できなくなるため、代替地への移動用か。また、積算の根拠は」との質疑に対し、執行部から「工事期間中運動場が使用でき

ないため、代替地への移動に大型バスを借り上げる。運動会の練習で7日、運動会の予行演習及び当日用に3日で積算している」との答弁がありました。さらに、委員から「不知火中のスクールバス運行を委託している業者への追加委託はできないのか。また、市のマイクロバスの運転手への依頼はできないか」との質疑に対し、執行部から「一度検討したが、スクールバス運行を委託している業者は、増額契約が難しいとのことであった。また、学校規模全体での移動となると、市所有のマイクロバスでは往復回数が増え、授業に支障が出ることからチャーターすることとした」との答弁がありました。

次に、議案第36号奨学金特別会計予算について、委員から「十数年言い続けてきたが、給付型の検討は行っているか。卒業後本市に戻ることを条件として無償にするなどすれば、卒業後に戻ってきてもらえるのではないか」との質疑に対し、執行部から「令和6年度の宇城市在住の返還者は25%である。奨学金制度をどう定住に結び付けるか、令和7年度に幾つか例を示しながら検討したい」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件であります。委員会を3月18日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第32号一般会計予算のうち、補助金の多面的機能支払事業補助金について、委員から「以前から、この事業に対する事務が繁雑だということで参加が少なく、先に進んでいなかったと思うが、土地改良区が事務局となれば他行政区も参加するのではないか。行政区に対してどのように働き掛けていくのか」との質疑に対し、執行部から「事務の繁雑化でやめられる地区が多かった。しかし今回、長年の課題であった活動組織の一部広域化を行った。最終的な目標は、本市で1つの活動組織としてできないかと考えている。そうすれば、この事業に参加していない

地域でも組織は強化されるので、今後は参加してみようということになり周知が広がっていくと思う。徐々にではあるが、広域組織の参加に向けて地域に働き掛けていく」との答弁がありました。さらに、委員から「広域になれば大規模事業や緊急的な事業ができるようになることはいいことだと思うが、小規模の事業ができなくなるのではないかと心配をしている行政区はないのか」との質疑に対し、執行部から「心配している声も確かにある。各組織で行っていた事務を土地改良区が行うだけであるので、活動はこれまでどおり各組織で行っていただくため、小規模だから予算が回ってこないということはないと考えている」との答弁がありました。

次に、地域おこし協力隊活動補助金について、委員から「農業に対する地域おこし協力隊は初めての取組だが、応募はなかったのか。また、どのような活動をするのか」との質疑に対し、執行部から「令和7年4月から1人来てもらうことが決定している。今回、本市で募集している地域おこし協力隊は他所とは違い、直接大見地区へ入ってもらうことになるため、応募が少なかったと考えている。活動内容は、農業をしながら販路拡大等を担ってもらい、地域の問題を解決してもらう」との答弁がありました。さらに、委員から「農家の受入体制ができれば増員は可能なのか」との質疑に対し、執行部から「募集については個人で人員が欲しいというのではなく、今後どのように農業を発展させていくかを地域ぐるみで計画したところに募集を考えている」との答弁がありました。

次に、工事請負費のうち市営住宅改修工事費について、委員から「築切団地は湿気がひどいと聞いている。この点は解消されるのか」との質疑に対し、執行部から「団地の耐用年数は半分しか経っていないが、湿気対策や外壁、屋根関係を含めた全体的な大規模改修を行う予定である。湿気対策については、もともと宅内の排水管から漏れていたのではないかと疑いがあり、給排水管は全て改修する」との答弁がありました。また、委員から「湿気対策は全戸を対象に行うのか」との質疑に対し、執行部から「市営住宅の長寿命化計画どおり、令和5年度から10年度にかけて10棟全てを改修する予定である。令和6年度は2棟改修する予定であったが、国の補助金の関係で1棟しかできなかった。そのため、令和7年度に3棟分の予算を計上している」との答弁がありました。これに対し、委員から「湿気で悩んでいる方々がいらっしゃるので、なるべく早く終わるようにお願いします」との意見がありました。

次に、議案第37号水道事業会計の委託料のうち漏水調査業務委託料について、委員から「今回初めて人工衛星を使って調査をするということだが、どのように調査をするのか」との質疑に対し、執行部から「人工衛星には電波、電磁波及び衛星画像のための機器を搭載しており、漏水調査については、人工衛星から発せられる

電磁波の反射特性を利用して雨水などと水道水を見分ける。市内には600キロメートルほどの管があるので、それを100メートルごとの範囲で全体を人工衛星から確認し、ある程度の場所を特定して現地調査を実施する。人工衛星の活用により、表面上に見えない大きい漏水箇所を早期に発見できることがメリットである」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件4件であります。委員会を3月18日に、第三委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第32号一般会計予算のうち、歳入の督促手数料について、委員から「督促手数料を廃止している市町村もあるが、本市の状況は」との質疑に対し、執行部から「督促状発送に係る郵便料金が上がってきているので、それらの経費と督促手数料による収入を比較し、督促手数料は廃止しない方がよいと判断している」との答弁がありました。

また、インターネット公有財産売却システム利用料について、委員から「具体的にはどのような手数料か」との質疑に対し、執行部から「インターネット公有財産売却システムを利用して積載車10台の売却を予定している。1台約35万円、合計で350万円の売却を見込んでおり、売却額の約1割が利用料となるため35万2,000円をシステム利用料として計上している」との答弁がありました。

また、子育てひろばに関する予算について、委員から「重層的支援体制整備事業に子育てひろばの事業も含まれることになり、施設を利用する子どもたちの幅が広がると思うが、開所日数、人員等は現状のままで十分であるのか。また、それらを充実させるための予算は計上されているか」との質疑に対し、執行部から「開所日数等について、今年度は前年度と比較すると利用者が大きく増加しているため、今後調査していくべきだと考えている。人員については、新たに課題を抱える親子が多く利用するようであれば、人員を増加するのか、それ以外の方法で対応するのか

を、状況を見ながら検討していく。また、予算について、子育てひろばの事業は、開所日数や職員数等に応じて国から交付される補助金の範囲内で行っているが、令和7年度から新規事業を始めることに伴い補助金の加算があることから、計上額は増加している」との答弁がありました。これに対し、委員から「非常に期待している施設であるが、土日を含めて開所日数を増やすなど、多くの人が利用できるよう今一步踏み込んでほしい」との意見がありました。

また、産婦乳児健診業務委託料について、委員から「令和7年度から新たに始める事業とのことだが、どのような理由から始めるのか」との質疑に対し、執行部から「出産後間もない産婦に対する健康診査と生後1か月の乳児の健診、健康診査を行い、出産後から幼児期までの切れ間のない支援体制を整備するものである。もともと産婦人科等の経営努力により安価に実施されていた健診であったが、人件費等の高騰により継続困難に陥らないように、国や県の補助金も活用し、市が負担する形で実施することになった」との答弁がありました。

次に、議案第33号国民健康保険特別会計予算について、委員から「国民健康保険加入者の減少は一定程度続いているのか」との質疑に対し、執行部から「毎年、大体四、五百人ずつ減少している。加入者減少の主な要因は、社会の高齢化により、75歳になって国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する人数が多いことである」との答弁がありました。

以上が、答弁と質疑の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件4件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第32号令和7年度宇城市一般会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３２号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３３号令和７年度宇城市国民健康保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３３号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３４号令和７年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３４号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３５号令和７年度宇城市介護保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３５号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３６号令和７年度宇城市奨学金特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３７号令和７年度宇城市水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３７号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３８号令和７年度宇城市下水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第３８号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第８ 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（豊田紀代美君） 日程第８、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第１１０条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、令和７年第１回宇城市議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前１０時３０分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第 5 2 0 0 号

令和 7 年 3 月 1 1 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

総務文教常任委員長 坂元 大介

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決
議案第 5 号	令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第 9 号	宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 号	宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 号	宇城市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 号	宇城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第 1 3 号	宇城市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 1 号	工事請負契約の締結について（小川総合文化センター中規模改修工事）	可 決
議案第 2 2 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（松橋中学校校舎棟改築工事）	可 決
議案第 2 3 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校外構工事）	可 決
議案第 2 5 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（1））	可 決
議案第 2 6 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（熊本県農業研究センター果樹研究所敷地（2））	可 決
議案第 3 1 号	宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について	可 決
議案第 4 0 号	宇城市総合政策審議会条例の制定について	原案可決

宇城市議第 5 2 2 2 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

総務文教常任委員長 坂元 大介

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 2 号	令和 7 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 6 号	令和 7 年度宇城市奨学金特別会計予算	原案可決

宇城市議第 5 2 0 0 号

令和 7 年 3 月 1 1 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

建設経済常任委員長 嘉古田 茂己

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決
議案第 6 号	令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 7 号	令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 6 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 7 号	宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 8 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 9 号	宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 4 号	権利の放棄について（水道料金の債権）	可 決

議案第 2 9 号	市道の路線の廃止について	可 決
議案第 3 0 号	市道の路線の認定について	可 決
議案第 3 9 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決

宇城市議第 5 2 2 2 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

建設経済常任委員長 嘉古田 茂己

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 2 号	令和 7 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 7 号	令和 7 年度宇城市水道事業会計予算	原案可決
議案第 3 8 号	令和 7 年度宇城市下水道事業会計予算	原案可決

宇城市議第 5 2 0 0 号

令和 7 年 3 月 1 1 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決
議案第 2 号	令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 3 号	令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 4 号	令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 4 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 5 号	宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 0 号	宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第 2 7 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 4 9 1 番）	可 決

議案第 2 8 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について（旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内 5 0 4 番）	可 決
-----------	--	-----

宇城市議第 5 2 2 2 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 2 号	令和 7 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 3 号	令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第 3 4 号	令和 7 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第 3 5 号	令和 7 年度宇城市介護保険特別会計予算	原案可決

令和7年第1回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件 名	議員名																				審議結果	賛成	反対
	1 林田和	2 津志田幸紀	3 坂元大介	4 四海公貴	5 河野真理	6 吉良邦夫	7 田中美君	8 嘉古田茂己	9 原田祐作	10 永木誠	11 山森悦嗣	12 三角隆史	13 坂下勳	14 大村悟	15 高橋佳大	16 園田幸雄	17 河野正明	18 豊田紀代美	19 中山弘幸	20 石川洋一			
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	承認	19	0
議案第1号 令和6年度宇城市一般会計補正予算(第5号)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第2号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第3号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第4号 令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第5号 令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第6号 令和6年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません	○	○	原案可決	18	0
議案第7号 令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算(第4号)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第9号 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第10号 宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第11号 宇城市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第12号 宇城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第13号 宇城市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第14号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第15号 宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第16号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0

令和7年第1回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件 名	議員名																				審議結果	賛成	反対
	1 林田和	2 津志田幸紀	3 坂元大介	4 四海公貴	5 河野真理	6 吉良邦夫	7 田中美君	8 嘉古田茂己	9 原田祐作	10 永木誠	11 山森悦嗣	12 三角隆史	13 坂下勳	14 大村悟	15 高橋佳大	16 園田幸雄	17 河野正明	18 豊田紀代美	19 中山弘幸	20 石川洋一			
議案第17号 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません	○	○	原案可決	18	0
議案第18号 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第19号 宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第20号 宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第21号 工事請負契約の締結について(小川総合文化センター中規模改修工事)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	18	0
議案第22号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(松橋中学校校舎棟改築工事)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	18	0
議案第23号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(小川中学校外構工事)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	18	0
議案第24号 権利の放棄について(水道料金の債権)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	18	0
議案第25号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について(熊本県農業研究センター果樹研究所敷地(1))	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	18	0
議案第26号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について(熊本県農業研究センター果樹研究所敷地(2))	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	18	0
議案第27号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について(旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内491番)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		○	○	可決	17	0
議案第28号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について(旧宇城市民病院敷地内松橋町豊福字構の内504番)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		○	○	可決	17	0
議案第29号 市道の路線の廃止について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	18	0
議案第30号 市道の路線の認定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	18	0
議案第31号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	18	0
議案第32号 令和7年度宇城市一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第33号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○		○	○	原案可決	18	0

令和7年第1回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件 名	議員名																				審議結果	賛成	反対
	1 林田和	2 津志田幸紀	3 坂元大介	4 四海公貴	5 河野真理	6 吉良邦夫	7 田中美君	8 嘉古田茂己	9 原田祐作	10 永木誠	11 山森悦嗣	12 三角隆史	13 坂下勳	14 大村悟	15 高橋佳大	16 園田幸雄	17 河野正明	18 豊田紀代美	19 中山弘幸	20 石川洋一			
議案第34号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	議長のため 表決には加わりません	○	○	原案可決	18	0
議案第35号 令和7年度宇城市介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第36号 令和7年度宇城市奨学金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第37号 令和7年度宇城市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第38号 令和7年度宇城市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第39号 令和6年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第40号 宇城市総合政策審議会条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
発議第1号 宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0